

日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題

－嘉納治五郎の成果と今日的課題－

－第 2 報－

研究班長 菊 幸一（筑波大学）
研究班員 真田 久（筑波大学）、清水 論（筑波大学）、友添秀則（早稲田大学）、
田原淳子（国士舘大学）、永木耕介（兵庫教育大学）、
村田直樹（財団法人講道館）、山口 香（筑波大学）
担当研究員 伊藤静夫、森丘保典（スポーツ科学研究室）

目 次

はじめに：日本体育協会創成期以降における嘉納治五郎の成果から、
体育・スポーツの今日的課題を考える（菊）

1. 本研究の総括的な動機と目的	3
2. 2年次における研究の論点と目的	4
1. 関東大震災（1923年）後の競技力向上とスポーツ公園の造営 －嘉納治五郎と大日本体育協会による復興への取り組み－（真田）	
1-1 関東大震災直後の嘉納と大日本体育協会の対応	5
1-2 全日本選手権大会の開催	6
1-3 オリンピック競技会（パリ大会）への派遣	6
1-4 スポーツ公園の誕生	7
1-5 嘉納の復興理念	10
1-6 関東大震災後のスポーツの発展	10
1-7 まとめ	11
2. 1940年第12回オリンピック東京大会の組織体制と大日本体育協会 (1) 大会組織委員会の構成と大会への期待（田原）	
2-1 はじめに	13
2-2 第12回大会の組織体制について	13
2-3 大日本体育協会役員の見解	17
2-4 おわりに	18
3. なぜオリンピックを東京に招致しようとするのか？ オリンピックと都市東京の1940-1964-2016（清水）	
3-1 問題の所在	21
3-2 1940年東京オリンピック招致の理念	21
3-3 1964年東京オリンピック招致の目的	28

3-4	1964年東京オリンピックの現実	30
3-5	2016年東京オリンピック招致の意図	32
3-6	オリンピック招致と都市東京をめぐる権力編成：課題と未来	34
4. 嘉納治五郎の「体育」概念に関する覚え書き		
～大日本体育協会の名称との関係性を視野に入れて（友添）		
4-1	はじめに	39
4-2	嘉納の体育概念を明確化するために	40
4-3	『柔道一斑竝ニ其教育上ノ價值』にみる体育概念	40
4-4	『青年修養訓』にみる体育概念	42
4-5	『精力善用国民体育』と「体操」「競技運動」批判	43
4-6	『精力善用国民体育』における嘉納の体育	45
4-7	おわりに	47
5. “柔道”と“スポーツ”の相克－嘉納が求めた武術性という課題－（永木）		
5-1	問題の所在	51
5-2	「武術性」の重視	52
5-3	アメリカ・ハワイの事例	56
5-4	おわりに	65
6. 嘉納治五郎が理想とした柔道－女性柔道に託したもの－（山口・溝口）		
6-1	はじめに	69
6-2	講道館女子部の誕生	69
6-3	講道館女子部の昇段	72
6-4	明治末から昭和初期の婦人柔道	73
6-5	女性の柔道試合	75
6-6	嘉納の柔道論と女子柔道	76
6-7	おわりに	77
7. 嘉納治五郎の思想と現代社会への連関について－体育・教育の視点から－（村田）		
7-1	緒言	81
7-2	術から道へ－原理の発見	81
7-3	体育観	82
7-4	体育批判	83
7-5	教育観	83
7-6	現代日本人社会の断章	84
7-7	国土の気概－現代に蘇らせるもの	86
おわりに：2年次の研究成果と3年次に向けて残された課題（菊）		
1.	2年次の研究成果	89
2.	3年次に向けて残された課題	93
資料 会議記録（森丘）		95

はじめに：日本体育協会創成期以降における嘉納治五郎の成果から、体育・スポーツの今日的課題を考える

菊 幸一（筑波大学）

1. 本研究の総括的な動機と目的

本研究の1年次の課題で述べたように、本研究全体を貫く動機は、日本体育協会が1911（明治44）年に嘉納治五郎を初代会長として大日本体育協会という名で設立されてから、2011年に創立100周年を迎えたことに始まる。講道館柔道の創始者であった嘉納治五郎は、1909年に日本人初のIOC委員となり、1911年に自ら初代会長として大日本体育協会を設立して、オリンピック大会への参加のみならず、「スポーツによる人間教育」「学校体育の充実」「生涯スポーツ振興」「スポーツによる国際交流」に尽力するなど、我が国の体育・スポーツの礎を築いた始祖の一人であった。彼の思想と成果は、もとよりこれまでさまざまに論じられ、今日なおその意義が問い続けられていることは周知の通りである。しかしながら、大日本体育協会から創立100年を迎えた今日、戦前・戦後を通じて我が国の社会情勢が大きく変動し、国境を越えたグローバルな課題が噴出する21世紀社会においてもなお、彼の成果がこれからの我が国におけるスポーツ・ビジョンを構想していく上において何が、どのように有効であり、またそれ故に限界を持つものとしてとらえられるのかは未だに不明な点が多いように思われる。一方では、今日からみた戦前社会へのイデオロギー的批判から嘉納の成果をあらかじめその「限界」や「批判」から規定しようとする解釈がある反面、他方では、彼の成果を無批判に受け入れることによって、あたかも神格化された絶対的存在として彼の成果を肯定的にしか評価しえない態度も見受けられるように思われる。いずれも、今日における我が国の体育やスポーツの今日的課題と将来に向けてのビジョン構築との関係から、冷静にその成果の応用可能性と限界とを見極めることが求められているといえよう。

ところで、日本体育協会の設立をめぐる創成期とは、単に日本のスポーツがオリンピック大会に

出場するために、その参加条件として国内統括団体（NOC）を設立させなければならなかった時期だという表層的な画期としてのみ理解されるべきではなかろう。確かにそこには、種目別に発展してきた日本のスポーツに対してオリンピック大会参加を契機として、これらを組織的にまとめなければならないという制度的な必要性はあるものの、さらに重要なのは、そのために日本のスポーツをめぐるどのような理念や課題が示され、それがどのような社会的意義や可能性を、そして限界をもったのかを考える画期としてとらえることの必要性である。そのためには、当時の日本をめぐる社会的、文化的状況を十分に踏まえつつ、その歴史的文脈のなかで嘉納治五郎なる人物が、個人としてだけではなく、その当時の歴史社会的文脈を生きた社会的存在として、我が国の体育やスポーツをどのように考え、何を期待し、何をなそうとしたのかについて明らかにすることが重要なのである。創立100周年を迎えた今日に生きる我々であるからこそ、その成果を冷静に分析し、評価して、これからの日本体育協会、JOCをはじめとするスポーツ統括団体や、ひいては日本のスポーツのあり方の参考とすべき今日的課題を析出する大きな手掛かりが得られるのではないかと考えたことが、本研究全体を貫く研究の動機である。

したがって、本研究の総括的な目的は、日本体育協会創成期における体育・スポーツを考えることが、なぜ体育・スポーツの今日的課題につながるのかを問題意識として共有しつつ、大日本体育協会の初代会長である嘉納治五郎の思想や考え方に基づく成果を、彼の生きた歴史社会的状況に照らしながら評価し（もちろんこの評価には、今日的状況からみた限界と可能性が含まれるが）、21世紀の体育・スポーツを推進する日本体育協会やJOCの組織としての、次なる100年に向けた今日的課題を明らかにすることである。そこで1年

次の本報告では、これまでの嘉納自身による、または嘉納に対する著作や研究論文等をできるだけ本研究の目的に沿ってレビューし、当時の社会環境および状況等の歴史的文脈を踏まえた上で、その体育観・スポーツ観の本質に迫るべく嘉納の言説を以下のような観点から検討した。

- 1) ナショナルスタンダードとしての運動の仕方と国民体育との関係
…嘉納による柔術のスタンダード化と海外普及
…嘉納治五郎の国民体育
- 2) 嘉納の「柔道」概念にみる体育とスポーツ及びその歴史社会的背景
…嘉納治五郎の「柔道」概念に関する考察
- 3) <体操-体育-国民体育>の系譜におけるネットワークと組織化との関係
…日本における体操-体育の展開と嘉納治五郎
- 4) 女子柔道に対する考え方と国民体育との関係
…嘉納治五郎と女子柔道
- 5) 嘉納治五郎の成果をめぐる文献解題
…「嘉納治五郎」を知るための主要文献資料について

2. 2年次における研究の論点と目的

1年次における研究成果は、嘉納の体育観と柔道観との関係、国民体育のとらえ方と競技運動との関係、国民体育につながる女子柔道への考え方、伝統としての柔道とインター・ナショナルな普及との関係、等々が主に議論された。その結果、(1)依然として競争の結果として頂点をめざすことと国民体育の普及とが具体的にどのような関係や矛盾を伴うものであり、それは調和のとれた健全な国民体育の普及と競技スポーツの発展とをどのようにもたらすものであるのかは、1年次の研究成果から十分に明らかにされたとは言えなかった。また、(2)それとの関連で嘉納の体育思想における「体育」概念とはどのような普遍的性格を持ち、これとオリンピック運動がどのように関係するのかについては、特に1940年の「幻の

東京オリンピック」招致に対する嘉納の態度や大日本体育協会の姿勢から明らかにしていく必要がある。その際、(3)当時の世相や社会情勢との関連から、嘉納の「精力善用」に代表されるプラグマティックな思想的性格がどのような結果や解釈を生み出し、どのような外圧との軋轢や抵抗を生み出したのかも考察しなければならないだろう。さらに、(4)1年次に明らかにされたインター・ナショナリズムの文脈からみた嘉納の柔道観の特徴を、対外的には伝統的な武術重視の観点から説き起こしつつ、対内的には女子柔道における形の重視との関係からも見ていく必要がある。

以上のような1年次の研究成果からみた論点の整理から、2年次においては以下に示す研究の目的とサブテーマが設定された。

- 1) オリンピックに向けた競技力向上と国民体育振興との関係を明らかにすること。このサブテーマとして、(1)関東大震災後の競技力向上とスポーツ公園の造営、(2)1940年第12回オリンピック東京大会の組織体制と大日本体育協会、(3)なぜオリンピックを東京に招致しようとするのか、を取り上げる。
- 2) 嘉納の体育思想における「体育」概念を大日本体育協会の名称に込められた意味から明らかにすること。このサブテーマとして、(4)嘉納治五郎の「体育」概念に関する覚え書き、を取り上げる。
- 3) 主に嘉納の柔道思想における武術的性格の位置づけから対外(インター・ナショナル)的、対内(ナショナル)的な柔道とスポーツとの関係の特徴や課題を明らかにすること。このサブテーマとして、(5)「柔道」と「スポーツ」の相克、(6)女性柔道に託された嘉納治五郎の理想とした柔道とは何か、を取り上げる。
- 4) 現代社会の世相に関連した嘉納の体育・教育思想の意義と課題を試論的に展開してみる。サブテーマとして、(7)嘉納治五郎の思想と現代社会への連関、を取り上げる。

1. 関東大震災(1923年)後の競技力向上とスポーツ公園の造営 — 嘉納治五郎と大日本体育協会による復興への取り組み —

真田 久 (筑波大学)

日本は第二次世界大戦前、オリンピックにおいて、陸上の跳躍、水泳で大活躍した時期がある。水泳王国ニッポンと言われ、また陸上の三段跳びでは、三大会連続して優勝した。この陰には、関東大震災の直後に下した嘉納治五郎の決断があった。あわせて、復興のために新設した公園に競技施設を設けるように提言し、一般の人々にもスポーツに触れる機会を設けたのであった。

関東大震災を契機として、競技力向上とスポーツの大衆化の双方をはかろうとしたと考えられる。これらは嘉納と大日本体育協会によるスポーツによる社会の復興への試みであったとも受け取れる。本報告では、これらの点について検証するものである。

1-1 関東大震災直後の嘉納と大日本体育協会の対応

1923(大正12)年9月1日、11時59分に、神奈川県相模湾北西沖80kmを震源とするマグニチュード7.9の大震災が起こった。ちょうど昼前で、各家庭ではガスやこんろなどを使って昼ご飯の準備をしていたため火災が発生し、東京市と横浜市では、死者・行方不明者10万5千人にも達したのであった。被害総額は当時の国家予算の1年4カ月分にもなった。

震災のあった日、嘉納治五郎は樺太に出張中で、柔道や講道館文化会のための活動の最中であつたが、急ぎ帰京した。講道館では、道場をすぐさま解放し被災者を收容した。

門弟の中では、富田常次郎(講道館門弟、東京高師柔道教師)は家が倒壊して下敷きになったが、自力でがれきを除いて助かった。

大日本体育協会(現在の日本体育協会の前身)は、9月30日に帝国ホテルにて理事会、常務委員会を開き、嘉納名誉会長を座長として、次のことを決議した。

「一. 全日本選手権競技会開催の件

大震災後復興に全力を尽くすべき時に国民の士気を鼓舞する為め、最も質素に東京に於て十一月中に選手権大会を開くことに決定。

二. 国際オリンピック大会に代表選手を派遣すること。

明年の夏巴里に第八回国際オリンピック大会が開催されるについては万難を排して特に優秀なる競技者及び指導者を選考して派遣すること。如上の決定に従つて今秋全国にて第一次予選競技会を行ひ、明春四月中旬第二次予選会を東京にて開催すること。参加宣言文の起草者として末弘常務理事を推す。

三. 本会を財団法人組織となすこと。

三井、三菱及び岸会長等の出資を基本として財団法人を組織すること。

四. 雑誌は休刊、年度発行を見合わせる事。

本会機関雑誌「アスレチックス」は本年度中休刊とし明年一月より発刊すること、又年鑑は発行を見合わせる事。

五. 新東京に計画中の公園内に競技場設置を建議すること。

復興事業中に運動競技の諸設備を加えること並びに右に関して本会より推薦する役員を計画委員に加えることを建議する。

六. 本会事務所を当分、芝区伊皿子町七十番地岸会長邸に移すこと¹⁾」

一、二、五についてが、スポーツによる社会の復興に関する内容である。これに基づいて翌10月1日、「第八回国際オリンピック大会参加」の宣言文を協会は発表した。そこには、翌年7月にパリでのオリンピックに選手を送る計画は既に一般に知られているところで、大震災でこの計画を放棄するのは遺憾であり、スポーツ界の将来の発展のために、特に優秀な選手と指導者に限って派遣したい、という旨が書かれている²⁾。当時、オリンピックへの選手派遣どころではないという声

もあがっていたに違いない。また、10月1日には講道館で柔道の稽古が開始された。

当時の新聞には「運動界も捲土重来、来月全日本選手権大会 明年のパリ国際大会にも選手を送るに決定」と題して次のように書かれている。

「大日本体育協会は三〇日午後四時から帝国ホテル内で会長理事常務委員が参集し今年度の運動界並に来年七月巴里で開かれる世界オリンピック大会に我国選手派遣について左の様な発表をした。今回帝都の大シンサイにより今秋の運動競技界に対し一頓挫せしむることは我国将来の為遺憾なことであり十一月中に全日本選手権大会を駒場トラックで開催するに決した、又同会は兼ねて明年七月巴里に開かれる国際オリンピック大会に選手を送るの計画のあったことは一般の知る処だが此の震サイの為に全然計画を放擲するは極めて遺憾なことあるとしこの際海外に日本国民の元氣と復興の意気を示す為めにも派遣した方がよいとて小規模ながら優秀な選手と指導者を送ることに決定し十一月にカイ催される全日本選手権大会を東京の第一予選とし明年四月中旬に第二次予選を行つて派遣等を決する筈である。その他復興事業中に運動競技の諸設備を加へ復興委員中に同会役員を参与せしむる件等決定因みに震災の損害はトロフィ三個焼失したのみで聖上カップ摂政カップその他は無事であつた³⁾」

オリンピックへの選手派遣は、それまで積み上げて来たスポーツ界の進歩を止めるべきではないということと、海外に日本国民の復興の意気を示すという観点からも決定されたのであった。スポーツの発展とそれによる社会への影響を意識していたことが窺える。

さて、嘉納の主導で大日本体育協会が発表したこれらの提案は果たしてそのまま実行されたのであろうか？結論からいうと、すべて実現したのである。これらの3つの提案がどのように実行されたのかを追ってみたい。

1-2 全日本選手権大会の開催

当初、1923年9月に全日本選手権競技大会を東京で実施する予定であったが、大震災の発生により、開催は不可能となった。しかしながら、嘉納は「復興に尽くすべく、国民の士気を鼓舞する

ため、最も質素に東京にて11月に延期して開催すること」を決定したのである。そして実際に、11月に第11回全日本選手権陸上競技大会が、オリンピック一次予選会として行われたのであった。大会の概要は次の通りである。

第11回全日本選手権陸上競技大会

- ・期日：1923年11月10、11日（震災2月後）
- ・会場：駒場トラックに200余名が出場
- ・種目：100m、200m、400m、1500m、5000m、10000m、マラソン、10000m競歩、低ハードル、ハイハードル、400mリレー、1600mリレー、走幅跳、走高跳、棒高跳、ホップステップジャンプ、円盤投、砲丸投、ハンマー、五種競技、十種競技

これらのうち、200m、400m、マラソン、低ハードル、1600mリレー、円盤投げなどの種目で日本新記録が樹立されるなど、盛況であった。

この陸上競技大会について、当時の新聞では次のように書かれている。

「国際的晴れの舞台に出陣しやうと意気込む全国から集まった二百余名の猛者の緊張振りは大したものであるが、応援者も負けず劣らずトラックの周囲を埋める⁴⁾」

「前日の雨が晴れて絶好の秋日和日曜日と来て居るから駒場のトラックは大盛況を極めた⁵⁾」

新記録が多く出たことを称え、競技者のみならず、観客たちも応援に精を出していたようすが描かれている。こうして、全日本選手権は成功裡に開催されたのであった。この大会の優勝者に、嘉納賞杯（1600mリレー）や英皇太子賞杯（400mリレー）とともに、五種競技の優勝者に、内相の後藤新平がトロフィーを贈っている⁶⁾。後述するように、後藤は復興局総裁として、東京の復興に力を注いだ人物であり、競技会の開催に復興への思いを託したものと思われる。五種競技の優勝者は上田精一という東京高師の学生で、翌年のパリ大会に出場している。また英皇太子賞杯を受けた納戸徳重も東京高師出身で、400mリレーでは極東レコードも出し、同様にパリ大会に出場している。

1-3 オリンピック競技会(パリ大会)への派遣

同協会の主張通り、1924年の第8回オリンピ

ック（パリ大会）に選手が派遣された。この大会では、次の選手が活躍し、入賞を果たした。

内藤克彦：レスリング	3位
織田幹雄：三段跳び	6位
高石勝男：水泳100m自由形	5位
日本チーム：競泳800mリレー	4位

レスリングで銅メダルを獲得したほか、欧米で人気の高い水泳と陸上競技で入賞できたことは、大きな収穫となった。特に織田幹雄はじめその後の跳躍陣の活躍に弾みがついたのであった。この経験は次の第9回オリンピック（アムステルダム大会）で花開いたのである。織田が三段跳びで見事、日本人初となる金メダルを獲得するとともに、鶴田義行も水泳200m平泳ぎで金メダルを獲得した。さらに、人見絹枝が陸上800mで日本人女性初となる銀メダルを獲得した。

この後の第10回オリンピック競技会（ロサンゼルス大会）では、水泳5種目で金メダル、陸上の三段跳びで南部忠平が金、100mで吉岡隆徳が6位、馬術では西竹一が金メダルを獲得した。この流れは1936年の第11回オリンピック（ベルリン大会）にも引き継がれたのである。

ベルリン大会では、水泳4種目で金、三段跳び（田島）金（原田）銀、棒高跳び（西田）銀（大江）銅という成績であった。さらに1940年大会の東京開催も決定したのであった。一躍日本はスポーツ先進国の仲間入りを果たしたのであった。

もしも1924年のオリンピックに出場していなかったなら、日本選手の国際的な活動にブランクが生じ、世界での活躍は、まだ先のことであったに違いない。織田幹雄はその著書において、パリ大会に出場したことで、次のオリンピックには、三段跳びに絞れば表彰台を狙えるという思いに至ったと述べている⁷⁾。パリ大会への出場は、日本選手の国際競技力向上に大きな意味を持っていたのである。関東大震災後に嘉納が中心となって大日本体育協会において決めたパリ大会への選手派遣が、日本のスポーツ界の国際的な発展にあずかったといえる。

1-4 スポーツ公園の誕生

関東大震災の直後、前東京市長であった後藤新平（1857～1929年）が帝都復興院総裁（後に復

興局総裁）として、広範な復興計画を立てた。後藤の見積もった予算は大幅に縮減されたものの、実際に当初の計画に沿って大小の公園が新設されることになった。

最終的な東京復興公園計画は、次のようなものとなった。

「常時ニ在リテハ衛生、休養、慰安ノ機関トシテ非常時ニ在リテハ防火、避難、救護ノ要所トシテ都市ニ於ケル公園ノ配置及ビ面積ノ適否ハ都市計画上ノ重要事項ナリ⁸⁾」

この計画は1924年12月の臨時議会にて認められ、こうして江東公園（後の錦糸公園）、隅田公園、日本橋公園（後の錦糸公園）が造成されることになった。あわせて、東京市に52の小公園が造成されることになった。公園建設に携わったのは、復興局公園課長の折下吉延（1881～1966年）と東京市公園課長の井下清（1884～1973年）であった。

東京市で作られた52の小公園について井下は次のように述べている。

「学校公園なる名称は便宜上の略称であって、小学校隣接小公園と云うべきものである。（中略）学校より見れば此の公園は校庭の延長となり、運動場教材園の拡張とする。公園よりすれば学校構内地を直接に利用することは出来ぬが、其隣に広い空地があり不燃質の大建築物が建てられている事は空気の清澄、日射の充分なることと共に非常時に際して保安地としての機能を増大するのみならず、学校の一部を一般に公開するときには公園と共に慰安教育の方面的センターを為し、民衆教育に休養慰安に社会事業の宣伝に利用する事が出来る。（中略）

地割の歩合は三～四割を樹林花園として残余を通路広場又は建物敷とする。広場は大小三区に分ち一は集団運動用とし約四百坪を占め、一は幼児（学令以下）の遊戯場、一は少年少女用の運動器場とする。大広場には其一方に壇を設け涼亭を建設し公園景致の中心とし、戸外の講演、町内の祭典、映写、奏楽等の催を為す事ができて方面的の中心広場の働を為さしめる⁹⁾」

東京市には52の小公園が設けられたが、近隣住民用の方面公園的機能を持つほか、隣接の小学校校庭の延長として、時には児童の運動場や遊び

場となり、または教材園ともなるように考慮して作られたのであった。小学校に隣接した公園という計画は極めて日本的な発想といえよう。狭かった小学校の運動場を補完する機能が加えられたのであった。これは公園計画の新機軸を開いた試みであった。

三大公園（隅田、錦糸、浜町）は、欧州において都市計画や公園事業について学んだ経験があり、復興局建築部公園課長であった折下吉延の指揮のもとに作られた。折下は明治神宮造営局技師であった人物で、外苑の運動施設の建設にも関わっていた。その時の経験を活かす事になったのである。

三大公園に共通の特徴は、従来の公園には見られなかった大規模の運動施設（プール、陸上競技場、野球場、テニスコートなど）を設けたことであった。そして芝生地を多く取るなど近隣住民はもちろんのこと、全市民にも利用できるレクリエーション中心の公園であり、また遊具を豊かに設置した児童公園としての機能も持たせたのであった。

中でも、隅田公園は最も広くウォーターフロントを実現したわが国最初の公園であった。この公園は、平時にはレジャーとして、緊急時には避難場として使用できるようにした。この公園は面積が52700坪と公園の中で最大となり、完成は1931（昭和6）年であったが、公園内にボートレースの観覧席を設け、プール、テニスコート、児童公園が設置されたのであった。墨堤を改築して並木通りにしてアスファルトの遊歩道を設け、排水を良くし、給水所を設けた。桜や柳などを植樹した。

スポーツ施設については、隅田川は明治以降「ボートレース」場として有名であったが、明治神宮外苑で1924年から明治神宮体育大会が始まってからは、外苑が陸上競技の中心地になっていたことに対して、隅田公園を水上競技の中心にするべき計画が進められたのであった。それは次のように進められた。

先ず東京帝大と東京商大に交渉し、隅田公園内にあった艇庫の位置を一高艇庫の隣接に移動してもらうとともに、壮大な艇庫を作り上げた¹⁰⁾。観覧席を共通に使用できるようにするとともに、並木通りの河岸沿いに広い（二間）遊歩道を設け

た。艇庫後方の広場にはテニスコート二面を設けて一般市民の使用に任せるとともに、ボート選手の補強運動にも供した。

浅草側には、縦50m、横35m、水深1.2～5mの水泳場を設けた。更衣室のほか、高さ12m半の固定飛込台及び高低を変えられるスプリングボード2台を附設した。さらには夜間でも泳げるように、水中照明として500Wの燈器19個、プールサイドには300Wの燈器12基が設置された。

水上に隣接して陸上競技場が築造され、付近の小学校の春秋の運動会会場に使用された。平常は一般市民にも開放されて、スポーツの普及が図られた。陸上競技場の面積は3200坪で一周300m、直線コース150mの走路を設け、周囲には芝生のスタンドを設け、メインスタンドの中央には、観覧席兼休憩所になる建物が建てられた。

児童公園は本所側と浅草側それぞれに1箇所設けられ、14種の運動器具が設けられた¹¹⁾。

一方、すでに大震災前から、嘉納治五郎の建議により建設が進められていた明治神宮外苑競技場を陸上スポーツのシンボルとし、この両者でスポーツの振興をはかろうとしたのであった。

復興三大公園のうち、錦糸公園は最も早く完成し、1928（昭和3）年7月18日に開園、同年12月に復興局から東京市に移管された。東京市施行の小公園は、月島第二公園が1926（大正15）年8月で、最も早く開園し、1931（昭和6）年4月に蠣殻那智公園ほか6公園が開設したのが最後であった。東京復興55公園事業がすべて終了したのは、1930年度末であった¹²⁾。

これらの公園は従来の公園とは異なり、運動施設や競技場を設けたことはもちろんであるが、下町の人口密集地域に設置したことも大きな特徴であった。つまりこれらの公園は東京市のすべての住民を対象として作られたスポーツ公園であったといえるのである。

三大公園の先駆的なモデルは明治神宮外苑であった。そのことは、「日本公園百年史」（1983年）に詳しい。

「明治神宮内苑六六万平方メートル有余の広大な苑地は、神域にふさわしい緑溢れる林地と清雅にして広闊な神苑林泉を相い交えた荘重きわまるもので、もっぱら日本風造庭を基調としながらも新時代を表徴するがごとき洋風の大胆なカーブ地割と

起伏の妙を見せている。それに対して外苑五七万平方メートルの地域は、明朗開闊で市民がゆったりと逍遙するのによく、しかも雄大な各種スポーツ施設ともマッチし、恐らくは本邦最初の大レクリエーション・センターと称してよい¹³⁾」

明治神宮外苑に競技施設を設ける事を提案した人物はほかならぬ嘉納治五郎であった。嘉納はそのことを1917年に次のように述べている。

「未だ決定にはなりません、幸ひ当局が或程度まで此義を容れ、其方針に就て今審議しつつありますから或は近く実現するであろうと思ひますが、それは何う云ふ事かと云ひますと、東京に於て此度明治神宮の外苑と云ふものが出来る。其外苑の一部に大きな運動競技場を造って貰いたいと云ふ事を先般建議したのである。(中略)明治天皇の如き偉大な総ての国民が尊崇する其お方の記念の為に出来た外苑において、年に一回位国民全体の競技大会が行われると云ふような事は結構と思ひます。其運動の種類も如きも其時になれば極まるが、私は駈ける事が最も必要と思ふ。さうして全国から選出された所の優秀なる者願はくば学校の成績の悪い者は仮に幾ら早く駈けても之は採らない、学校の成績も優れ、競技にも優れた者を表彰すると云ふ事にすれば、国民の体育と云ふものは此一つの中心点に引きつけられて益々発達し其選手は全国に於て最も優秀な体力を有って居る者は誰それであると云ふように非常な名誉である¹⁴⁾。」

明治神宮外苑は1917年10月に神宮造営局外苑課により着工された。その主任技師も折下吉延であった。折下はこの外苑建設の手法で三大公園を手がけたのである。1926年に外苑の工事が終わるが、1924年から明治神宮体育大会が始められ、全国のスポーツ愛好者たちは、この大会を国内最高峰の大会として目指すことになった。スポーツ公園は、嘉納治五郎の提唱と、折下吉延により完成されたといえる。大正期に入って日本の公共公園手法は、洋風造園とともに、運動施設の配置を考えて作られるようになったのであった。

「内外苑の造園は、わが国造園史に一時代を画したものであることは当然であるが、とくに外苑の設計によって示された洋風造園の手法のもたらした影響はきわめて大きかった。この一大事業の

経験と成果とが、大正末年より昭和初年にかけての帝都復興公園の設計施工にますますどころなく活用されたことはいうまでもない¹⁵⁾」。

・後藤新平、折下吉延と嘉納との関係

後藤新平は嘉納の講道館柔道の理念を理解し、その活動を支持していた。1922年、関東大震災の前年、嘉納は講道館文化会を設立し、「精力善用・自他共栄」という考えを世間に発表した。この考えは、日本が孤立しつつある国際情勢の中で、個人においても国家においても、最善をもって他者に尽くすことで信頼を回復し、結果的に自己も自国も発展させられる、というもので、これこそが講道館柔道の文化的精神であるというものであった。世界各地の人種的偏見を去り、文化の向上をはかり、人類の共栄を図ること、などが運動目標として掲げられた。

この講道館文化会創立式が同年4月に築地精養軒にて開催され、総理大臣高橋是清はじめ、内務大臣、文部大臣に次いで、東京市長後藤新平は代理を立てて祝辞を述べている¹⁶⁾。嘉納の考えを後藤が理解していたことがうかがえる。

嘉納は、講道館文化会の活動は、国家の運命を決する鍵を握っているとして、精力的に、国内はおろか中国(満州)、朝鮮にまで足を運び、文化会の支部を結成していった。こうした活動により、講道館は財政的に窮地に陥ってしまう。そこでそれを解決するために、講道館後援会を1926年2月につくり、広く寄付を求めることになった。この会の設立趣意書の発起人に田中義一や渋沢栄一らとともに後藤が名を連ね、さらに同後援会の評議員にも就任している。後藤は嘉納の理解者であったのだ。

また折下は明治神宮造営局の技師であったので、明治神宮外苑における運動施設の設置にも関わっていた。折下は外苑を参考にして、復興三大公園も造園したのであり、公園内に競技施設を作るという嘉納の構想を盛り込んだのである。

こうして、明治神宮外苑と隅田公園など三大公園とで、国民スポーツ普及と国際競技力の向上に果たすべく、スポーツの拠点が設立されたのである。震災翌年の1924年には外苑で第1回明治神宮競技大会が挙行された。その数年後に日本は、三段跳びや棒高跳び、そして競泳で世界トップの

座を占めるに至った。スポーツ界の国際的活躍は復興のシンボルとして人々に受けとめられたことだろう。

1-5 嘉納の復興理念

「今日こそ国民挙げて大なる決心を以て立つに最高の機会である」

これは1923年に起こった関東大震災の直後、雑誌『柔道』に掲載された嘉納治五郎の巻頭言「災いを転じて福とせよ¹⁷⁾」の一文である。

「この度の災害の為には、深き同情を表し、死者は厚く弔い、罹災者は或は救護し、或は慰問して各自その業を尽くすことは勿論」であるが、子どもの教育と同じように、「国民も万事が順調に進んで、艱苦をなめる機会が少なければ、自然と精神が弛緩し、懶惰（らいだ）にもなれば奢侈（しゃし）にもなり、遂に融和を欠き、紛争をかもすようになる。わが国は、明治維新以後、国内に於ても外国に対しても、多少の問題はなかったとはいえないが、大体からいえば順調に進み、西洋の文化を輸入してこれを咀嚼（そしゃく）することができ、内には制度を改め、教育を普及し産業を興し、海外と貿易して大いに国富を増進せしめ」てきた。それがために、国内至る所に油断、奢侈、自己中心主義の風が広がりつつあったと指摘している。

「既往のこと（大震災）も、これを顧み、将来の参考には供さなければならぬが、我らのなすべき事は、将来のためでなければならぬ」

ではどのようにするべきなのか。

「我が国民が将来に於て理想とすべきは、自他共栄を国内及び対外の方針として国力を充実するにあらねばならぬ」、そうすることで「世界列国からは親愛され、尊敬され、信頼されるような国になるということである。今後わが国民は、わが国をかくの如き位置に進めようというのが理想でなければならぬ¹⁸⁾」。

そのためには個々人はどのようにしたら良いのか。

「己の生活を立てる途を考え、それに差し支えがなければ、自己発展のためと同時に他の個人のため、社会のため、国家のため、人類のため、即

ち一言にていえば他のために何をどうするがよいかということ考虑し、その最善と信ずることを遂行するのが当然とすべき途である。さすれば、己が最善と信ずることをするのであるから、それより良い途がありようはない。自分が一番良いと信じていることをしている以上は、不快を感じ不安を感じる必要はない。必ず満足してそのことに当たることができる訳である。又一番良いことをしている以上は、前途に光明を見いだすことができる訳である。そうすれば、生き生きとした精神状態でそのことに当たることができる¹⁹⁾」。

嘉納は、個人にあっても、国家にあっても、自国や自身のためのみの行動ではなく、他に尽くす生き方へ転換することを主張した。前年の1922年、嘉納は講道館文化会を設立し、「精力善用」「自他共栄」の考え、つまり、他者に尽くしてこそ自己完成がなされ、それにより社会や国を発展させられるとの綱領を発表していた。

「外国人の中には、我が国はこういう災害にあったら必ず混乱状態に陥るであろうと予想していた向きもあったようだが、実際冷静に、この災厄を乗り越しつつある模様を見て、さすが日本人だ、既往の修養が然らしむるのであろうと、賞嘆している²⁰⁾」。

嘉納はこのようすに、日本人は大震災を乗り越え、復興することができると確信していた。しかしながら、嘉納の提唱した自他共栄の道をその後の日本は歩まず、やがて第二次世界大戦へと突入してしまうのであった。

1-6 関東大震災後のスポーツの発展

1923年9月に起きた関東大震災からの復興の姿を当時の日本人は、国内外にどのように示したのだろうか。

大震災から6年半後の1930年3月末、東京で帝都復興祭が行われた²¹⁾。主催は政府復興局と東京市。26日には皇居二重橋外苑前で天皇陛下列席のもと、記念式典が行われた。帝都復興祭の内容は英文の書面で海外にも発信され、駐在大使はもちろん、多くの海外メディアが参加した。復興踊りの花車が東京内を回り、市電の復興乗車券も発行された。日比谷公園の広場には、1万5千人もの人を招待して、帝都復興完成祝賀会が開催さ

れた。

復興祭の一環として日比谷公園公会堂にて、舞踊会、ハーモニカ演奏会、軍楽隊や市民オーケストラによる演奏、映画会などの文化的な催しも行われた。また、本所公会堂では、日本音楽大会(神楽や琵琶劇など)、児童音楽会、映画大会などが3月23日から26日にかけて行われた。音楽パレードや夜には提灯行列も行われ、多くの人々にぎわった²²⁾。

また、鎌倉時代から祭で行われていたという、ホッケーに似た子どもの遊び、「マリ打ち」を郷土玩具の専門家に復興してもらい、当日披露された²³⁾。伝統的遊戯の復興にもあずかったのであった。

これらと並行して、「復興の力を表徴するにもっとも意義ある記念事業²⁴⁾」(朝日新聞)として行われたのが「帝都復興体育大会」であった。東京市と各競技団体により、3月24日から28日までの5日間、多くは震災後に創られた東京市内の競技場で、17に及ぶスポーツ大会が行われた。

震災後に創設され、水上スポーツの拠点となった隅田公園では、天皇陛下観覧のもと、ボートレースが行われた。東京帝大、東京商大、東京文理大、早稲田、慶応など、関東12校がレースを行い、隅田公園両岸は大観衆で埋まった。公園内に設置された児童公園を見て、陛下は「こんな公園が沢山出来て児童の遊戯が便利になるのは結構なことだ」と述べられたという²⁵⁾。日比谷公園では、テニス、剣道とボクシングが行われた。テニスは硬式と軟式の両種目が男女それぞれで行われた。

陸上スポーツの拠点として整備された神宮外苑競技場では、野球、陸上競技、体操、ホッケー、蹴球、ラグビー、すもうの7競技が行われた。芝公園では弓術と水泳、YMCAではバスケットボール、府立6中ではバレーボールが行われた。最終日の28日、大会の最後を飾ったのは柔道で、日比谷公会堂で行われた。そのほか帝都訪問飛行として法政大学の飛行機2機が立川を出発することも計画されていた²⁶⁾。

これらの参加者は、多くは中等学校、大学や専門学校で学生であったが、野球では実業団チーム、バスケットではクラブチームも参加した。また水泳では、水術各流派による古式の泳ぎも披露

され、70歳代の人が喝采を受けている。その一方、体操では小学生も演技した。

ボクシングではフィリピン人選手4名、バスケットではアメリカンスクールも出場するなど、国際的な一面もあった。女子の部はボート、テニス、バレーボール、バスケットボール、陸上競技、水上競技、体操などに設けられた。

陸上競技では日本新記録も続出し、野球は外野スタンドまで埋まるなど、「復興成った帝都を全くスポーツの都と化した感があった」と読売新聞は伝えている²⁷⁾。

朝日新聞も「世界に類を見ない日本人の反ばつ復興力を発揮して居る²⁸⁾」と評している。この月の20日には、神宮プールが着工になり、国際舞台での活躍を支えていくことになる。関東大震災からの復興の姿を、先人達はスポーツを通して示したといえる。

この帝都復興体育大会についての先行研究はないので、詳細に資料分析しなければならないが、新聞記事を読む限り、帝国主義的な色彩はあまり感じられない。天皇の巡幸はあるが、文化的な行事や生徒児童や大学生、一般の社会人などによるスポーツの祭典というイメージである。戦後の国民体育大会的な様相に近い。スポーツが活発に行われている姿を通して、東京の復興を内外に示したものととも解釈されよう。そこに至るまでには、嘉納治五郎をはじめとする大日本体育協会関係者による後藤新平や折下吉延ら都市計画関係者への働きかけが大きく作用したのであろう。

1-7 まとめ

関東大震災という未曾有の災害の直後、嘉納治五郎は、それを契機として、競技力向上とスポーツの大衆化の双方をはかりとうとしたといえる。東京での全日本選手権大会の開催、パリオリンピックへの派遣は競技力向上をめざしたものであったし、復興三大公園に運動施設を設けたことは、一般大衆にスポーツを認識させ、参加させる契機となった。さらには、嘉納の提唱した理念、「精力善用・自他共栄」の考えを世に広めようとした。これらは嘉納と大日本体育協会によるスポーツを基軸とした社会の復興への試みであったし、競技力向上の成果は十分なものであった。一方、スポーツの大衆化も隅田公園などの三大公園や明治神

宮外苑でスポーツを自由に見たり実践する場が提供されるなど、その成果も大きなものであったことが窺える。さらに言えば、嘉納は競技力向上と大衆化について、分け隔てて考えていたわけではないということである。彼の理想とする「精力善用・自他共栄」の考えを普及させるべく、1922年の講道館文化会設立以後は行動していたのであり、その範疇に競技力向上も生涯スポーツ振興も含まれていたといえる。

文 献

- 1) 日本体育協会編 (1963) 日本体育協会五十年史. 日本体育協会, p.49
- 2) 同上
- 3) 読売新聞 1923年10月2日
- 4) 読売新聞 1923年11月11日
- 5) 読売新聞 1923年11月11日
- 6) 読売新聞 1923年11月10日
- 7) 織田幹雄 (1997) 我が陸上人生. 日本図書センター, p.102
- 8) 日本公園百年史刊行会編 (1978) 日本公園百年史-総論・各論-. 第一法規出版, p.190
- 9) 前島康彦 (1974) 井下清先生業績録. 井下清先生記念事業委員会, pp.115-116
- 10) 佐伯操次編 (1963) 東京の公園. 東京都建設局公園部, pp.1317-1318
- 11) 同上, p.1318
- 12) 日本公園百年史刊行会編 (1978) 日本公園百年史. 前掲出, p.205
- 13) 日本公園百年史刊行会編 (1978) 日本公園百年史. 前掲出, p.208
- 14) 嘉納治五郎 (1917) 国民の体育に就て. 愛知教育雑誌 356号, pp.15-16
- 15) 日本公園百年史刊行会編 (1978) 日本公園百年史. 前掲出, p.208
- 16) 嘉納先生伝記編集会 (1964) 嘉納治五郎. 講道館, p.498
- 17) 嘉納治五郎 (1923) 禍を転じて福とせよ. 柔道 1923年11月号
- 18) 同上書
- 19) 同上書
- 20) 嘉納治五郎 (1923) 今回の大震災の善後策について. 柔道 1923年10月号
- 21) 東京市役所編 (1932) 帝都復興事業概観. 東京市役所
- 22) 東京市役所編 (1932) 帝都復興祭志. 東京市役所, pp.522-523
- 23) 朝日新聞 1930年2月5日
- 24) 朝日新聞 1930年2月5日
- 25) 東京市役所編 (1932) 帝都復興事業概観. 東京市役所
- 26) 東京市役所編 (1932) 帝都復興祭志. 東京市役所, pp.525-535
- 27) 読売新聞 1930年3月27日
- 28) 朝日新聞 1930年3月25日

2. 1940年第12回オリンピック東京大会の組織体制と大日本体育協會 (1) 大会組織委員会の構成と大会への期待

田原淳子（国土館大学）

2-1 はじめに

大日本体育協會（以下、「体育協会」と略す）は、日本においてオリンピック競技大会（以下、「オリンピック大会」と略す）に選手団を派遣する国内オリンピック委員会（NOC）の機能を担う組織の必要から、明治44（1911）年7月に設立された。永井道明による原案では、体育協会の目的には次の2項が記された（大日本体育協會、1983a, p.18）。

- (甲) 國民體育ノ普及及ビ發達ヲ圖ルニ在リ
- (乙) 世界各國ニ對シ Olympic Games ノ仲間入ヲナシ其目的ヲ達スルニ在リ

しかし、その後、制定された「大日本体育協會規約」では、上記2項は次のように書き換えられている（大日本体育協會、1983a, p.19）。

- 二、本會ハ日本國民ノ體育ヲ奨励スルヲ以テ目的トス
- 四、本會ハ國際オリムピック大會ニ對シテ我日本國ヲ代表ス

つまり、体育協会は、日本からオリンピック大会に参加するための派遣母体の機能をもちつつも、協会の目的は設立当初から「国民の体育を奨励すること」に一元化されていたとみることができ。このことは、嘉納治五郎による「趣意書」にも示されている（大日本体育協會、1983b, p.2）。嘉納は、日本国民への体育の普及・發達を喫緊の課題とする状況を説き、そのような折に訪れたオリンピック大会参加の機会とその格調高い大会の意義を述べた。体育協会は、国民体育の振興を第一の目的としながら、対外的にはオリンピック大会への参加を進めるというスタンスであった。

その後、周知のように日本は、明治45（1912）年第5回オリンピック大会（ストックホルム）への初参加を経て、陸上競技や水泳を中心に徐々に国際競技力を高め、皇紀2600年にあたる昭和15（1940）年に開催される第12回オリンピック競技大会（以下、「第12回大会」と略す）を東京に招

致する。関係者の多大な努力により、昭和11（1936）年7月31日、第11回大会の直前にベルリンで開催されたIOC総会で、日本はついに第12回大会の開催権を獲得した。この大会の招致に国内外で尽力し、体育協会の創設者でIOC委員でもあった嘉納治五郎は、第12回大会の組織体制についても十分な発言権をもっていたと考えられる。

以上のことから、第12回大会の組織体制について分析を行い、そこに体育協会がどのように関与し、役割を果たしていたのかを明らかにすることは、同協会と自国でのオリンピック大会の開催に関する関係性を考える上で意味があると考えられる。そこで、本稿では、日本のオリンピック大会招致の原点である第12回大会を対象に、オリンピック大会組織委員会の体制について検討し、体育協会の役職者の発言にも注目しながら、オリンピック大会と体育協会とのかかわりについて考察する。

2-2 第12回大会の組織体制について

(1) 招致委員会

第12回大会の招致成功への気運が一気に高まったのは、東京の最大のライバルと目されていたローマが立候補を取り下げたことに始まる。昭和10（1935）年2月23日に衆議院で、同月25日に貴族院でそれぞれ建議案が可決され（東京市役所、1939）、第12回大会の招致運動は東京市に留まらず、国民的大運動となったと記録されている（永井、1939, p.4）。「此時に當り、嘉納、副島、杉村のI・O・C・委員は招致運動成功の爲には官民一致の一大招致委員會を組織すべし」と政府に説き、時の文部大臣松田源治は昭和10（1935）年12月18日、関係各方面の権威を首相官邸に招集して、第12回大会招致に関する懇談会を開き、41名が出席した（永井、1939, p.4）。同日、委員66名、幹事を含む総勢88名に及ぶ招致委員会が結

表 1. 第 12 回オリンピック東京大会の招致委員会・組織委員会の委員等構成

	招致委員会				第 12 回オリンピック東京大会組織委員会				備考
	昭和 11 年 12 月 24 日 第 1 回組織委員会	昭和 12 年 1 月 7 日 第 3 回組織委員会	昭和 12 年 1 月 13 日 第 4 回組織委員会	昭和 13 年 1 月 13 日 第 20 回組織委員会 / 規約	昭和 13 年 3 月 7 日 第 24 回組織委員会	昭和 13 年 7 月 16 日 (返上当時)			
貴族院議長	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ 2 名 *		会長：徳川家達	
貴族院副議長									
衆議院議長									
衆議院副議長									
国際オリンピック委員 3 名 *	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ 2 名 *			
体育協会顧問									
体育協会副会長	左に同じ 2 名	左に同じ 2 名	左に同じ 2 名	左に同じ 2 名	左に同じ 2 名	左に同じ 2 名		副会長 常務委員 1 名	
体育協会専務理事	左に同じ	左に同じ	左に同じ	体育協会専務理事	左に同じ	体育協会専務理事			
東京市長	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		副会長	
東京市会議長	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ			
東京市会副議長								常務委員	
東京市第一助役	左に同じ	左に同じ	東京市助役 1 名	左に同じ	左に同じ	左に同じ			
				東京市国際オリン ピック委員会委員長	左に同じ	左に同じ			
明治神宮体育会長									
東京帝国大学総長									
早稲田大学総長									
慶應義塾長									
大日本連合青年団理事長									
第 11 回オリンピック 派遣後援会長									
東京府知事								(東京府知事を推薦) 東京府知事	
国際文化振興会理事長									
日本商工会議所会頭・ 日本経済連盟会長	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ			
日本銀行総裁									
横浜正金銀行頭取									
特命全権大使 5 名									
内閣書記官長									
文部次官	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		常務委員	
				厚生次官	左に同じ	左に同じ			
							(厚生省体力局長を推薦) 厚生省体力局長		
文部政務次官									
外務次官	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ			
内務次官		(内務次官を推薦)	内務次官	左に同じ	左に同じ	左に同じ			
大蔵次官		(大蔵次官を推薦)	大蔵次官	左に同じ	左に同じ	左に同じ			
陸軍次官	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ			

成された(表1)。前述のIOC委員が主張したという「官民一致の一大招致委員会」が実現したといえよう。

(2) 組織委員会

①設立に向けた準備

東京が第12回大会の開催地に決定してから4カ月を経た昭和11(1936)年12月7日、平生鈺三郎文相は関係者を招集し、帝國ホテルにおいて第12回大会の開催に関する懇談会を開催した。文相は大会開催の趣旨について次のように述べている。オリンピック大会を東京で開催することの意義は、ただ国際スポーツ大会を開催することだけに捉われることなく、わが国の諸情勢を深く省察し、建国2600年という特別な意義を想い、国民精神の発揚と古今諸文化を示すことに留意し、来日者はもとより海外に対してわが国の真実を認識させることを期待するというものである。そして、この目的のために、関係者にはそれぞれの分野を守って最善の努力を傾注するとともに、一致協力して結束を固め、朝野各方面の支援を得て、この大会を名実ともに挙国一致の事業にすること、また大会の準備、実行においてはお祭り騒ぎに陥ることのないよう終始一貫して質実剛健を旨とし、また競技者については特に団体精神の強化を図り、一般青少年の心身訓練に資するようにする旨が伝えられた(永井, 1939, p.46)。

その後、数日おきに文相官邸において計4回の懇談会・打合会がもたれ、組織委員会委員の候補者選定と承諾が取り付けられた。

②設立後の人員構成

第1回組織委員会は、昭和11(1936)年12月24日、前述の最終の打合会に引き続いて開催された。ここで、組織委員会の会長には招致委員会会長を務めた徳川家達が就任し、組織委員会副会長に東京市長牛塚虎太郎と体育協会会長の大島又彦を推薦すること、幹事には文部省、東京市、体育協会より各1名を選ぶことが決定された(第1回組織委員会議事録, 永井, 1939, p.48)。第1回組織委員会からの委員には、上記の他、IOC委員、体育協会副会長、東京市会議長、日本商工会議所会頭、外務次官、陸軍次官、文部次官が名を連ねた(委員計13名)。その後の委員等の増員については、表1を参照されたい。最終的に、組織委員会が第12回大会および第5回冬季大会の返上

を決定した昭和13(1938)年7月16日の時点では、委員は28名を数えた。

以上のことから、組織委員会の人員構成を眺めてみると、常務委員、幹事、書記の配置にもみられるように、文部省(後に厚生省)、東京市、体育協会の三者のバランスを常に配慮した構成がとられていたことが明らかになった。

③体育協会の役割

ア)業務分担

組織委員会における体育協会の業務は、主に1)競技種目に関すること、2)大会競技場とオリンピック村に関すること、3)IOCとの連絡、に大別される。

競技種目については、体育協会より原案を提出することが決定され(第1回組織委員会議事録, 永井, 1939, p.48)、組織委員会では競技場建設に直接関係するものを主に議論し、それ以外は体育協会において研究を行うことになった(第2回組織委員会議事録, 永井, 1939, p.50)。

また、大会競技場およびオリンピック村については、各候補地についてその適否を調査するため、建築関係の専門家の他、陸軍省、文部省、東京市、体育協会の各方面から成る調査委員6名が委嘱された。第2回組織委員会において大島組織委員会副会長が提出した原案「競技場及オリンピック村候補地調査ニ関スル指針」には、「将来ノ利用」という見出しで以下のように記されている(第2回組織委員会議事録, 永井, 1939, p.54)。

競技場其他ノ施設ハ将来を顧慮シ如何ニ之ヲ利用スベキヤ研究調査スルヲ要ス 假令バ

- (1) 主競技場附近ハ将来國民體育ノ大殿堂タラシムルト共ニ之ニ接近スル廣場ノ如キハ有事ノ日軍事上直ニ之ヲ應用シ得ル如ク顧慮ヲ拂フ
- (2) オリンピック村ハ将来之ヲ青年訓練所等ニ利用シ國民教育ノ進展ヲ期スルカ又ハ国家ノ爲有意義ニ利用シ得ル如ク顧慮スルガ如シ

今日の言葉でいう「オリンピックのレガシー(遺産)」の創造を意識した提案が、このときなされていたことになる。ただ、大島が体育協会の会長というだけではなく、陸軍軍人(中将)であったことに着目すべきであろう。競技場やオリンピック村の大会後の利用については、体育協会設立

の目的にあるような国民体育の普及でも競技力の向上でもなく、きわめて軍事色の濃い内容が想定されていたのである。

その他、組織委員会の成立をIOCに通報する件は、体育協会に一任することとされ、体育協会は組織委員会とIOCとの連絡役を担うことになった（第2回組織委員会議事録、永井、1939、p.51）。

これらのことから、組織委員会内の業務分担において、1) 競技種目に関すること、と3) IOCとの連絡については体育協会にほぼ一任されていたとみられる。一方、2) 大会競技場とオリンピック村については、体育協会関係者を含む多方面の委員で検討されたが、陸軍省の関与は、事後利用における軍事的な目的が意図されていたことにも関係していたと考えられる。

イ) 経費負担

大会施設の建設費（900万円を限度）は三等分し、国庫補助金、東京市補助金、体育協会の斡旋による寄付金で充当することとされた（第1回組織委員会議事録、第3回組織委員会議事録、永井、1939、p.49、55）。また、事務所経費は当分の間、東京市および体育協会が等分で支出することとし、体育協会支出の分は立替え金として後日返済することとされた（第3回組織委員会議事録、永井、1939、p.55）。

2-3 大日本體育協會役員の第12回大会に関する見解

次に、体育協会役員が第12回大会をどのように捉えていたかを彼らの言説から明らかにしたい。

(1) 嘉納治五郎

当時IOC委員で体育協会名誉会長であった嘉納は、「東京オリンピックは良い目的の企てに違ひないが、これまでやつてきたものが徹頭徹尾良いかといふとそこには議論の餘地がある。しかしながら今日においてはそれを吟味して良いものは採り、悪いものは棄るといふ餘裕は餘りないのであつて、大體において良いものであるからこれを舉國的に行ふのである。これがまたこの大会を招致したゆゑである。といつても、日本においては體育を奨励し、精神上に資する立場から種々研究を重ね、われわれ日本人の考へによつて

國際委員會も異存のないやうなことは改善すべきであるが、向ふで同意しないやうな變革はなすべきでないと思つてゐる、例へば競技種目の如きものである。」と述べ（アサヒスポーツ、1937）、体育の奨励、精神上の立場からIOCに異論がない範囲においては改善が可能で、挙国一致して行ふべきであるとの考えを示した。また、嘉納は第12回大会を契機として、大会準備以外の国民体育増進の方針なども進めるべきであるとして、「將來も永く國民體育の事に当らねばならぬ體育協會の如きは競技運動、選手養成以外の國民全體の體育に就いて大いに研究と実行をなすべきであらう。」と述べた（アサヒスポーツ、1937）。

また、嘉納は、大会の準備については、「若しも總ての國が他を凌駕する事に努めるならば限りはない。かくてはオリンピック精神も又經費の濫費の爲めに失はれるに至るであらう事を恐れるのである。」「我々は過大にはせぬ。然し乍らスタジアム、其他の施設も總て外客本位に準備する。」と述べ、前回のベルリン大会を凌ぐことに精力を注ぐことはせず、來日する外国人の立場に立つて準備を行うことを述べた（嘉納、1936）。

(2) 大島又彦

第12回大会の開催地が東京に決定してまもなく、当時体育協会専務理事であった大島又彦は、次のように述べている（大島、1936）。

「私は此際大日本體育協會の一役員としてはつきり茲に申述べ度い事がある。即ち議定書に依れば、國際オリムピック委員會が開催地を決定せば、其實行をナショナル・オリムピック委員會即ち大日本體育協會に移すのであつて、體協が実行上の責任を負はざるゝのである。」

「其組織委員會なるものの構成は如何にすべきやと言へば、體協が主動者となり關係各官憲の援助を受け、開催の準備及実行の目的遂行に御盡力を願ふ朝野各方面の方々を網羅して之を組織するといふことになるのである。」

つまり、日本のNOCである体育協会が大会の実行上の責任を負い、關係方面の協力を得て組織委員會を主導すべきであるという主張である。

(3) 郷隆

体育協会理事・前名誉主事であった郷隆は、東京開催が決定した翌日の8月1日に關係方面（体育協会、文部省、外務省、國際觀光局、東京市役

所)の代表を集めて行われた座談会(大日本體育協會,1936)において、前述の大島と同様に體育協會主導での組織委員会の運営を主張した。さらに、組織委員会には、招致委員会の委員の他に、「純然たるスポーツ方面から、所謂エキスパートに大分入つて貰はなければならぬ」と述べた。その理由は、次に示すように、郷が主張するオリンピック大会の内的活用、すなわちオリンピックを契機とした日本スポーツ界のビジョン構築の重要性と関係していると考えられる。以下に、郷が座談会で述べた口語調の文体を意識する。

日本がこれまでのように無条件にスポーツを受け入れて、スポーツ・ファンのようなものに引きずられるのではなく、オリンピックの開催によって日本に残る数百万円に値するような施設を大いに利用していかなければならない。一体どういう人がどういう方向に利用していくのが重大な問題である。インフラや施設整備だけでなく、日本のスポーツ界、日本の世間をどう指導していくかが一番大切な問題だと思う。オリンピックの実施における技術的、形式的な面は困難があっても自ら道が開かれると思うが、日本のスポーツ界をどうリードしていくかの方向も決まらずに、4年間をただ大会の開催準備に没頭しては、折角これだけ多数の人が努力して苦心して、多大の費用を払い、この国家の非常時に一千万円以上の金を費やして行く意味の大半を失ってしまう。オリンピック大会は何と言ってもスポーツが中心だから、他の文化的方面は別にして、日本のスポーツをどうするのか、一体世間をどういふ風に指導していくのか、その精神を明確にした上で、その精神によってオリンピックを日本で開催しなければならない。そうでなければ私はオリンピックをやる意味の半分以上がなくなると考える。

2-4 おわりに

以上、述べてきたように、第12回大会組織委員会設立時期における組織委員会の体制と體育協會の役割、體育協會役員の言説を分析した。その結果、1)組織のあり方、2)オリンピックと国民スポーツの振興、3)スポーツ界のビジョン構築、という今日の日本に通じる三本のサブテーマが浮かび上がってきた。

第12回大会組織委員会は文部省の主導によって編成され、文部省(昭和13年以降は厚生省)、東京市、體育協會の三者のバランスに慎重に配慮されて、人員配置や経費負担が決定されていた。表向きは、文部省主導による三権分立が確立された形がとられた。だが、體育協會内部では、NOCとしての立場から文部省に先立ち、昭和11(1936)年10月に準備委員を置くなどして大会の準備に向けて積極的な役割を果たそうとした(大日本體育協會,1983b,p.36)。また、大島と郷の発言からも、體育協會が第12回大会組織委員会の主導権を握るべきだとする主張もみられた。

ところで、第12回大会組織委員会の三権分立については、海外のオリンピック事情に詳しい白山源三郎(1937)が痛烈な批判をしている。1932年ロサンゼルス大会や1936年ベルリン大会ではいずれも中心人物が強力なリーダーシップを発揮して組織を牽引していたのに対し、日本ではそのような構造にならず、求心力のない組織になっているとして警告を発していたのである。組織委員会設立後、昭和12(1937)年7月に日中戦争が勃発し、国内外の困難な状況にあって、組織委員会は実際にどのように機能したのだろうか。返上に至るまでの検証は今後の課題としたい。

競技施設やオリンピック村の建設計画において、大会後の活用についても意識が及んでいた点は注目される。しかし、大島が示した原案は軍事的な目的が濃厚であった。嘉納の第12回大会に関する見解や體育協會の目的に沿う形での「国民体育」の増進について、體育協會の関係者が第12回大会の計画・準備にどのように反映させることができたのかについても、さらに検討していきたい。

最後に、郷が力説したオリンピックを契機とした日本のスポーツ界のあり方、ビジョン構築は、今日でいうオリンピックの無形のレガシーとしても重要なテーマである。

本研究を通じて見出された三本のサブテーマを念頭に置きながら、第12回大会の返上に至るまでの過程において體育協會が果たした役割を検討することを次年度の課題としたい。

文献

- 1) アサヒスポーツ(1937)東京オリンピックに善處する

爲には 国際オリンピック委員嘉納治五郎氏(談). 昭和12年1月25日.

- 2) 大日本體育協會 (1983a) 大日本體育協會史 上巻. 第一書房 (昭和11年初版, 昭和58年復刻).
- 3) 大日本體育協會 (1983b) 大日本體育協會史 補遺. 第一書房 (昭和21年初版, 昭和58年復刻).
- 4) 大日本體育協會 (1936) 東京オリムピックを語る. オリムピック, 14 (9) : 4-21.
- 5) 嘉納治五郎 (1936) 東京オリムピックに來れ. 紐育 National Broad Cast よりの放送原稿. オリムピック, 14 (12) : 67.
- 6) 永井松三 (1939) 報告書. 第十二回オリンピック東京大會組織委員會.
- 7) 大島又彦 (1936) 第十二回オリムピック大會の準備を前にして. オリムピック, 14 (9) : 3.
- 8) 白山源三郎 (1937) 視て來た者の立場から. オリムピック, 15 (3) : 34-39.
- 9) 東京市役所 (1939) 第十二回オリンピック東京大會東京市報告書. p.22.

3. なぜオリンピックを東京に招致しようとするのか： オリンピックと都市東京の1940-1964-2016

清水 論 (筑波大学)

3-1 問題の所在

日本は、これまで数多くのメガ・イベントの招致活動を行い、実際に開催してきた^{注1)}。開催されたオリンピックや国際博覧会の意味を招致プロセスから改めて考え、批判的に捉えることは今後の招致活動にとって多くの意義をもたらす。

1964 (昭和 39) 年東京オリンピックは、1940 (昭和 15) 年東京大会が返上されたこともあり、アジアで初めて開催された。「世界の平和と友好」とともに「経済成長する日本」と「首都東京の変貌」を世界にプレゼンスし、スポーツマンシップとフェアプレイを本質的特徴とするスポーツ文化を人々が直接体験したこのイベントは、大きな意義があったといえる。

Mangan, J.A. (2003: 5-9) は、アジアにおけるスポーツの受容と我有化が近代社会化との「二重らせん」であると述べている。実際、1950年代後半から東京都は、都心の交通問題を抱え、高速度鉄道網の整備拡充や自動車専用高速道路建設の計画ほか、上水道の供給不足、下水処理問題など多くの懸案を抱えていた。(老川, 2009: 50-53) 東京オリンピックの開催は、これらを解決するための社会資本の整備にとって大きな目標となり、都市に住む人々にとっては、日常のマナーや美化活動などを規律化、監視化させるいわば「文明化」の機能を果たした。

それでは、1940年東京オリンピック招致を成功させた中心勢力はどこにあり、どのような理念と社会資本整備の計画を描いていたのか。そのとき嘉納治五郎は、何を考え、どのような理想を描いていたのか。そして、1964年東京オリンピック招致に際しては、どのようなプランが描かれ、実現したのか。さらに、1964年東京を「レガシー」として2016 (平成 28) 年オリンピック招致活動を行った東京オリンピック招致委員会 (TOKYO 2016 Olympic Games Bid Committee) は、東京の未来像をどのように描いていたのだら

うか。

東京が初めて招致活動を展開してから約 80 年の今、都市東京がオリンピック招致を行う目的と都市構築のデザインを重ね合わせて分析・考察することで、改めてメガ・イベント招致の意味と意義を考えたい。それは、1940年東京オリンピック招致活動の時代から、東京に住む人々にとって、何が失われ、何が展開されてきたのかを改めて問うことになるだろう。

3-2 1940年東京オリンピック招致の理念

(1) 招致準備へのプロセス

東京市長永田秀次郎 (東京市助役 1920.12.22.~1923.5.29.; 東京市長 1923.5.29.~1924.9.8.; 1930.5.30.~1933.1.25.; 筆者注。以下も同様) は、1930 (昭和 5) 年 6 月 10 日に第 3 回世界学生陸上競技選手権大会に参加するため、ドイツに向けて出発する山本忠興 (日本チーム総監督) に対して、「第一二回オリンピック大会の開催時が一九四〇年、すなわち皇紀二六〇〇年に当るをもって、これをわが東京市に開催したき意向なることを伝え、オリンピック大会招致に関し欧州スポーツ界の状況如何を調査せられたき旨を依頼」(東京市役所, 1939; 下線及びふりがなは、筆者による。以下においても同様) した。古川隆久によれば、永田は元内務官僚で、1918年内務省警保局長 (現在の警察庁長官) を最後に退官し、東京市政に深く関わりながら、右翼運動家の赤尾敏らとともに1926 (大正 15) 年から建国祭の運動 (毎年紀元節に神社に参拝し、建国神話を再認識することで愛国心を養おうとするもの) を始めていた (古川, 1998: 63)。

この紀元 2600 年を記念してオリンピックを招致しようというアイデアは、東京市秘書課の清水照男が永田に説いたことに始まる (橋本, 1994)。古川によれば、「オリンピックのアジア初の開催という壮挙を実現しようとするには、紀元 2600

年という当時の日本にとって究極の名目が必要だった」(古川, 1998: 65) ののである。

永田は、その年12月に帰国した山本の報告を受け、オリンピック東京招致の意向を公表する。そして、1931年10月28日東京市会において、第12回オリンピック大会の東京招致を市に求める建議書が満場一致で可決された。その可決理由は、以下の通りである。

復興成れるわが東京において第一二回国際オリンピック競技大会を開催することは、わが国のスポーツが世界的水準に到着しつつあるに際し、時あたかも開国二六〇〇年にあたりこれを記念するとともに、国民体育上裨益するところ少なからざるべく、ひいては帝都の繁栄を招来するものと確信す。(東京市役所, 1939)

古川は、「招致の動機にも、効果にも国民統合の促進が明示されていないこと」に注目し、「市会にとって、オリンピック招致を決定した最大の要因は、『帝都の繁栄』、すなわち、オリンピック開催が東京市にもたらす経済効果だったのである」(古川, 1998: 66-67) と述べている。

これ以後、1933年5月4日市議会に東京市オリンピック委員会が設置され、翌年3月に市議会がオリンピック誘致費予算を可決するのだが、大日本体育協会は時期尚早として消極的姿勢をとっていた(古川, 1998: 67)。

古川は、オリンピック招致と並行する形で万国博覧会の招致や奈良県の橿原神宮拡張整備運動が紀元2600年の奉祝記念事業として計画され、万博招致の中心人物である阪谷芳郎(大蔵官僚出身で、1912年7月～1915年2月まで東京市長。1917年から貴族院議員。洪沢栄一の娘婿)は「神武天皇の詔にある『八紘を掩いて宇となすこと』(八紘一宇)を実現できるし、(中略)経済的利益で、外客誘致と輸出販路拡大、産業奨励をもたらすと説いた」(古川, 1998: 101-102) と述べている。

大正期以後、産業振興のため様々な博覧会が開催されていたが、1926年には博覧会に強い関心をもつ人々が博覧会倶楽部を結成しており、1929(昭和4)年6月22日に内閣に日本での万博開催(この時点では1935年開催)を建議し、全国の地

方団体や経済団体に呼びかけていた(古川, 1998: 69-70)。そして、1932年7月29日の博覧会協議会では、紀元2600年記念を趣旨として、会期が1940年3月から10月までの8ヶ月間、場所は東京の月島、新越中島埋め立て地約50万坪、経費2500万円と計画された(古川, 1998: 78)。一連の紀元2600年奉祝記念事業の中心人物は、1933年1月に独自に貴衆両院に建議案の提出を計画した(果たせず)阪谷であった(古川, 1998: 82-83)。

その後、1933年5月8日、東京市会で万博協会設立助成金交付が可決され、万博協議会は6月6日付けで再び商工大臣に万博協会の社団法人としての設立認可申請を行い、その一方で、7月13日に代表が齋藤實首相(首相1932.5.26.～1934.7.8.)に万博実現を陳情した。結局、万博協議会は商工省の社団法人認可を待ちきれず、1934年5月31日に任意団体として万博協会を設立、1935年2月11日には同協会が詳細な万博計画案を公表し、牛塚虎太郎東京市長(東京市長1933.5.10.～1937.5.9.;万博協会会長)がNHKラジオで全国に放送した。会期は、1940年3月から8月まで、主会場は東京の月島埋め立て地、第二会場が横浜市の埋め立て地だった(古川, 1998: 94-96)。

一連の紀元2600年奉祝記念事業と東京オリンピック招致に対する古川の視角は、以下のようにとまとめられている。

第12回オリンピック大会の東京への招致運動の名目にたまたま掲げられたことからじまった紀元2600年奉祝の動きは、万博開催の動きに波及し、さらに橿原神宮整備拡張事業が地元の積極的な支援を得る契機となり、万博を含む大規模な紀元2600年奉祝記念事業が国家プロジェクトとなって準備が開始されるに至った。こうした展開となった要因は、紀元2600年という名目が、日本国家が世界でも有数の長い歴史を誇りうることを示すという意味で、西暦1940年に行うべき国家的イベントに掲げることのできる名目としては究極のものであったことと、万博とオリンピックが多額の経済効果をとまなうイベントと認識されていたことである。(古川, 1998: 125-126)

(2) 招致決定まで

東京市長永田秀次郎の要請を受けて、国際オリンピック委員会 (IOC) 委員の嘉納治五郎 (IOC 委員 1909.5.27.~1938.5.4. (死去)) と岸清一 (IOC 委員 1924.6.25.~1933.10.29. (死去)) は、1932 (昭和7) 年7月29日のIOCロサンゼルス総会で第12回オリンピック大会の東京開催について、以下のように発言している。

政府およびスポーツ団体による正式な支持を得ており、1940年は建国2600年の祝賀の年に当たり、万国博覧会の開催も計画されている。1940年、オリンピック大会の東京挙行は全国民の念願である。(*Official Bulletin of the International Olympic Committee*, October 1932, 14. In 中村, 2009 : 24-25)

そして、1933年6月、ウィーンでのIOC総会で嘉納から出された日本のIOC委員を3名にする提案が受け入れられ、その場で国際連盟事務次長だった杉村陽太郎 (IOC 委員 1933.6.7.~1936年7月 (辞任)) が3人目の委員になった。

さらに、1935年2月のIOCオスロ総会前、イタリア大使になっていた杉村と副島道正 (IOC 委員 1934年5月~1948.10.13. (死去)) の両IOC委員がムソリーニを訪問し、日本における1940年大会の国家的な意義を説明し、44年ローマ大会開催を支持することを約束した上で、40年ローマ招致の撤回を求め、ムソリーニがこの求めに応じるという状況を作ったのだった (副島道正「ローマに使ひして」大日本体育協会『オリンピック』1935年5月号、成美堂。In 中村, 2009 : 27)。結局、オスロ総会で予定されていた第12回大会開催地の決定は翌1936年のベルリン総会まで延期されたのだが、IOC会長アンリ・ド・バイエ=ラトゥール (第3代IOC会長1925年5月~1942年1月 (死去)) は、オスロ総会后にクーベルタン宛ての書簡で以下のように記している。

会議はオリンピック精神に則ったすばらしいものでした。政府の力が何かを強制することに反対すること、そしてオリンピック開催地の選定が政治的な意向により影響を受けることに反対することで、われわれの意見が一致したからです (ラト

ゥールからクーベルタン宛書簡, 1935.3.27, オリンピック博物館蔵IOCアーカイブズ。In 中村, 2009 : 28)。

ラトゥールは、杉村と副島の両IOC委員がムソリーニと会い、ローマが招致を辞退する約束をしていたことをオスロ総会前に知っていたが、彼が憤慨したのはIOC総会中に杉村がロドロを介してムソリーニと連絡をとっていたことであった。そして、オスロ総会後の3月9日、ラトゥールは副島と嘉納に書簡を送っている。嘉納宛ての書簡は、以下のような内容だった。

日本の二人の新しいIOC委員が、一生懸命に誤った方針を取ってしまったという事実により、大変不幸なことが生じてしまいました。何が起こったのかを私は彼らに尋ねましたが、私に直接連絡することなく、つまり信頼しないで、彼らは委員会の外部から当局者と接触したのです。起こるであろうことが、まさに起こったのです。私たちの権限にあるオリンピック大会への外部からの影響を排除し、自らの手で処理するというIOCにとって不可欠な自由が、私的な交渉によって不当に扱われてしまいました。(ラトゥールから嘉納宛書簡, 1935.3.9., オリンピック博物館蔵IOCアーカイブズ。In 中村, 2009 : 30)

これらを踏まえて、ラトゥールは嘉納に対して、「影響力を駆使され、委員会外での活動を中止するよう」要請した。「国家の利益を代表する外交官そのもの」(中村, 2009 : 30) だった杉村の手法は、IOC会長から批判され、1936年7月のIOCベルリン総会で杉村は辞任し、徳川家達 (IOC 委員 1936年7月~1939年6月 (辞任)) に代わった。徳川は、1935年12月18日に結成された「第12回国際オリンピック東京大会招致委員会」会長になっており、東京招致決定後の1936年12月24日に結成された第12回オリンピック東京大会組織委員会の会長になった。

その後、オリンピック招致に向けて、東京市からラトゥール招待のアイデアが出され、ラトゥールは、1936年3月19日から4月9日まで日本に滞在、大日本体育協会や招致委員会ほか関係者との懇談のほか、競技場などの視察、天皇への謁見

などが行われた。

第12回オリンピック大会の開催地として東京が決定したのは、1936年7月31日、第11回オリンピック・ベルリン大会開幕前日に行われたIOC総会だった。

(3) 嘉納治五郎が考えていた東京オリンピック

ベルリン大会後の1936(昭和11)年10月10日、副島はロンドンでラトゥールと会談し、オリンピック開催の基本認識について確認した。東京市が開催するのであって、日本という国家ではないこと、大会の組織的権限は日本オリンピック委員会にあり、組織委員会に委託できること、IOCが最高権力機関であり、組織委員会の決定はIOCに承認されてはじめて実質的な権限をもつことなどだった。副島は、東京大会に関して、「日本はこれを国家の宣伝に使ひたくないと思ふ、私はどこまでもスポーツの精神で行きたい」(東京朝日新聞, 1936.12.3. In 中村, 2009:36)と述べている。

しかしながら、嘉納は、東京大会について、「単にスポーツ競技だけの大会ではない、わがスポーツ界の威力を発揮し、わが国の文化や国民精神を各国の人々に理解させ、国民精神の作興にも資せしめねばならない」(東京日日新聞, 1936.11.14. In 中村, 2009:36)と発言している。そのため、彼は大日本体育協会、東京市、政府、軍部、財界などを含めた関係諸団体の首脳が集まる組織委員会を構想し、オリンピックを国家的事業に位置づけたのだった(中村, 2009:36)。

嘉納は、11月13日に平生鈺三郎文部大臣と会談し、以上の嘉納の考えに平生も合意した。そして、嘉納は、以下のようにコメントしている。

東京大会を単なるスポーツ・オリムピックとせず、日本の精神、文化、産業等を世界に紹介し日本に対する尊敬と相互の信頼を深める機会(と位置づけ、そのためにも；中村による)あらゆる機関が国家的に融合活動すべきである。(東京朝日新聞, 1936.11.14.; 東京日日新聞, 1936.11.14. In 中村, 2009:37)

また、嘉納は、以下のようにもコメントしている。

国際オリンピックの規定は勿論尊重せねばならぬ、然しそれが日本的オリムピックに都合の悪いものだったら都合のいいやうに変へて貰ったらいいだらう、(略)もしどうしても日本的なものが出来ないとしたら潔く東京大会をやめてしまふべきだ。(東京朝日新聞, 1936.11.14. In 中村, 2009:37)

嘉納は、東京開催の意義をオリンピックの改革という視点からも述べ、そのためにオリンピック憲章の変更もやぶさかでない旨を表明(東京朝日新聞, 1936.11.29. In 中村, 2009:61-62)して、開催国の「国情」に沿った開催の仕方を認めてもらわなければならないとする平生文相と同調している。また、嘉納は柔道を例としながら、「日本の文化が世界の文化に寄与すべきものは決して少なくない」と述べ、日本がオリンピックに寄与できる側面を主張し、オリンピックが日本で開催される意義を強調した。同様の視点で、嘉納は以前から日本泳法のオリンピックへの導入構想(競泳ではなく採点競技として)を示している(嘉納治五郎「世界オリンピック競技会に於ける日本水泳界の使命」日本水上競技連盟編輯事務所編『水泳』1932年4月号, 日本水上競技連盟. In 中村, 2009:62)。

その後、平生文相は、1936年12月7日に嘉納、副島、徳川のIOC委員、東京市長牛塚虎太郎、大日本体育協会副会長平沼亮三、同専務理事大島又彦、陸軍大臣代理として次官梅津美治郎を招待し、オリンピック開催について懇談会を持った。平生は、席上、以下のように述べている。

第十二回オリムピック大会を単純な競技大会とせず、日本は日本としての深い意義に立脚しこの機会に我國民精神と日本の実相を海外に認識させたいと思ふ、競技者も、勝つだけでなくスポーツによって國民精神を涵養する意味でプレーする様にしたい、この根本精神のもとに各関係の協力を望む。(東京朝日新聞, 1936.12.8. In 中村, 2009:37-38)

そして、ここで決定された第12回オリンピック東京大会の基本方針は、以下の通りである。

- 1) オリンピック東京開催ニ就テハ帝ニ運動競技ノ國際的大会ヲ実行スルノ觀念ノミニ捉ハル、コトナク我国現在ノ諸情勢ヲ深く省察シ且建国二千六百年ニ行フ特殊ノ意義ニ鑑ミ国民精神ノ發揚ト古今諸文化ノ示現ニ留意シ以テ來朝者ハ勿論廣ク海外ニ對シ我国ノ眞実相ヲ認識セシムルニ遺憾ナキヲ期スルコト。
- 2) 右趣旨ノ實現ヲ期スルタメ直接關係者ニ於テハ夫々其分野ヲ恪守シ以テソノ最善ノ努力ヲ傾注スルト同時ニ協力戮力結束ヲ固メテ事ニ當リ且朝野各方面ノ支援ヲ得テ名實共ニ拳國一致ノ事業ヲラシムルコト。
- 3) 諸般ノ準備並ニ実行ニ關シテハ苟モ浮華輕佻ニ流レテ所謂オ祭騒ギニ陥ルガ如キハ絶對ニ之ヲ警メ終始一貫質實剛健ヲ旨トスベク又競技者ニ關シテハ特ニ団体精神ノ強化ヲ図リ一般青少年ノ心身訓練ニ資セシムルニカムルコト。 (東京市役所, 1939: 46)

しかしながら、ラトゥールは、日本にとってのオリンピック招致は国家の発展を世界に示すことにあり、組織委員会がIOCの決定さえも覆すことができるような強力な権限をもつならば、「ベルリンおよびガルミッシュ大会の準備の際に生じたユダヤ人問題よりももっと悪質です。もしあなたがそれを未だ正式に否定していないならば、すぐに取り下げなければなりません」と嘉納宛ての書簡で強く忠告したのだった(ラトゥールから嘉納宛書簡, 1936.12.4, オリンピック博物館蔵 IOCアーカイブズ。In 中村, 2009: 38-39)。

ラトゥールにとって、国家的事業として関係各機関の責任者などを入れて肥大化した組織委員会、そこにおける様々な決定の遅れ、それに端を発する準備の遅れや明確なメッセージが発せられないことのほか、オリンピック規則を無視した状況に対する懸念は益々深くなっていった。

これらに加えて、1937(昭和12)年7月に日中戦争が勃発すると、関係各国からの支援も得にくくなっていく。そして、1938年3月にカイロで開催されたIOC総会を経て、同年7月15日にオリンピック東京大会の返上が閣議決定される。

こうした一連の嘉納による発言の真意について、新聞紙上には、上記のような嘉納の発言が掲載されているが、東京オリンピックの国家的事業

化とそれによる国民精神の涵養、さらに「日本のオリンピック」の実現に関して、嘉納が本心からそのように考えていたのか、それとも周囲の状況を察してそのように発言していたのか、究明しなければならない問題である。また、オリンピックの会期と万博の会期との間をできるだけ離すようにラトゥールから再三要請されており(中村, 2009: 47)、嘉納はその調整に苦勞したと思われる。こうした点からしても、嘉納がオリンピック開催に向けて諸機関の調整に労を費やしていたことも想像される。

しかしながら、1937年1月15日発行の『アサヒ・スポーツ』(Vol.15-2)に「東京オリンピックに善処する為には」と題する嘉納治五郎(談)の文章によれば、大日本体育協会設立時の趣意書で示されているように、オリンピックが拳国一致の国家事業のみならず、国民体育の振興に貢献することへの期待が述べられている。

今度のオリンピック大会の第一の準備は、大会を媒介として国際関係の親善とわが国民の体育、精神両方面の向上とこの二つの目的を達成するにある。

東京オリンピックは良い目的の企てに違ひないが、これまでやつてゐたものが徹頭徹尾良いかといふとそこには議論の余地がある。

しかしながら今日においてはそれを吟味して良いものは採り、悪いものは棄てるといふ余裕は余りないのであつて、大体において良いものであるからこれを拳国的に行ふのである。これがまたこの大会を招致したゆゑんである。(中略)

オリンピックを機会に、準備以外の国民体育増進の方針なども着着進めるべきであつて、すべての研究、総べての実行に取りかゝるべきである。

殊に将来も永く国民体育の事に当らねばならぬ体育協会の如きは競技運動、選手養成以外の国民全体の体育に就いて大いに研究と実行をなすべきであらう。

体育は人間を造り、精神修養の方法として究竟の手段であるから、在来よりも一層この方面に尽し、優良なる日本国民を造ることに貢献すべきであらう。(嘉納治五郎, 1937)

(4) 日本スポーツ界が抱えていた問題と体協、そして会長不在の1933～36年

ここまで示したように、1940年東京オリンピック招致は、関東大震災後の復興が一段落し、帝都東京を繁栄させるための経済効果を狙って、東京市がまず構想したものだった。しかしながら、招致組織の中心となるべき大日本体育協会関係者は、消極的だったのである。この点について、東京オリンピック招致決定後の1936(昭和11)年8月1日に『オリムピック』誌上での座談会に、当時、大日本体育協会専務理事大島又彦、同理事で前名誉主事の郷隆^{註2)}、同参与員で前名誉主事高島文雄^{註3)}らが出席し、発言している。

高島は、「その頃もう(オリンピックを；筆者注)日本でやつてもいゝ時機ぢやないかと故岸清一博士(東京帝国大学卒、ボート部出身；弁護士；1921～1933年まで第2代大日本体育協会会長；IOC委員1924.6.25～1933.10.29。(死去))に話したら全然受附ない。日本ではまだとてもそんなものはやれやしない…、と非常な悲観説」(大島ら、1936：9)だったとし、さらに「岸先生から嘉納先生に話して貰つたが、この嘉納先生が岸さんに輪を掛けたくらゐ悲観論者であつた」(大島ら、1936：10)と述べている。

そして、嘉納や岸がオリンピック招致にとって、大きな障害になると考えたのは、以下の問題だったと高島はまとめている。

…嘉納先生なり岸先生なりが一番障碍と思はれたのは、今回でも問題となつた距離の問題、随つて金と時間の問題、…もう一つは物的設備、競技場は勿論だけれども、その外にホテルとか、最前岩原(岩原拓[文部省体育課]；筆者注)課長のいはれた一般的の文化的な能力、殊に今度のベルリンの後で日本がやるとすれば、さういふ点が僕は非常につらいと思ふ。ちょっとした問題でも印刷とか、写真とか、ラヂオの放送とかさういふことが非常にドイツは発達してゐるから、その後で日本がやる場合にはここで一般的文化施設の問題で非常に見劣りがするやうになつては困ると思つて心配してをるけれども、…第三の問題は最前郷君のいつた人的要素の問題、…どうしたつて外国人と一緒に仕事するにはいくら偉い人でも意思の疎通を図る方法を講じて置かないと、…これがな

かなか日本においては困難な問題で、嘉納先生は「…人間をあつめることが今のところ自分としては絶望的だと思ふから、さういふところへオリムピックを是非寄越してくれといふことをいふ勇氣がない」とそのころ頻りにいつてをられた。(大島ら、1936：10)

そして、郷は、オリンピックを招致するにあつて、以上のような様々な施設や多文化に対応できる資質をもった人的資源の欠如のほか、現在で言うところの日本スポーツ界のガバナンスの問題を提起している。一つは、国際的な競技会への参加を含めて、日本のスポーツ界をどのように整理・統合していくのか、そしてまたオリンピックで建築した施設のその後の利用方法を一例にして、国際大会に向けた競技力向上のみならず民衆に対してどのように開いていくかについて、検討する必要性を提起している。まさに、「インターナショナルリズム」化しているオリンピックにあつて、日本の土壌において、どのようなスポーツ界を構築していくべきか。そのイニシアティブをどの組織が担うべきかの問題である。郷は、座談会の後半で次のように指摘している。

岩原さん(岩原拓[文部省体育課]；筆者注)を前に置いて失礼な話ですけれども一体文部省体育課だけでさういつた大きな問題を体育協会と提携して行つたんぢや駄目だ。例へば軍部ではこのごろの流行言葉か知らんが、広義の国防といふことを非常にやかましくいつてゐる、衛生省みたいなものを作らうとさへいつてゐる。軍も大いにスポーツを利用して国民体位の向上をはからなければならぬ。内務省も青年訓練にスポーツをどうしても利用して行かなければならぬ。さうすると貴方の方としては学校教育、これを主としても矢張りスポーツといふものは重大問題でせう。かういつた意味で利用し得るといふか、それに非常に関心を持つてゐる省が政府として、一つの大きな衛生省とまで行かなくても、外局くらゐのものを作つて、それにまた相応して大日本体育協会といふものの組織といひますか、現在のまゝで行かなければ叩き壊してやり直さなければならぬ。さうして今いつたやうに日本のスポーツ界をどういふ方向に持つて行くのだといふ点を、少なくとも誰

か考へてゐなければ仕方がないのぢやないか。(大島ら, 1936 : 19)

こうした考えを持つ郷隆は、1933 (昭和 8) 年から日本の全運動競技を統括する総合運動競技団体の設立に動き、大日本体育協会の名誉主事でもあったが、日本運動競技連合の代表として同協会へ趣旨声明を同年 11 月 17 日に行っている。この運動競技団体は、1930 (昭和 5) 年 1 月 18 日にスポーツ政策の官民一体化による推進を目的として、大日本体育協会初代会長の嘉納治五郎をはじめ、第二代会長岸清一、大日本武徳会会長本郷房太郎など文部省・内務省の役員を除くほとんどが民間スポーツ団体関係者による 40 人からなる体育運動審議会によって、「民間体育・スポーツ団体の合意形成による半官半民的な体育行政の推進」(石坂, 2007 : 151) を目指したのもだった。したがって、これまでの大日本体育協会の組織と権力構造を大きく変容させるものが立ち上がり (石坂, 2007 : 169 ; 出典は文部省編 (1932) 現代体育の施設と管理。目黒書店, 6.)、大日本体育協会は 1933 年 10 月 29 日に岸清一会長が逝去したこともあって、最終的に 1935 (昭和 10) 年 1 月 21 日に大日本体育協会の存続を評議員会で決議するまで時間を要した。そして、この間、1936 年に陸軍出身の専務理事大島又彦が第三代大日本体育協会会長に選出されるまで、約 3 年間にわたり会長不在の時期を抱えることとなった^{注 4)}。

東京オリンピック招致に向けた議論が起こった時期、1933~1936 年において、以上見てきたように、日本のスポーツ政策に関する根本的問題が表面化し、大日本体育協会の組織と権力編成を大きく揺さぶる問題となっていたことに目を向ける必要があるだろう。そして、その同時期において、岸清一会長が逝去したこともあって、約 3 年にわたって大日本体育協会会長が不在だったという事実も確認しておかなければならない。

(5) 競技場選定に関する問題：都市東京の構築とオリンピック

さて、1936 (昭和 11) 年 12 月 7 日にオリンピック東京大会の基本方針が上記のように提示されたのち、12 月 24 日に第 1 回組織委員会が開催され、会長に IOC 委員徳川家達、副会長に東京市

長牛塚虎太郎 (のち小橋一太) と大日本体育協会会長大島又彦 (のち下村宏) が選出された。この組織委員会で競技場選定が審議されていくのだが、関係省庁、東京市、大日本体育協会などの思惑が錯綜し、混乱が続いた (片木, 2010 : 18)。

石坂は、「招致が決定した後、お互いの領分争いから体協と東京市の確執は決定的なものになっていった。仲介役の文部省はほとんどイニシアチブを發揮せず、…。国家によるイニシアチブを期待する発言を続けたのは体協の方だった」(石坂, 2009b : 100) と述べている。

東京市は、競技場建設用地として月島 (芝浦 7 号埋め立て地) を真っ先に提案し、1933 年に東京市の新市庁舎建設 (当初、4 号埋め立て地) が決定していた場所だったにもかかわらず、なかなか開発が進んでいなかった。東京市は、1940 年開催予定の万博もここで開催を予定していた。東京市は、月島案にこだわったが、明治神宮案を推す体協との確執が強まっていく。

1937 (昭和 12) 年 2 月 23 日の第 10 回組織委員会では、明治神宮案が承認され、翌 1938 年 3 月 11 日には、主競技場を明治神宮、オリンピック村と水泳競技場を駒沢ゴルフ場に建設するという方針に転換していく。それに伴い、3 月 29 日に競技場建設費として 600 万円、街路建築費として 1,000 万円からなるオリンピック予算が可決されている (石坂, 2009b : 102-105)。

しかしながら、1938 年 4 月 23 日の組織委員会では、一転して主競技場も駒沢ゴルフ場に移転することが決定された。石坂は、その理由を以下の 4 点にまとめている。①東京市が国家の威信を示すものとして、10 万人規模の競技場建設を要求し、超過予算を組んだにもかかわらずメインとなる競技場の収容人員が 75,000 人 (最終的に 50,000 人) に留まること ②明治神宮の改造が外苑の景観破壊になるという根強い反対論の存在 ③あくまで陸上・水泳競技場を総合競技場として建設したいという水連への配慮 ④国民体位向上の観点から東京市が管轄する新たな施設建設が望ましい (石坂, 2009b : 106-107)。

東京市と体協との確執に加え、1937 年 10 月には「鉄鋼工作物築造許可規制」が出され、すでに軍事施設以外の建設に 50 トン以上の鉄鋼を使用することが認められなくなっていた。競技場建設

計画は、1938年に入ってようやく動き出したにもかかわらず、実現への道は閉ざされていくのだった。

(6) 東京大都市圏計画と緑地化・防空緑地化・軍用地化

1940年東京オリンピックの招致理念をめぐって、様々な問題が浮上したが、都市東京の現実的な土地利用として、どのようなデザイン・プランが考えられていたのだろうか。

片木篤は、その著書の中で、東京大都市圏地域計画として、東京緑地計画が展開されていたことに触れている。それは、1932年10月に内務省都市計画課を中心として、東京府、東京市、神奈川県、埼玉県、千葉県のほか、警視庁や東京鉄道局から構成され、内務次官・都市計画東京地方委員会会長を会長とする東京緑地計画協議会が設置されたことに始まる。そして、1939年4月に「東京緑地計画協議会決定事項集録」が発表された(片木, 2010: 41)。

この中で、「緑地」が定義され、「普通緑地」「生産緑地」「緑地二準ズルモノ」に分類され、レジャーやレクリエーション、スポーツなどに供される景園地(大公園や環状景園地)が指定された。そして、これらのオープンスペースが1937年に制定された防空法により、東京防空空地と空地帯計画に引き継がれていく。1938年8月になると東品川、西巣鴨、荏原、小豆沢、南千住の五都市計画公園が計画決定され、これは通称「防空小緑地」と呼ばれた。また、1937年10月には神奈川県相模原景園地内、座間・新磯・大野・麻溝の4村約200万坪の用地に陸軍士官学校が移転し、のちに陸軍造兵廠、東京工廠相模原兵器製造所、陸軍工科学校などが移転した(片木, 2010: 41-47)。

つまり、都市東京が指定した緑地は、次第に防空地、そして軍用地に転用されたのだった。これまで述べてきた駒沢は、大公園に指定されていたが、やがて防空中緑地となり、1964年東京オリンピックの競技施設として陸上競技場、サッカー場、体育館などが建設され、駒沢オリンピック公園総合運動場として今日に至っている。石坂が指摘するように、スポーツ施設の建設は防空を目的としたオープンスペースの確保という意義ももっていたのである(石坂, 2009b: 114)。このことは、

土地に確固として刻まれる競技施設が、競技場としての機能と意味のみでなく、様々な用途への転換を内包して歴史的に存在してきたことを示している。すなわち、競技場として現存するその土地の由来とともに、その機能が内包する歴史的な意味の変遷についても問わなければならないことを示しているのだ。

3-3 1964年東京オリンピック招致の目的

(1) 招致へのプロセス

中国及びアメリカ、そしてソビエト(当時)などと敵対した戦争終結後、日本のオリンピックへの復帰は、IOC委員永井松三(IOC委員1939.6月~1950.5月(辞任);ベルギー大使、ドイツ大使、外務次官を歴任;1940年オリンピック東京大会組織委員会事務総長)が1949年4月のIOCローマ総会への参加が許されたことを端緒とする。そして、1950年5月のIOCコペンハーゲン総会に、当時、日本体育協会会長だった東龍太郎(日本体育協会会長1947年~1959年;IOC委員1950.5月~1968(辞任);東京都知事1959.4.27~1963.4.22.;1963.4.23.~1967.4.22.)が病氣療養中の永井と公職追放中の高石真五郎(IOC委員1939.6月~1966.4月(死去))に代わって、ヨハネス・ジークフリード・エドストレームIOC会長(第4代IOC会長1946年9月~1952年7月)からオブザーバーとして招聘を受けた。この日本のIOCへの復帰に際し、アベリー・ブランデー(アメリカ合衆国オリンピック委員会(USOC)会長を歴任;1952年7月~1972年8月まで第5代IOC会長)がGHQ最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥(1928年アムステルダム・オリンピックでU.S.A.選手団団長)と親交があり、マッカーサーとエドストレームに働きかけたおかげだとされる(片木, 2010: 98-99)。

その後、1952年4月28日に対日講和(サンフランシスコ)条約により独立国として日本が認知されたことを受け、5月9日東京都知事安井誠一郎(富山・兵庫・福島各県で警察部長を歴任;第6・8代東京都長官1946.7.23.~1947.3.13.;1947.4.14.~5.3.;初代~第3代東京都知事1947.5.3.~1959.4.18.)は、東龍太郎(日本体育協会会長)と、浅野均一(日本陸上競技連盟理事)、田畑政治(日本水泳連盟会長)を呼び、1960年第

17回オリンピック東京大会の招致を相談し、以下のように表明した。

平和回復と国際舞台に復帰した日本の本当の姿、真に平和を希求している日本人の素朴な姿を、いかにすれば世界の人々に理解してもらえるか、ややもすれば希望を失いがちである青少年にどうすれば明るい曙光を与えることができるかと熟考した結果、オリンピック大会を東京に招致して開催することがもっとも望ましい。(東京都、1965：4)

東京都議会は、超党派でこの表明に賛成し、オリンピック東京大会招致の決議案を満場一致で可決した。1953年には招致決議案が衆議院で可決され、1954年2月にはメインとなる国立競技場の建設案が可決された。

(2) 戦災復興都市東京

第二次世界大戦の米軍による空襲・艦砲射撃で焦土となった日本は、戦災都市に指定された115都市の被害だけでも羅災区域63,200ha、羅災戸数232万戸、死傷者76万人に及んでいた。1945年11月5日に戦災復興院（初代総裁に小林一三）が設立し、12月30日に「戦災地復興計画基本方針」が閣議決定されたが、GHQは戦災復興事業をまったく支援しなかった。加えて、1949年3月に経済安定・緊縮財政政策として「ドッジ・ライン」が示され、8月には115の戦災都市すべてで復興都市計画の見直し作業が始まってしまったのだった（片木、2010：119-120）。

東京は、1942年4月の「ドーリットル空襲」以来、90数回の空襲を受け、羅災区域15,900ha（区部面積の約28%）、羅災戸数71万戸、死負傷者25万人あまりに上ったといわれている。東京都建設局都市計画課長の石川栄耀が取りまとめた東京戦災復興都市計画は、1946年4月に土地区画整理と街路計画が、同年9月に用途地域が、1948年7月に緑地地域が計画決定されたが、大都市圏計画の理念ゆえに計画倒れに終わっていた（片木、2010：120-121）。

しかしながら、東京都は首都東京という特殊性を強調することで、復興都市計画を国の直轄事業にして執り行おうとし、1950年6月東京都選出

議員を主とする議員立法による首都建設法が公布・施行された。同法によって建設省の外局として設置された首都建設委員会では、首都建設緊急5カ年計画（1952～1956年度）を策定、そこには中央官衙地区整備、土地区画整理約1000万坪、都市計画公園約100万坪、道路・橋梁・港湾整備、水道建設などが盛り込まれていたが、結局、40%の進捗率で終わった。その一方、首都建設委員会は、1955年6月東京駅を中心とする半径50km圏を首都圏とし、内部市街地帯（15km圏）—近郊地帯（15～25km圏）—周辺地帯・衛星都市（25～50km圏）で構成される「首都圏構想」を提案、4月に行われた東京都知事選では安井が「グレーター東京と首都圏整備」を公約に掲げて三選を果たした。その後、1956年4月には「首都圏構想」を下敷きにして、首都圏整備法が公布・施行され、同法に基づいて総理府の外局として設置された首都圏整備委員会により、1958年7月に第一次首都圏整備計画^{注5)}が決定された（片木、2010：122-124）。

こうして、戦災復興都市計画の頓挫から首都東京の構築を旗印に、首都建設緊急5カ年計画、さらに首都圏構想の下、首都圏整備計画が展開されたのだった。

(3) 「首都東京の構築」とオリンピック

1959年4月に東龍太郎が都知事に就任し、6月のIOCミュンヘン総会で1964年東京オリンピック開催が正式決定した。9月に設立されたオリンピック東京大会組織委員会の委員長には、津島壽一（日銀副総裁、大蔵大臣などを歴任；1959年～1962年まで日本体育協会会長）、副会長には前東京都知事の安井誠一郎が就任。1960年10月にはオリンピック東京大会準備対策協議会の設置が閣議で了承され、総理府内に置かれた。そして、1961年には「公共用地取得に関する特別措置法」（法律第150号）が制定され、首都高速、新幹線建設などに必要な土地の収用について、補償に関する審理が尽くされていなくても概算見積りによる収用を可能にした。1962年6月の閣議では「オリンピック担当大臣」のポストも用意され、1959年度以降、大会組織委員会に約15億5100万円が国庫補助などから公布されたのだった（石坂、2009a：152-153）。

オリンピック東京大会組織委員会の『公式報告書』によれば、東京オリンピックの総事業費は、9873億6300万円であるが、競技施設の建設整備費（政府事業としての国立競技場の拡充整備、国立屋内総合競技場の建設、戸田漕艇場の整備など；東京都事業としての駒沢公園の建設など；神奈川県事業としての湘南港ヨット競技場の整備、相模湖漕艇場の建設など；横浜市事業としての三ツ沢蹴球場の拡充整備など；埼玉県事業としての大宮蹴球場、所沢クレール射撃場の建設；その他馬事公苑の拡充整備、日本武道館の建設）^{注6)}は165億8800万円（1.7%）に過ぎない。9608億2900万円（97.3%）は、関連事業費として、高速道路など道路整備（1752億7900万円）、公園整備、上下水道整備、ワシントンハイツ（米軍宿舎）の移転、東海道新幹線整備（3800億円）、中央線と環状7号線との立体交差工事、地下鉄整備（1894億9200万円）、東京国際空港整備、ホテル・旅館・ユースホステル整備、NHK放送センターなど通信施設の整備等々に拠出されたのだった。

まさに東京は、戦災復興計画以降の首都圏整備計画をオリンピックの名の下に突貫工事で実現し、東海道新幹線の開通と首都高速道路ほか幹線道路や地下鉄の整備によって、「高度経済成長」を示す「首都東京の構築」を世界にプレゼンするかたちになったのである。

3-4 1964年東京オリンピックの現実

(1) 都市は構築されたのか？

確かに、オリンピック会場となる明治神宮外苑エリア、代々木エリア、駒沢エリアの開発とそれらを繋ぐ道路整備は新時代、新東京の到来を告げるものだった。中でも、青山と渋谷・原宿を通る青山通りができたことは、明治神宮外苑エリアー代々木エリアー駒沢エリアを結ぶだけでなく、そのルートの源としての都心エリア（東京・銀座・国会議事堂）につながるようになった。

当時、丹下健三研究室にいた建築家黒川紀章は、都心と副都心（新宿・渋谷・代々木）を結びつけた青山通りについて、「オリンピックの時に東京を変えたひとつの大きな軸が青山通りです。これができたことによって東京のストラクチュアが様変わりした」と述べている（黒川、2004: 60）。

しかしながら、黒川は、以下のように続けている。

当時、丹下先生がなさったのは、代々木の与えられた場所にどのような建築を造るかということです。芦原義信先生は駒沢にどのような建築を造るかということだけですよ。…都市計画と建築家がつながっていない。これが日本の特徴です。…（当時の東京都知事は）何もしないという権限が強かったでしょう。当時、都市計画というのは官僚にまかせることで、政治家の仕事のエリアにも入っていないんです。…それは日本の問題で、東京だけの問題ではない。（黒川、2004：61）

また、都市社会学を専攻する町村敬志は、以下のように述べている。

1964年東京オリンピックとは、戦前からの皇室用地や軍用地ーGHQによる接收地を含めーの転用として推し進められた。言い換えると、脱皇都化・武装解除と戦後型の新しいナショナリズムの空間の再埋め込みの機会として、オリンピックは活用された。これにより、財源不足で遅れていた東京における「首都」建設が推進されていく。また、山の手や西郊地域に集中していた皇室・軍事関係施設が新たな都市インフラに転用されていったこと（筆者注：プリンスホテルをはじめとするホテル群など）によって、この地域の都市更新が進む一方で、下町・東郊地域との格差が拡大していった。（町村、2007：13）

オリンピックによって、東京は破壊から創造へと、太陽が昇るがごとく未来永劫の進歩を見据えた都市として描き出された。実際、人々は、ある点で、それを見ることができただろう。しかし、それらの土地が軍用地や皇室用地であったという事実は、首都東京の構築においても記憶を覆い隠す新たなナショナリズムの力が作動したと考えられる。

(2) 「首都東京の構築」と生活の変化

都市東京は、東海道新幹線が開通し、首都高速道路をはじめとして幹線道路が整備された。そして、上下水道とともにごみ処理方法に対応策が講

じられ、東京は表面上、衛生的で清潔な都市に変わった(石渡, 2004)。東京都渋谷区に住む学習塾経営者、中出和夫(56歳)は、東京オリンピックを振り返って以下のように記している。

東京オリンピックが開催された代々木公園は以前、「ワシントンハイツ」といって、日本人は立ち入り禁止でした。近所に住んでいた我が家に1964(昭和39)年6月、渋谷区から「くみ取り式便所を水洗式にする金を貸し付ける」との案内が来ました。外国人が家に立ち寄ると恥ずかしいというのが理由だったのでしょう。今思えば、外国人が来るわけがないのに、母は「それはそうだ」とすぐにトイレを水洗にしました。鉄道員だった父は「駅に外国人が来たら困るから」と、自費で英会話を習いに行っていました。とにかく「外国人が来るんだ」と、町中が緊張していました。64年の夏は雨が少なく、道に水をまいていたら、隣の人に「外国人が来て水がなかったらどうするんだ。もったいないことをするな」と怒られました。まるで「非国民だ」というような言い方でした。(中出, 2006)

映画『東京オリンピック』^{註7)}の冒頭シーンは、大きな鉄球で東京のビル群が破壊される映像である。破壊から創造へという象徴的なシーンであり、亀倉雄策(美術監督でもあった)が公式ポスター第1号で日の丸をモダンデザインとして用いたのを映像でなぞるように、オリンピックのシンボルマークが真っ赤に燃える太陽に変わっていく。総監督の市川崑は、このシーンについて、以下のように述べている。

ああいう場面をほしいと思っではじめから探したんです。映画の一番最初は、生命の源、太陽が出る場面。そして太陽の下、そこに東京が映し出される。東京オリンピックなんですから。(市川, 2004: 58)(傍点は原文より)

だが、破壊から創造というシーンと、都市東京の再生・構築が重ねられ、意味づけられてきたものの、石渡雄介が指摘しているように、排気ガスなど自動車公害のほか、新幹線公害、大気汚染が表面化し、葛西ゴミ戦争などが次々に東京に生じ

たのだった(石渡, 2004: 165-170)。

このように考えると東京は、1950年代から1960年代にかけて、オリンピックというスポーツイベントを招致し、都市構築を行った一方で、東京にあった自然環境と東京に住む人々の暮らしぶりを忘れさせ、そこにあったものを壊し、経済成長と開発主義一辺倒に走り続けてきたといえる。石坂は、池田信編(1968)『みなと写真散歩』のはしがきから以下の文章を引用して、オリンピックを契機にした東京の変容を批判的に捉えている。

昭和三六年、気がついて見ると、オリンピック東京大会準備の為ということで、東京の町は俄かに且つ極端にその容貌を変えはじめました。

昨日までの町は壊され、掘割りは乾されて自動車^が走り、川の上に高速道路^ができて、下には水^が、空には自動車^が流れるようになったり、確かに一部では東京はきれいになりました。そして昔を偲ぶ^が見当りません。……天下の大道から人間は自動車にはじき出されて地下道にもぐらされたり、歩道橋で空中に追上げられたりしています。(石坂, 2009a: 171)

(3) 祝祭と快楽のオリンピック：組織委員と評論家たちの言説

東京の歴史的な暮らしぶりの忘却、そして環境に新たな問題が発生したものの、それらは以下のような言説と記憶によって隠され、経済成長と都市開発が表面上賞賛されてきた。東京都知事で国際オリンピック委員、大会組織委員でもあった東龍太郎は、「東京オリンピックに想う」というテーマで以下のエッセイを残している。

「オリンピック開催の意義について」

一つは国民的な立場からであります。日本の国民すべてをこれほど一つの連帯感に結んだ機会^は、戦後はじめてではないかと思えます。しかもその結果東西を結ぶ世界の平和とスポーツのホスト役という大役を立派に果しました。この大会により、日本及び日本国民に対する国際的評価が、大いに高まったことは疑うべくもありません。

もう一つの無形の遺産は、従来一般的に、単にことばとして、ともすればお題的な認識に終りがちだったスポーツマンシップが、この大会のお

陰でわたくしたちの視覚に強く焼きつけられたことであります。ブランデー IOC 会長も述べられたように、すぐれたアマチュアスポーツが、人間に何をもたらすかということが、これほど多くの人々の心にはっきりと印象づけられたことはないと思います。

さらにもう一つは、首都東京の発展にとっての意義であります。東京は、この大会を一つの目途として、道路をはじめ都市施設の改造を推進しました結果、都民の積極的な協力とあいまって、ほぼ所期の目的を達し、今後の再開発事業を推進するジャンプ台を築くことができたのであります。（東, 1965 : 4）

また、スポーツ評論家の川本信正氏も以下のように述べている。

「感激の祭典をふりかえって」

日がたつにつれて、だんだんとあのオリンピックの深さというか、ほんとうの偉大さがわかってくるような気がする。華麗な開会式から感動的な閉会式まで、あの 15 日間は、日本じゅうをうっとりさせた「一億総夢心地」ともいふべき 15 日間だった。

競技場のスタンドにすわっていると、ときたまそこが東京でもなく日本でもなく、地球を遠く離れた宇宙のどこかに、ほっかり浮かんでいるような錯覚にとらわれた。あんなにほかほかといひ気持ちになれるのは、人間の一生にそうたびたびはないだろう。テレビに吸収されて人通りがなくなるという現象が、この次ぎいつどんなときにあるのか、ちょっと想像もつかない。

これまでオリンピックといえば、外国での出来事で外国へ出かけて行ってのオリンピックだった。ところが、こんど初めて日本のなかへ世界をもちこんできた。日本のなかで世界をながめ、世界のなかで日本を見た。国旗とか国歌とか愛国心とかということが、インターナショナルなムードのなかで、日本人の意識のうちに調和を保ったのである。これはたいへんな経験だった。黒船以来といっても別に大げさではなかったろう。

開会式はむろんすばらしかったが、閉会式には感激した。テレビの解説をやっていた私は、胸がつかえ鼻がつまって声が出なくなった。辛うじて

「世界じゅうの政治家に見せてやりたい。こんなときに核実験をやるなんてやつはキチガイか悪魔だ」とだけいったことを覚えている。

核実験といえば、かつてのイギリスのオリンピック選手で、ノーベル平和賞を受けたノエル・バーカーが「この核時代に人間の最大の希望はオリンピックが開かれるということだ」といったことがある。東京オリンピックははからずもこのことばの正しさを証明した。フルシチョフの辞任だとか中共の核爆発だとか、会期中にショッキングなニュースがつづいたが、オリンピックはビクともしなかった。かえってこのような出来事のために、オリンピックの精神が人びとの心に素直に受け入れられたようである。（川本, 1965 : 30）

こうした祝祭としてのオリンピックとその歓喜と快楽の記憶は、2016 年東京オリンピック招致活動の際に、好印象をもたらすツールとして使用されていたように考えられる。

3-5 2016年東京オリンピック招致の意図

(1) レガシーとしての 1964 年東京オリンピック

2009 年 10 月 2 日、IOC は、第 121 次コペンハーゲン総会で 2016 年夏季オリンピックの開催地にリオ・デ・ジャネイロを選んだ。リオは、3 度目の挑戦で南米大陸初のオリンピック開催にこぎ着けた。

東京招致をもくろんだ人々にとって、それは長い戦いだった。2005 年 9 月、石原慎太郎東京都知事（1999.4.23.～2003.4.22.；2003.4.23.～2007.4.22.；2007.4.23.～2011.4.22.；2011.4.23.～現職）がオリンピック招致を表明。2006 年 8 月、JOC 選定委員会で国内候補都市に東京が選出（東京 33 票、福岡 22 票）された。そして、2008 年 1 月、IOC に開催計画を書き込んだ「申請ファイル」（“*Response to the Questionnaire*” for Cities applying to become Candidate Cities to host the Games of the XXXI Olympiad in 2016）を提出。その後、2009 年 4 月に IOC 評価委員会が東京を視察、9 月には IOC が立候補 4 都市（シカゴ、マドリード、リオ・デ・ジャネイロ、東京）の計画について評価報告書を公表した。ここで東京都民の支持率が 55.5% と 4 都市で最低だったことが指摘された。

東京オリンピック招致委員会 (TOKYO 2016 Olympic Games Bid Committee) は、「申請ファイル」の「02 動機とレガシー」において、以下のように述べている。

私たちは今、歴史的転換点に立っている。日本は、現在、戦後経験した経済復興、社会復興に匹敵する大きな課題に直面し、その解決に取り組んでいる。だからこそ、2016年の大会を開催することに、1964年を超える意義がある。高度な都市化、高齢化、成熟社会といった課題を、世界で最初に、大規模に経験しつつある都市東京、日本。われわれの新しい挑戦は、こうした問題を解決し、新しい未来に向けて生まれ変わることである。(中略)

1964年大会の競技会場は、歴史がくれた宝物として現在の東京でも息づいており、スポーツのための重要なオリンピック・レガシーとなっている。これらの施設は、大会開催からほぼ半世紀を経た現在でも、細部まで行き届いた管理を行うことで、現役で活用されている。このことは、東京という都市が持つ力の素晴らしさを証明している。

2016年の開催都市として日本が世界に届ける贈り物は、未来に向けて、他のアジアや世界の国々に、新しい理想のモデルを提供することである。高齢化、経済問題、環境問題、都市問題といった課題は、21世紀の地球的課題である。日本からの贈り物は、オリンピックが届ける贈り物となり、国家や自然環境の違いを超えて、世界中にオリンピック・ムーブメントを行き渡らせることになる。(東京オリンピック招致委員会, 2008: 3)

結局、東京招致は、意味の曖昧な「1964年東京オリンピックのレガシー」を利用しながら、これまた明確ではない「高齢化など福祉社会に適応し」、「環境問題に配慮した」「持続可能な都市開発 (sustainable city development)」を目指すという目的になった。

(2) 「臨海副都心開発」と2016年東京招致

落選後、石原慎太郎東京都知事は、招致活動費150億円(「申請ファイル」(p.13)においては、55億円)の用途を明らかにすることを示した。そして、招致活動を進めてきた日本オリンピック

委員会 (JOC) について、「もっと強くないと駄目だ。ホットショット (やり手) がIOCの中核に入っていない限り駄目」(朝日新聞, 2009.10.5.) と述べた。さらにメインスタジアムや選手村の建設予定地などウォーターフロント・エリアの開発について「活用を本気で考えないと。草ぼうぼうで放っておくわけにはいかない」と述べている(朝日新聞, 2009.10.5.)。

まさに、東京招致の本当の理由は、ここにある。保守派の鈴木俊一が東京都知事だった4期16年(1979.4.23.~1983.4.22.; 1983.4.23.~1987.4.22.; 1987.4.23.~1991.4.22.; 1991.4.23.~1995.4.22.)の間に計画され、遂行されてきた「臨海副都心開発」^{注8)}の継続である。この計画は、革新の青島幸男が東京都知事に就任していた期間(1995.4.23.~1999.4.22.)に計画の見直しを掲げ、予定されていた「世界都市博覧会」を中止にした。石原は、東京オリンピックの招致を掲げながら、会場建設、交通網ほかのインフラの整備を行い、「臨海副都心開発」を継続的に推し進めてきた。

問題は、臨海副都心の建設がバブル景気の崩壊する1989年に始まったことであり、その建設期間は、2015年まで3期に分かれて進められていることである^{注9)}。第3セクターの会社が財政破綻するなど、東京都の「臨海地域開発事業会計」は約4000億円の債務を抱える(滝口, 2009: 163)。2016年東京オリンピックは、この「臨海副都心開発」計画の完成後に大々的に行われるシナリオだったのである。

しかしながら、このシナリオにあったメインスタジアムを晴海に新設しようと計画したことに対して、アクセスの悪さがIOC委員に指摘され、また三方を海に囲まれてテロ対策が難しいことが招致に失敗した一因であったことが明らかになっている(朝日新聞, 2012.2.17)。

東京都庁内にある東京オリンピック招致委員会が「レガシー」を強調するのは、官僚が実権を握る東京の、そして国家としての政治において、1950年代から今日まで「東京の開発」は継続していることに起因する。

1964年東京オリンピックの際の首都東京の構築については、先に述べたとおりだが、この時の東京都知事東龍太郎の下で副知事をしていただ

が、鈴木俊一（東京帝国大学法学部を卒業後、内務省、地方自治庁次長を経て、第二次岸信介内閣で内閣官房副長官（1958～1959）を歴任）だった。東知事退任後、日本万国博覧会協会事務総長、首都高速道路公団理事長を経て、1979年から4期16年間（1979～1995）都知事に就いた。

町村敬志が指摘するように、東京は1964年東京オリンピックを契機にした開発により、東西の経済格差が際立って、今日に至っている。そして「臨海副都心開発」によって、現在はウォーターフロント・エリアに経済的政治的関心が集中している。この計画は、バブルが崩壊し、経済停滞期の現在でも継続して進められている。東京は、1950年代から今日まで、東龍太郎（1959～1967）（-美濃部亮吉（1967～1979）-）鈴木俊一（1979～1995）（-青島幸男（1995～1999）-）石原慎太郎（1999～2011）の3人の保守系都知事を迎えて、開発を継続して行ってきた。

私たちは、今こそ、政治的経済的な側面からスポーツイベントの招致活動と大会の記憶を問い直さなければならない。

3-6 オリンピック招致と都市東京をめぐる権力編成：課題と未来

ここまで、東京オリンピック招致活動をめぐって、1940年-1964年-2016年を時系列的に追ってきた。問題の第一は、オリンピック招致の理念が、IOCが歴史的に育んできたオリンピック運動の理念や現実と距離を置いて、日本独自のコンテキストから理念を創造し、都市東京の首長が前面に立って招致を誘導してきたことである。そして、戦災復興計画の上に首都東京と首都圏構想を実現するための整備計画がオリンピックを契機として一気に成し遂げられてきた。

紀元2600年の奉祝にあたって万国博覧会とともにオリンピックを実現しようとしたことは、「日本の精神、文化、産業等を世界に紹介」し、「わが国の文化や国民精神を各国の人々に理解」させ、かつ「国民精神を涵養する」「挙国一致」の「国家的事業」にしようとしたためであり、それは戦後復興を成し遂げ、平和回復と経済成長した日本を世界にアピールしようとした1964年の招致理念に連なるものがある。そして、1964年をレガシーとして、環境に留意した都市開発を進め

ようという2016年の「申請ファイル」に至る。

こうした理念の基盤には、関東大震災復興-戦後復興を前面に置いた首都圏整備計画の実現が着々と進められてきた歴史があり、2016年招致活動においては、1979年に鈴木俊一東京都知事が就任して以来の「臨海副都心開発」の進展をオリンピックを契機に成し遂げようとしてきた事実がある。

以上を踏まえて、私たちは、都市東京の首長をはじめとする政治家と開発ディベロッパーたちの思惑と戦略が重なり合った東京の開発構造を深く分析・考察する必要がある。それは、都市開発、土地利用の転用を包含しつつ国家的事業として理念を掲げるナショナリズムの構造的究明でもあろう。

そして、こうして国家理念を掲げ、都市東京の政治家たちが政府から国家予算を捻出させる一方で体協・JOCは、ほとんど力をもたず、またオリンピック運動やスポーツの本質論を掲げて運動してきたわけでもなかった。1940年-1964年-2016年の東京オリンピック招致活動を時系列的に追ったとき、体協・JOCのオリンピック招致に対する理念と位置を改めて考えなければならないだろう。

これらの歴史を下支えしている思想は、まぎれもなく経済成長と開発主義一辺倒の（都市）イデオロギーである。東京に住む人々は、川や水の町であったことを忘却し、コンクリートと大気汚染の環境下、人口密集がもたらす多くの問題を指摘しながら生きてきた。こうした都市東京に住む人々の生活意識の変容と現在について、地道な調査が必要になっている。

首都東京は、戦災復興においてもその特殊性を強調し、国の直轄事業として執り行おうとしてきた歴史をもつ。二巡目のオリンピックを招致しようとするとき、未来へ向かっていた時代（経済成長する日本とその首都東京のプレゼンスの強調）における東京特殊思考（東京中心主義と開発志向）を問い直し、東京に住む人々の生活上の問題をより深く究明することが重要になっている。私たちがスポーツを自分のものとして生きようとするとき、オリンピックを開催する歓喜や快樂よりも、からだどころのトータルなバランスを保つための生活の術を考え、地域社会と環境のなかで共生し、平和を実感させてくれる文化財のひとつ

であることを体感する営みを持続的に生み出していくことが重要だと考える。

注1) 日本が招致活動や招致をした極東大会、オリンピック、FIFA ワールドカップと国際博覧会には、以下のものがある。

- ・1917年極東大会（東京）
- ・1923年極東大会（大阪）
- ・1930年極東大会（東京）
- ・1940年紀元2600年記念日本万国博覧会（東京）→中止
- ・1940年東京オリンピック（返上→代替地ヘルシンキ→中止）
- ・1940年札幌冬季オリンピック（返上→代替地ガルミッシュ・バルテンキルヘン→中止）
- ・1964年東京オリンピック
- ・1968年札幌冬季オリンピック招致活動（→グルノーブル冬季オリンピック）
- ・1970年日本万国博覧会（「大阪万博」「EXPO'70」）
- ・1972年札幌冬季オリンピック
- ・1975～1976年沖縄国際海洋博覧会（「沖縄海洋博」「海洋博」）
- ・1984年サラエボ冬季大会（←札幌での代替開催招致活動を展開）
- ・1985年国際科学技術博覧会（「科学万博」「TSUKUBA EXPO '85」）
- ・1988年名古屋オリンピック招致活動（→ソウルオリンピック）
- ・1990年国際花と緑の博覧会（「花の万博」「EXPO '90」）
- ・1998年長野冬季オリンピック
- ・2002年FIFA ワールドカップ韓国・日本
- ・2005年日本国際博覧会（「愛知万博」）
- ・2008年大阪オリンピック招致活動（→北京オリンピック）
- ・2016年東京オリンピック招致活動（→リオ・デジャネイロ・オリンピック）
- ・2020年東京オリンピック招致活動

注2) 東京帝国大学医学部卒で、ボート部出身。1928年アムステルダム・オリンピックでボート日本代表監督。1930年大日本体育協会専務理事就任。日本メリヤス、日本鋼管、入山採炭、王子製紙などの再建を次々に成功させ、1911年東京株式取引所理事長、1917年日本工業倶楽部専務理事、1930年日本商工会議所会頭、1932年日本経済連盟会長などを歴任した郷誠之助の甥。誠之助は、東京電燈、東洋モスリン、昭和肥料などの社長、会長にも就任し、私邸で河合良成、小林中、永野護、後藤因彦ら若手財界

人を集めて「番長会」を組織した（清水，2001：294-296）。

- 注3) 嘉納塾の塾生で、児童学の確立と普及に務め、ボーイスカウト日本連盟の創設に関わった高島平三郎の長男。岸清一法律事務所を経て、大日本体育協会主事になり、1931年5月から同協会が発行された『アスレチックス』編集責任者。純子夫人との結婚媒酌人は徳富蘇峰。
- 注4) 体育運動審議会の設立、及び日本運動競技連合の設立への経緯、さらに大日本体育協会と交渉などについては、石坂（2007：146-171）を参照のこと。
- 注5) 1944年の大ロンドン計画を参考にして、東京都を中心に半径100kmについて計画。既成市街地－近郊地帯－市街地開発区域からなっていた（片木，2010：124）。
- 注6) オリンピック関連施設は、その戦前、戦後、そして現在の土地利用をふまえて、以下のようにまとめることができる（町村，2007）。

○代々木スポーツセンター

- 1-1 国立屋内総合競技場と附属体育館（設計：丹下健三研究室）：水泳、バスケットボール、近代五種→現在は、国立代々木競技場：第1体育館・第2体育館
- 1-2 オリンピック選手村メインゲート（東京工業大学清家研究室）（仮設）→大会後撤去
- 1-3 オリンピック選手村食堂（菊竹清訓建築設計事務所）：選手用食堂（仮設）→大会後撤去
【軍用：代々木練兵場（1933）→空襲被災なし→GHQ接収（ワシントンハイツ）→代々木公園、NHK
- 2 岸記念体育館（松田・平田建築設計事務所）：組織委員会本部
- 3 渋谷公会堂（建築モード研究所）：ウェイトリフティング
【軍用：陸軍衛戍刑務所（1933）→空襲被災→GHQ接収（米軍サービス施設）→渋谷公会堂、渋谷区役所

○駒沢オリンピック公園競技施設

- 高山英華（全体計画）、設計：芦原義信、村田政真
- 4-1 駒沢体育館（芦原義信建築設計事務所）：レスリング
 - 4-2 駒沢陸上競技場（村田政真建築設計事務所）：サッカー
 - 4-3 駒沢バレーボール場・ホッケー場（東京都オリンピック施設設計事務所）：バレーボール、ホッケー（一部仮設）
【ゴルフ場（1943年防空緑地・東京都買収）→空襲被災なし→GHQ接収なし】→駒沢公園

○明治公園オリンピック競技施設

- 5 国立競技場（建設省関東地方設計局）：開・閉会式、陸上競技、サッカー、馬術
【皇室関連：神宮外苑／競技場（1933）→空襲被災なし→GHQ 接収】→国立競技場、神宮プール、絵画館前グラウンド
- 6-1 東京体育館（東京都建築局）：体操（'54 世界レスリング選手権時に完成したものを改修）
- 6-2 東京体育館屋内水泳場（村田政真建築設計事務所）：水球（改修）
【華族関連：徳川邸（1933）→空襲部分被災→GHQ 接収：Mudge Hall】→東京体育館
- 7 秩父宮ラグビー場（二見秀雄）：サッカー（'49 完成、'62 ラグビー協会から国に寄贈）
【華族関連：女子学習院（1933）→空襲被災→GHQ 接収なし】→秩父宮ラグビー場
- 8 プレスマンハウス（野生司建築設計事務所）：報道関係宿舎→1 棟を残し撤去
- その他都内施設
- 9 馬事公苑覆馬場（松田・平田建築設計事務所）：馬術
【空襲被災なし→GHQ 接収なし】→中央競馬会
- 10 日本武道館（山田守建築事務所）：柔道【国庫補助で建設】
【軍用：近衛師団司令部（1933）→空襲被災なし→GHQ 接収】
- 11 後樂園アイスパレス（中山克己建築設計事務所）：ボクシング（既設）
【軍用：陸軍造兵廠（1933）→空襲部分被災→GHQ 接収なし】→現在は撤去
- 12 早稲田大学記念会堂（内藤多仲）：フェンシング、近代五種（既設）
【GHQ 接収なし】→早稲田大学
- 13 八王子自転車競技場（伊藤喜三郎建築研究所）：自転車（仮設）→大会後撤去
- 近隣の施設
- 14 戸田橋漕艇場（コース改修：埼玉県、関係建物：三座建築設計事務所）：漕艇（コース改修、一部施設新築）
【'40 オリンピック時建設】→戸田漕艇場（拡張）
- 15 相模湖漕艇場（大矢根建築設計事務所）：カヌー（仮設）→大会後撤去
- 16 三ツ沢蹴球場（福永建築設計事務所）：サッカー（改修）
【神奈川県護国神社外苑（1939）防空緑地（1942/43）→空襲被災→'55 国体時に運動公園完成】→三ツ沢公園蹴球場
- 17 大宮蹴球場（野生司建築設計事務所）：サッカー
【氷川神社境内氷川公園（1933）→空襲被災→GHQ 接収なし】→大宮サッカー場→2007.11.11.リニュー

アル・オープン「Nack5 スタジアム大宮」

- 18 朝霞射撃場（野生司建築設計事務所）：射撃、近代五種（一部改修）
【軍用：旧陸軍士官学校ライフル射撃場（1933）→GHQ 接収】→朝霞駐屯地
- 19 所沢クレール射撃場（野生司建築設計事務所）：射撃→現在は撤去
- 20 軽井沢総合馬術競技場厩舎（森京介建築設計事務所）：馬術（仮設）→大会後撤去
- 21 横浜文化体育館（久米建築設計事務所）：バレーボール（既設）
【GHQ 接収】→横浜文化会館
- 22 江の島ヨットクラブハウス（谷口吉郎、山田水城）：ヨット→江ノ島ヨットハーバー
- 23 葉山ヨットハーバー（建設省関東地方設計局）：ヨット（仮設）→葉山ヨットハーバー（海上自衛隊艇停泊地）
- 注7) 企画監修：オリンピック東京大会組織委員会、製作：東京オリンピック映画協会、配給：東宝株式会社、総監督：市川崑、美術監督：亀倉雄策など、1965 年 3 月 10 日の完成試写会では、河野一郎オリンピック担当大臣が「芸術的すぎる」と批判し、記録を重点にしたもう一本の編集が決まった。
- 注8) 1979 年に鈴木俊一が都知事に就任してから「臨海副都心開発」が検討された。1979 年「マイタウン構想懇談会」が設置され、以後、1982 年「東京都長期計画」、1985 年「東京レポート構想」、1986 年「第二次東京都長期計画」が発表されてきた。
- 注9) 第1期（1989-1995）：レインボーブリッジ開通、ゆりかもめ開業（新橋-有明）、テレコムセンター竣工、東京都水の科学館オープン、有明スポーツセンターオープン（1995 年）、第2期（1996-2005）：東京臨海高速鉄道りんかい線開業（東京レポート-新木場）、東京ビッグサイト（東京国際展示場）オープン、お台場海浜公園開園、ほか様々なオフィスビルの竣工（1996 年）、フジテレビ本社屋移転（1997 年）、日本科学未来館オープン（2001 年）、りんかい線が大崎まで延伸され、同時に JR との相互直通運転が開始され、渋谷、新宿、池袋の各副都心と直結される（2002 年）、このほか、複数のホテル、オフィスビルがオープン、第3期（2006-2015）：ゆりかもめが豊洲まで延伸され、都心からの道路も整備される（2006 年）、東京湾岸警察署が開署（2008 年）、このほか、複数の大学、学校、ホテル、オフィスビルなどが置かれる。

文 献

- 1) 東龍太郎（1965）「東京オリンピックに想う」. オリンピック東京大会組織委員会企画監修、東京オリンピッ

- ク、東宝株式会社事業部出版課。
- 2) 大日本体育会 (1946) 大日本体育協会史, 第一書房.
 - 3) 古川隆久 (1998) 皇紀・万博・オリンピック: 皇室ブランドと経済成長, 中公新書.
 - 4) 橋本一夫 (1994) 幻の東京オリンピック, 日本放送出版協会.
 - 5) 市川崑 (2004) 「インタビュー 市川崑監督が語る, 映画『東京オリンピック』撮影秘話」. 東京人, 19-9: 56-59, 都市出版株式会社.
 - 6) 石渡雄介 (2004) 「未来の都市／未来の都市的生活様式: オリンピックの60年代東京」. 清水論編, オリンピック・スタディーズ: 複数の経験・複数の政治, せりか書房, 154-172.
 - 7) 石坂友司 (2004) 「国家戦略としての二つのオリンピック: 国家のまなざしとスポーツの組織」. 清水論編, オリンピック・スタディーズ: 複数の経験・複数の政治, せりか書房, 108-122.
 - 8) 石坂友司 (2007) 日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究. 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程体育科学専攻博士論文.
 - 9) 石坂友司 (2009a) 「東京オリンピックと高度成長の時代」. 年報 日本現代史, 14: 143-185.
 - 10) 石坂友司 (2009b) 「東京オリンピックのインパクト: スポーツ空間と都市空間の変容」. 坂上康博・高岡裕之編著, 幻の東京オリンピックとその時代: 戦時期のスポーツ・都市・身体, 青弓社, 96-124.
 - 11) 嘉納治五郎 (1937) 「東京オリンピックに善処する為には」アサヒ・スポーツ, 15-2: 4, 朝日新聞社.
 - 12) 片木篤 (2010) オリンピック・シティ東京1940・1964. 河出書房新社.
 - 13) 加藤政洋・大城直樹編著 (2006) 都市空間の地理学. ミネルヴァ書房.
 - 14) 川本信正 (1965) 「感激の祭典をふりかえって」. オリンピック東京大会組織委員会企画監修, 東京オリンピック, 東宝株式会社事業部出版課.
 - 15) 黒川紀章 (2004) 「オリンピック建築と都市のつくりかた」. 東京人, 19-9: 60-66, 都市出版株式会社.
 - 16) 町村敬志 (2007) 「メガ・イベントと都市空間: 第二ラウンドの『東京オリンピック』の歴史的意味を考える」. スポーツ社会学研究, 15: 3-16, 日本スポーツ社会学会.
 - 17) Mangan, James Anthony (2003) "Asian Sport: From the Recent Past." Mangan, J. A. and Fan Hong (eds.), *Sport in Asian Society: Past and Present, 1-10*. Frank Cass.
 - 18) 中房敏朗 (2008) 「東京オリンピックの地政学: オリンピック関連施設の立地はどのように決まったのか」. 清水論責任編集, 現代スポーツ評論, 19: 92-101, 創文企画.
 - 19) 中出和夫 (2006) 「外国人が来る水洗トイレに」. 読者がつくる記憶の歴史シリーズ, 朝日新聞, 2006年1月25日.
 - 20) 中村哲夫 (2009) 「IOC 会長バイエラトウールから見た東京オリンピック」. 坂上康博・高岡裕之編著, 幻の東京オリンピックとその時代: 戦時期のスポーツ・都市・身体, 青弓社, 22-67.
 - 21) 野口岩三郎 (1937) 「第十二回オリムピック大会組織委員会の結成と其後の経過」. オリムピック, 15-2: 18-26, 大日本体育協会.
 - 22) 老川慶喜編著 (2009) 東京オリンピックの社会経済史. 日本経済評論社.
 - 23) 大島又彦 (1936) 「第十二回オリムピック大会の準備を前にして」. オリムピック, 14-9: 2-3, 大日本体育協会.
 - 24) 大島又彦・郷隆・高島文雄・岩原拓・土屋隼・高田寛・清水照男・鈴木良徳 (1936) 「東京オリムピックを語る」. オリムピック, 14-9: 4-21, 大日本体育協会.
 - 25) 清水論 (2001) スポーツする身体の市場. 栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見俊哉編, 文化の市場: 交通する, 東京大学出版会, 285-304.
 - 26) 清水論編著 (2004) オリンピック・スタディーズ: 複数の経験・複数の政治. せりか書房.
 - 27) Shimizu, Satoshi (2011) "Rebuilding the Japanese Nation at the 1964 Tokyo Olympics: The Torch Relay in Okinawa and Tokyo." Kelly, William W. and Brownell, Susan (eds.) *The Olympics in East Asia: Nationalism, Regionalism, and Globalism on the Center Stage of World Sports*, Council on East Asian Studies, Yale University, 39-59.
 - 28) 滝口隆司 (2009) 「東京の五輪招致活動検証: 『真の目的』は何だったのか」. 友添秀則責任編集, 現代スポーツ評論, 21: 160-163, 創文企画.
 - 29) 東京オリンピック招致委員会 (2008) 申請ファイル: 2016年オリンピック競技大会申請都市に対する質問状への回答, 東京オリンピック招致委員会.
 - 30) 東京市役所 (1939) 第12回オリンピック東京大会東京市報告書, 東京市.
 - 31) 東京都編 (1965) 第18回オリンピック競技大会—東京都報告書, 東京都.
 - 32) 山本拓司 (2008) 「幻のオリンピックと外苑拡張計画: 明治神宮外苑の文化史」. 清水論責任編集, 現代スポーツ評論, 19: 44-57, 創文企画.
- ※本稿の執筆にあたって、石坂友司氏（関東学園大学）には様々なアドバイスをいただいた。森丘保典、石黒考明の両氏（日本体育協会）には、資料収集についてお世話になった。ここに記して感謝いたします。

4. 嘉納治五郎の「体育」概念に関する覚え書き ～大日本体育協会の名称との関係性を視野に入れて

友添秀則（早稲田大学）

4-1 はじめに

嘉納は亡くなる2年前に講道館道場で行われた喜寿祝賀式の挨拶で、自らの生涯を振り返り、「最も多く力を尽くしたのは申すまでもなく講道館柔道のためであり」、次に「力を尽くしたのは師範教育で」（体系10, p.375）^{注1)}、「第三に私が力を尽したのは、体育とか、競技運動というようなことであります」（体系10, p.375）と各界名士を前に述べている。ここでわざわざ嘉納の業績を嘉納自身に語らせるまでもなく、柔道の創始、東京高等師範学校の校長としての教師教育への貢献、とりわけ高師体育科の設置と体育の専門職者の育成、日本体育協会の前身の大日本体育協会の創立等の多大な功績は、嘉納をして「我が国の体育の父」とも、あるいは「我が国のスポーツの父」とも称するには十分なものであろう。だが、上述の嘉納の言葉に従えば、嘉納が第三に力を尽くしたという「体育とか、競技運動というようなこと（傍点筆者）」とはいったい何を意味しているのだろうか。

嘉納が講道館を開き、柔道を講じ、また若き高師校長として敏腕を振るい、さらには大日本体育協会を創設し会長として尽力した明治・大正期は、現代では日常語となってしまった「スポーツ」が様々な呼称で呼ばれた時代であり、その概念も未確立であった。同様に、1876（明治9）年に“physical education”の翻訳語として創出された「体育」なる語もその概念が未確定な時代で、「運動」や「競技」等の類似概念との明確な異同も余り考慮されることがなく用いられた時代でもあった^{注2)}。

周知のように嘉納は、時代が昭和に入った晩年、かつて明治の時代に懸命に普及した柔道と同じ情熱をもって、自らが考案した「精力善用国民体育」の普及にまい進する。嘉納の膨大な論考の中に「柔道」や「精力善用」「自他共栄」に次いで頻出する「体育」という言葉は、嘉納にとって

いったい何を意味したのであろうか。先行研究を管見する限り、嘉納の「体育」概念を直接に明確にしたものは僅少である^{注3)}。

ところで、本プロジェクトの昨年度の報告では、嘉納の柔道が何に影響され、どのように創造・形成され、何を志向したのかを明らかにしながら、嘉納の柔道概念を明確にした。嘉納の柔道概念は、嘉納のうちにあってはその内包（コノテーション、connotation）と外延（デノテーション、denotation）は生涯を通じてほぼ変わらなかったといえる。同様に、以下、本稿で考察するが、嘉納の著述や論考に頻出する体育という言葉は様々な文脈で登場するが、嘉納が考えた体育の概念そのものも、嘉納の柔道概念の発展と並行しながら深まっていくが、基本的には若い日から晩年に至るまでその中核は一貫していたともいえる。

本稿では、嘉納が「体育」をどのように考えたのか、換言すれば、嘉納の「体育」に対する考え方を嘉納の生涯に亘る代表的な著作等を通して考察の対象に据えながら、その概念を明確にした。このような問題設定の意図には、大きく次のものがある。

- 1) 嘉納の「体育」概念を解明することで、教育者としての嘉納が身体教育（身体の教育、スポーツ＜あるいは運動＞による教育、スポーツそれ自体の教育）をどのように考えていたのかを解明できるのではないかと思われる^{注4)}。
- 2) また、嘉納にとっての「体育」の概念を明確化することは、大日本体育協会の名称に託した嘉納の協会設立における理念を解明する一助になるのではないかと思われる。
- 3) さらに、嘉納の「体育」概念を解明することで、嘉納の体育概念の独自性（オリジナリティー）が明らかになるのではないかと思われる。

次に、本稿で嘉納の体育概念を明確化するための方法について簡潔に述べたい。

4-2 嘉納の体育概念を明確化するために

嘉納は1898（明治31）年11月に創刊した講道館機関誌の「国土」から、「柔道<1915（大正4）年1月発刊>」、「有効の活動<1919（大正8）年1月改題発行>」、「柔道界<1922（大正11）年9月改題発行>」、「大勢<1922（大正11）年8月改題発行、直ぐに廃刊>」、「柔道<1922（大正11）年10月改題発行>」、「作興<1924（大正13）年11月改題発行>」、そして1930（昭和5）年4月に改題・再刊され現在に至る「柔道」に口述筆記させたものを含めて、実に膨大な数の論考を残している。さらにまた大日本武徳会が発行した「武徳誌」、自らが創設（1908（明治41）年3月）した中等教育研究会の機関誌「中等教育」、「嘉納塾同窓会雑誌」など、多くの機関誌や雑誌にも実に様々な内容の論考を発表している。しかし、これらの機関誌、雑誌に発表された各論考は、ほとんどのものがその時々々の社会背景や時局、嘉納の折々の問題意識にそって書かれたものであるため、本稿ではこれらの論考を一定の論題に応じて整理・編纂した『嘉納治五郎体系』^{注5)}の各論考をテキストにした。

嘉納はここで述べたように、多くの論考を著しているにも関わらず、当時の中学校生徒向けに柔道の技術解説を行った『柔道教本（上巻）』以外で、著作というまとまった形で発刊したものは、79年にわたる生涯の中で、51歳の時に出版した『青年修養訓』（1910（明治43）年12月）と、71歳の時の講道館文化会発行になる『精力善用国民体育』（1930（昭和5）年8月）のみである。もっとも後者は「講述」であるから、厳密に著作といえるものは前者の『青年修養訓』のみということになる^{注6)}。『青年修養訓』は「今日の青年に修養上特に必要と認めたものを選択したものであって、…（中略）…その内容においてはほとんど總べての條項に觸れて居る」（嘉納、1911、凡例）体系立ったものであり、壮年期の嘉納の体育に対する考えを知るには格好の書であるといえる。

また、『精力善用国民体育』は、「講述」ではあっても、それまで各論考に折々発表してきた嘉納の体育に対する考えを、嘉納が晩年に至って体系

表 1. 嘉納の体育概念の考察対象

区分	テキスト	嘉納の年齢	発行年等
初期	柔道一班竝ニ其教育上ノ價值	30歳	明治22年 (1889年)
中期	青年修養訓	51歳	明治43年 (1910年)
後期	精力善用国民体育	71歳	昭和5年 (1930年)

立ってまとめたものであり、晩年の嘉納の体育概念を明らかにするには格好の書であろう。ここでは、嘉納の晩年の体育に対する考えの集約が随所に述べられている。

周知のように、嘉納は1882（明治15）年に講道館柔道を創始したのであるが、1889（明治22）年5月、30歳の時、大日本教育会の求めに応じて、時の文部大臣榎本武揚、イタリヤ公使ら多数の顯官の前で、講演を行い柔道を世に問うている。この講演の草稿は、「柔道一班竝ニ其教育上ノ價值」として現存している。この講演では、「柔道体育法」という形で嘉納の体育に対する考え方が残されており、嘉納の若き日の体育概念を知る上で重要な文献である。

本稿では、表1に示すように、嘉納の体育概念を彼の生涯の前期、中期、後期とに分け、それぞれの文献に表れた嘉納の体育概念を抽出し、考察していくことにしたい。

4-3 『柔道一班竝ニ其教育上ノ價值』にみる体育概念

嘉納のこの講演は、東京教育大学（現筑波大学）の体育学部武道論講座の教授であった渡辺一郎氏が編纂した『史料 明治武道史』に全文が収録されている（渡辺、1971、pp.79-97）。また、『体系』の第二巻には、旧字体を新字体に、かつ旧仮名遣いを現代仮名遣いに改め収録されている（体系2、pp.88-135）。ここでは両方のテキストを参照しながら、嘉納の体育概念についてみていきたい。

『柔道一班竝ニ其教育上ノ價值』は、先述したように嘉納が30歳の時にに行った講演であるが、この時の講演では、講演の中で形や乱捕を自らが実際に演武している。講演内容は概ね、講道館創立の経緯、柔術の概要、柔術と柔道の異同、講道館

柔道の目的、柔道体育法、柔道勝負法、柔道修心法、柔道の教育的価値から構成されている。嘉納は柔術の概要を説明する冒頭で、従来の柔術は勝負の法を練習することを目的にしてきたが、勝負の修行は種々身体四肢を運動させるので、間接的に柔術が体育になったり、心を練ることにもなると述べる。ここから嘉納は、講道館柔道の目的は体育、勝負、修心の3つの目的を持っていると述べ、これら3つは相互に関連して柔道を構成するので別々にすることはできないと述べる。さらに嘉納は講演で、これらの3つの柔道の目的を柔道体育法、柔道勝負法、柔道修心法と称して、それぞれについて詳細に説明する。

さて、講道館柔道を創始して間もない、30歳の若き嘉納が体育をどのように考えていたのかというここでの関心からいえば、この講演で行った柔道体育法の説明が重要な意味を持つてくる。柔道体育法で嘉納は、体育をすることを体育法という述べ、体育法の目的は筋肉を適度に発達させること、身体を壮健にすること、力を強くすること、身体四肢の働きを自在にできるようになることであるという。そして、こう述べたすぐ後で、筋肉の発育や身体の強健は、体操でできないことはないと思うが、柔道では体操よりも一層効果があると述べる。さらに、体操でこのような効果を上げようとしても、まったく面白味なくなるだろうという。

ところで、嘉納はこの講演の終わりで、自らが考える教育について自説を展開する。嘉納にとっての教育は、国家や社会という大きな視点から考えると、次の世に今の世の開明を伝えて、一層これを発展させるために、若い人たちに知識を授け心身を錬磨させることであり、個人の側に立つならば、その人の一身を独立させ幸福を増やすことであるという。そして、教育は単に書物の知識のみを与えればそれですむというものではなく、学問のほかに交際の仕方、投機の才などの世の中をうまく渡っていけるような多くの力を身に付けさせる教育が必要だが、適切な方法で柔道の修行を行うとこのような力を身に付けることができるので、学校教育に柔道を入れることが大事だと力説する。もし柔道が学校教育に採用されれば、我が国が世界文明強国のひとつになる日もそう遠いことではないと講演を結ぶ。

以上、『柔道一班竝ニ其教育上ノ價值』にみる嘉納の体育に関する記述をみてきたが、簡潔に要約すれば、ここでの嘉納の体育概念は、筋肉の発達、身体の強健、身体操作能力の向上を可能にすることであるということになる。嘉納は他の論考でも、「体育」という言葉を「体育する」というように動詞として用いることが少なからずあるが、この講演でも、「体育を致しますのを体育法と称えまして（傍点筆者）」（体系2, p.104）の表現にみられるように「体育」を動詞として用いている。つまり、この講演における嘉納の体育の概念は、身体機能の向上や身体発達を含んだ身体を形成することであり、いわゆる体育=身体形成と捉えることができる。

しかし、この体育=身体形成は、勝負法、修心法とパラレルに行われることにおいてのみ、意味を持つということに配慮しておかなければならない。嘉納の講演時の言葉にしたがえば、勝負法とは「肉体上で人を制し人に制せられざる術の練習」（体系2, p.113）であり、修心法とは「徳性を涵養することと智力を練ることと勝負の理論を世の百般のことに応用して物に接し事に当っておのずから処する所の方法」（体系2, p.121）である。嘉納は柔道をすれば「体育も出来、勝負の方法の練習も出来、一種の智育徳育も出来る都合になって」と述べている。また、柔術の説明のところで、柔術に「幾分か改良を加えさえすれば柔術は体育智育徳育を同時になすことの出来る」ものであるとも述べている。

嘉納の講演は1889（明治22）年の5月に行われたものであるが、嘉納が東京大学の学生であった明治10年代はハーバート・スペンサー（Herbert Spencer, 1820年生-1903年没）の翻訳物が大流行した時代であったという。我が国の教育思想に大きな影響を与えることになったスペンサーの教育論^{註7}は、文部省が1880（明治13）年に、尺振八にスペンサーの“Education: Intellectual, Moral, and Physical”を「斯氏教育論」と題して訳出させたもので我が国に紹介されたが、当時この著書は教育界に大きな影響を与え、これ以後、今日に至るまで知育、徳育、体育の三育思想を日本の教育界に定着させたという。当時、東京大学の学生であった嘉納が、一大ブームを巻き起こしたこの書を読んでいないとは考えら

れず、英語に堪能であった嘉納であれば本書を原文で読んでいたとも推察される。

嘉納のこの講演でも、スペンサーの三育思想の影響が随所にみられるが、後述するように、嘉納の体育概念には、スペンサーの教育論の中の第4章の体育論 (physical education) の影響も看取される。

4-4 『青年修養訓』にみる体育概念

『青年修養訓』は日清、日露の対外戦争の勝利を得て5年後、1910(明治43)年5月に大逆事件の検挙が始まった年の12月28日に出版された^{註8)}。嘉納は同書の序で「教育に従事することここに三十年、その間学校生徒のために塾生のために修養上処世上の訓話をしたことは数えきれぬほどあるが、経験を積み重ねるに随って、今はここぞと信ずるところも出来、やや纏まりも附いたように思う」(体系7, p.3)ので「『青年修養訓』及び『青年処世訓』の二書を著してあまねく世の青年に示す」(体系7, p.4)と出版の目的を記している。残念ながら『青年処世訓』は出版されなかったが、『青年修養訓』は「広義の道徳上から今日の青年に特に必要な教訓を完成する」(体系7, p.6)のに必要な内容が書かれており、記述にあたっては難しい世相の中であって、青年学生に害を与えることなく適するように「穏健中正」に努めて「新奇極端」を避けたと記している。

同書は、第1の「我が国の青年に告ぐ」から第50の「結論」までの間に、50講にわたって様々なテーマを掲げそれについての嘉納の考えを述べていくものであるが、今筆者の手にある『袖珍青年修養訓』(同文館、<1911(明治44)年12月28日発行>)では、本文のみで430頁にも及び、ポケット版であることを考慮しても、結構な分量となっている。ちなみに、任意に幾つかのテーマを挙げてみると、「立志 択道 竭力(第3)」、「多方面に注意を向けよ(第19)」、「修養と貧富(第25)」、「自頼自立(第29)」、「胆力の養成(第32)」、「愛国(第37)」、「金銭(第46)」、「労働(第49)」等等、青年が日常生活で立ち止まって考えるべき論題が網羅されている。

さて、ここでの関心からいえば、第8の「身体の強健」及び第9の「節制と鍛錬」が重要である。「身体の強健」では、身体は父母から受け継

いだもので粗末にしてはならず、積極的に身体を鍛錬し強健にして、父母の血を子孫に伝えなければならぬという(体系7, p.60)。同様の趣旨の記述は嘉納の論考では多く見受けられる。例えば、1917(大正6)年に愛知教育会雑誌に掲載された『国民の体育について』にもある。

「身体の良いという事はただおのれ一身の仕事をするという上に必要であるのみならず、…(中略)…国民として第二の国民を造る上において必要な一の責任と思わねばならぬのである。身体の丈夫な者でなければ身体の丈夫な国民は出来ない。それゆえに…(中略)…強い身体を有っているのは人間の義務であるということを考えねばならぬ」(体系8, p.24)。

さらに、同様の内容の記述は、スペンサーの教育論にもある。スペンサーは教育論の第4章「体育」の「5 知的訓練と身体的訓練」で、「<自然>の目的のひとつは、というより最高の目的は、子孫の幸福である—さらに子孫に関する限り、わるい体格にもとづいて開発された知性はほとんど価値がない。なぜなら、その子孫たちは一世代か二世代のうちに死滅するであろうから。—反対に、よい体格はそれにとまなう知的能力がどれほど貧弱であろうと、維持する価値がある。なぜなら、知的能力は未来の世代を通じて無限に発達させることができるのであるから」(スペンサー、1969, p.219)と述べている。身体の強健が「人間の義務である」とするスペンサーや嘉納の背後には、イギリスと日本という近代化の先発、後発の違いはあっても、近代という時代の中で、いわゆる国民国家(Nation State)の成立には国民の身体の形成が何にもまして重要であると考えられたのであろう。

「節制と鍛錬」では、嘉納の身体観が伺える。

「身体というものは精神の宿るところであって、その宿るところが強健でなければ、学業も成らず志望も満たす事が出来ぬからである。そうしてみると、身体を率いて精神に従わしむべきであって、精神を率いて身体に従わしむべきでない。いい換えれば身体のために精神を無能にしては行かぬ、身体をして精神の命令を遵奉

しそれを遂行するに堪えしめなければならぬ。」
(体系8, p.69)

ここには、精神と身体の典型的な二元論が展開されている。身体は精神の命令を遵守し、精神の命令を遂行できなければならぬと、精神が身体よりも優越すべき存在であることを説いている。ところが、こう述べたすぐ後で嘉納は、「精神と身体とを別個のものとして引放して考えることは誤っていると同一に、身体の鍛練と精神の鍛練とを別物として考えることも誤っている。身体の鍛練をするということはある点において精神の鍛練をすると解釈してもよろしいくらいである。かような関係であるから、修養に心がけているものは身体の鍛練について十分に思いを致すところがなければならぬ。」(体系8, p.71)ともいう。ここには先の二元論とは異なり、精神と身体は分離できないとする一元論の立場が看取される。より厳密に言えば、心身一如の身体観がある。自らが柔術や柔道の稽古を重ねる中で、体験的、実感的に心身の相関を痛感してきたのであろうが、嘉納の身体観はいわば、心身一元論と心身二元論のまさに中間に位置づく心身相関の身体観を持っているともいえるのではないか。

実は、『青年修養訓』には、「体育」という語は一切用いられていない。また後年よく用いるようになる「国民体育」という言葉も登場しない。もちろん同書が一般青年へ向けた嘉納の人生訓の開示を目的とした書である性格を考えると、それも首肯できる。しかし、近代国家として出立した我が国が日清・日露という二度の対外戦争に勝利し、韓国を併合しアジアの盟主から世界の列強に加わろうとするまさにその時に、嘉納は一層の国力の充実にとって身体の強健を何よりも重要であると位置づけている。

各国が対峙し競争する世界情勢の中、多くの経費がかかっても多大の兵力を得るように努力しなければならず、それには国民の体力を良好にすることが必要で、体格の不良な国民で構成される軍隊は多くの費用をかけても効果は少なく、我が国民の体格は列強の国民と比べれば劣っており、青年であればこそ、今こそ一層このことに戒心しなければならぬと檄を飛ばす(体系7, pp.65-66)。

以上、ここでは同書が著された社会的状況下での嘉納の身体をめぐる考えを中心に見てきたが、嘉納にとっての身体は精神とあたかもひとつであるかのような(身心一如)存在であり、それらは相関しながら、身体の強健は個人にとっても国家にとっても極めて重要事であり、前節での考察を踏まえれば、この強健な身体形成を行う行為そのものが体育であるということになるのであろう。もちろんこの形成されるべき強健な身体は精神と分かちがたく結びついたものであることはいうまでもない。

4-5 『精力善用国民体育』と「体操」「競技運動」批判

(1) 身体形成の観点からみた「体操」批判

「今日の世態を真面目に観察してみれば現在の状態をもって満足しているものは一人もあるまい」との危機感を持って書き始められた『精力善用国民体育』は、1930(昭和5)年8月に刊行された^{注9)}。前年の秋に始まったアメリカの株式市場の大暴落を契機にした大恐慌が我が国にも波及し、同書が出版された翌月には我が国の米価が大暴落し、そして翌年9月には満州事変が起こっている。嘉納はこのような時局を前に国民の健康増進と体力の増強は個人の幸福や成功のためのみならず、国家隆昌の基であると述べ、衛生思想の普及と体育の徹底が何よりも必要だと力説する。しかし、この要請に応えるべき万人の容易に行える体育の方法がないので、精力善用主義に基づいて新しい体育を提案すると同書の序に記している^{注10)}。

ところで嘉納が『精力善用国民体育』の書名に用いた「国民体育」なる言葉は大正期の末から昭和に入るところに、講道館の機関誌に頻出するようになる。但し、この用語は明治時代の末には既に嘉納によって用いられている。外には、日清、日露の対外戦争に勝利し、韓国を併合し、明治天皇が崩御する頃、嘉納は「国民身体の強健なるは富国強兵の基にして精神的文明もまたこれによって発達すべし。これに反して身体薄弱なる国民は一次盛んなる文化を有することありとも国民の元氣次第に衰えて文明の退歩すると共に国家もついに滅亡する」(体系5, p.147)と西洋のローマ帝国、中国の明朝を例に挙げ、「国民体育」の振興の必要性を強く訴えるようになる。

嘉納は身体形成という意味では、先にみた「柔道一斑竝ニ其教育上ノ價值」に既に看取できるように、若い時期から一貫して体操には懐疑的であった。例えば、1913（大正2）年に帝国教育会倶楽部で行った講演で体操^{註11}を次のように痛烈に批判する。嘉納はまず、日本の教育家のほとんどが体操を完全なる運動法と考えているが、体操が筋肉や内臓諸器官にどれほどの影響を与えるかはまだほとんど研究されていないと述べる。さらに5年間、生徒に普通体操と兵式体操を課してみたが、体育上の成績が良好でないことを挙げ、「身体鍛錬上、普通体操および兵式体操はほとんど無効である」とまで断じる（体系8, p.11）。このような痛烈な体操批判は、嘉納の中で時の経過とともに確固とした信念を形成していき、『精力善用国民体育』でも本書の冒頭で「体育」を「身体を強健にすることを目的とした身体の練習法」（体系8, p.90）と仮定して、身体形成の側面から体操批判が次のように展開される。

体操には根本的な短所があり、その理由として、①運動に意味がないこと、②付随した利益がないこと、③競争的に行うのに不便であることを挙げる。具体的には、体操は別段意味のない運動であるから、熟練を必要とせず、だから興味もわかない。また、体操は身体のためというだけではなく、何かの役に立ったり、人と競争して勝ったり、負けないように工夫したりするような付随した利益が伴ってこないから、体操をやろうという動機づけもできない。さらに、練習や工夫の程度を他の人と比べて優劣を競うことができれば一層面白味が増すのに、このようなことも望めない。こういった欠陥があるから、小学校や中等学校では体操を強制的に課せられるのでやっているけれども、強制がなくなれば少数の者しかやらなくなるだろうと強烈に批判する。

嘉納は、このような批判を展開しながら同じ頃中等教育会の機関誌で、国民体育は身体形成を可能とすることに加えて、「運動に意味があり、興味が添い、また実生活に用をなすものでなければならぬ」と述べ、体育の目的が「体を健やかにし、強くし、かつ実生活に用をなす体を作るといふものでなければならぬ。これを強、健、用という。体育はこの三つの目的にそうものでなければ本当の体育でない。かかる体育が行われるものが

国民体育である」と嘉納が考える体育の必要条件を明らかにする（体系8, p.61）。ここには、柔道の創始の際と同様、体育の考案に際しても、徹底した実用主義と合理主義に立った嘉納のプラグマティストとしての性格がみとれる。

(2) 身体形成の観点からみた「競技運動」批判

嘉納は自伝で、大学時代、柔術の修行と並行して、「いろいろの運動」をやったと述懐している。特に「もっとも多くやったのは球投げ、ベース・ボール」であり、この他にも器械体操、駆けっこ、船漕ぎ、遠足を挙げる。しかしこれらの「運動」はベース・ボールのように、「面白い遊戯」ではあっても、活動機会が少なかったり、局部的な運動であったりして、全身を鍛錬するには不完全であるといい、また、その他の運動も運動する場所に着くまでに時間がかかったり、特定の場所を必要としたりして、日常的に行うには不適當であると述べる（大滝, 1972, pp.48-49）。

ところで、我々が現在用いている各種目の総称名詞としてのスポーツという言葉も嘉納は、ほとんど用いていない。それはスポーツが日常語として人々に用いられるようになるのが昭和に入ることであること（友添, 2008, pp.8-9）を考慮すれば首肯できるが、嘉納はスポーツに相当する用語として、自身の著述の中では、「運動」、「遊戯」、「競争」、「競技運動」、「運動競技」等の用語を用いて述べている。特に多く用いたのは「競技運動」であるが、『精力善用国民体育』でもスポーツの用語は用いず、「競技運動」を用いている。

先述したように、若い日の「競技運動」の実体験から、嘉納は『精力善用国民体育』の中でも、「体操」同様に、身体形成の観点から「競技運動」への批判を展開する。競技運動は競争であるので興味を生起させることは長所ではあるが、多くの競技運動が設備を要すること、広い場所や多数の仲間を必要とすること、多くの時間を要し、日常的に実行することは難しい点を難点として挙げる。そして、何よりも一番の欠陥は運動が偏っていることで身体の均整な発達に適さないことであるという。

嘉納は体操と競技運動が「強、健、用」の観点から体育として欠陥を有すると考え、「今日は真に理想的の体育といい得るものはどこにもまだな

いといわねばならぬ」(体系8, p.95)と述べ、自らが柔道を柔術から再編・創造したのと同様に、「理想的の体育」(体系8, p.95)を時局が緊迫する中、昭和に入って考案することになる。

(3) 柔道が生んだ理想の体育

ここまで、嘉納が体操や競技運動が身体形成における「強、健、用」の各観点から体育として欠陥を持つと考えたことを述べたが、同様に嘉納は武術も道場や稽古衣、用具や相手を必要とし、また講道館で種々工夫を凝らした柔道でさえも、反る運動や手足を伸ばす運動が少ないと述べ、必ずしも体育として理想的ではないという。そして理想的な体育は、何よりも次の条件を備えていなければならないという。

1. 筋肉としても、内臓としても、身体を円満均整に発達せしめて、なるべく危険の伴わないこと
2. 運動はいちいち意味を有し、したがって熟練がこれに伴い、かつその熟練が人生に用をなすものであること
3. 単独でも団体にも出来、老若男女の区別なく実行し得らること
4. 広い場所を要せず、なるべく簡単なる設備で行い得られ、服装のごときも平素のままで行い得らること
5. 時間を定めて行うも、随時零碎の時間を利用して行うも、人の境遇上および便宜上自由になし得ること

(体系8, p.96)

嘉納は、これらの5つの条件を備えた理想の体育は「柔道」の生んだものでなければならないという。周知のように嘉納は、我が国伝来の柔術を若き日に研究して講道館柔道を創始した。この過程で嘉納は、柔術の全ての技術を支配している大きな道があることに気づき、その道を捉えようと努力した結果、「心身最有効使用道」とでも命名することができる宇宙の大道があることを把握したという。

柔術のみならず、どのような武術で技を掛けようとも、技を施して成功するためには当該の目的に最も善く適合するように自らの精神と身体力

を最も有効に使用しなければならず、この原理は社会一般のことにも共通であり、百事百物何事をする際しても一貫した原理であり、道であることを嘉納は悟ったのである。そして、「心身最有効使用道」が余りにも長たらしい名前であるので、それを「柔道」と命名したという。しかし、柔道という言葉が嘉納が講道館で使用し始めると、在来の柔術も柔道といい出し区別がつかなくなったので、「心身最有効使用道」を広義の柔道とし、在来の柔術や実際の稽古で行う柔道などを狭義の柔道として扱うのも一法であると述べる。

そして、理想の体育は「心身最有効使用道」、つまり広義の柔道が生んだ欠点のない体育でなければならないと結論づける。と同時に、嘉納にとっての広義の柔道が、「己を完成し世を補益する」ことにあり(友添, 2011, p.27)、狭義の柔道それ自体を学ぶことによって、最終的に人格の完成を期すことを究極の目的に据えるものである限り、柔道が生んだ嘉納の体育も同様に、宇宙の大道に至る人格の完成を究極の目的に行う営為であるということになる。

4-6 『精力善用国民体育』における嘉納の体育

図1は、筆者が『精力善用国民体育』で嘉納が展開した理想の体育を基にして、嘉納が構想した体育を具体的に構造化したものである。『精力善用国民体育』で嘉納は、体育の目的を「身体を善くすることである」と規定し、さらに、身体を善くすることは身体を強健にし、人生の目的に適合させることであると説明する。具体的に、善い身体とは、体内の諸器官が機能を十分に発揮し、筋肉が発達し、日常生活を送る上で、筋肉を有効に使用できるように訓練された身体であるという。また、世の人々は体育では身体の強健を重視してきたが、人生の目的に適合させるということには深い配慮を示して来なかったもので、体育はこのことにも配慮しなければならないと強調する。しかし残念ながら『精力善用国民体育』には、このことに関する具体的な説明や記述はない。

さらに嘉納は、身体の強健、人生の目的への適合と合わせて、理想の体育には、興味という点も欠くことができないという。というのも、どのような価値ある体育でも興味を欠く時は長続きしないでやめてしまうからであると述べる。そして、

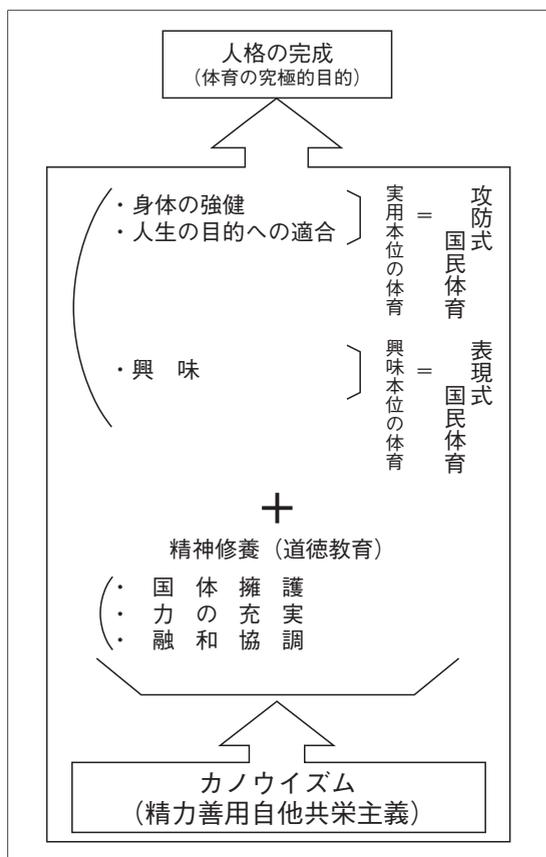


図 1. 『精力善用国民体育』を基にした嘉納の体育の構造

興味と実用という観点から、「実用本位の体育」と「興味本位の体育」の2つの種類の体育が必要であるといい、それぞれの体育を以下のように提案する。

実用本位の体育は、身体を強健にすると同時に、役に立つ、つまり実用になる運動を網羅したものになることが必要で、それを嘉納は攻撃防御を目的として練習する体育を基礎として、諸学（生理学・解剖学・衛生学・病理学）を具備して組織したものがよいという。というのも、危害に遭遇して、自らの安全を保持して全うすることが何よりも必要であるからである。もちろん「柔道」が生んだ体育は、体育そのものが目的であって（つまり「身体を強健、人生の目的への適合」を可能にさせることが目的である－筆者注）、あくまで方法として、運動の種類を攻撃・防御の中から選択しただけであることを確認しておくこと

が必要で、したがって嘉納は攻撃・防御の中から運動材を選択した、この実用の体育を「攻防式又は武術式国民体育」と名付ける。

他方、興味本位の体育は、運動の材料を能や舞踊と同様に、観念、思想、感情、物の運動などから取り、これらを体育の理想に適うように組み合わせたもので、「表現式国民体育」と命名してもよいという。実際には、『精力善用国民体育』では、表現式国民体育の具体は一切述べられておらず、講道館柔道の「五の形」のうち、後の3つが嘉納がイメージする、思想を表現した表現式国民体育に近いものであることが示唆されているだけである^{注12)}。

ここでは『精力善用国民体育』における嘉納の体育に対する考えについてみてきたが、嘉納がいう「理想的な体育」や「理想的な体育の目的」と実際に嘉納が提案する精力善用国民体育（攻防式国民体育）の具体的動作や形との間には、「高邁な理想」と「平凡な現実」とでもいわざるを得ないある種のギャップや断絶があると感じるのは筆者ひとりではあるまい。というのも、嘉納が理想とする体育における高邁な理念に比して、実際に提案された動作や形は柔道や柔術の形を決して超えるものではなく、実際の危険場面に遭遇しても必ずしもそれらが実用的とも、また身体形成にも有効とは思えないからである。

但し、嘉納が切迫する時局を前に、柔道の技術や理念、思想を包摂した精力善用自他共栄主義、つまりは嘉納の哲学（いわゆるカノウイズム）（友添，2011，p.30-31）に則り、「多数の国民をして実行せしむることが可能であると信ずる」（体系8，p.110）国民体育を創造しようとした熱意は十分に理解できる。

ところで嘉納は、『精力善用国民体育』で、体育は身体形成に留まるものではなく、「大なる道」と結び付けて精神教育（道徳教育）と関連して施すことが肝要であると指摘する。そして「英国」で「体育を道徳的訓練と結び付けて、運動場において訓育」していると例を挙げているが、ここでは明らかにイギリスのパブリックスクールにおいて展開されたいわゆるアスレティシズム（主に集団スポーツを利用した人格陶冶教育）を念頭においているのであろう。ここには、体育と「競技運動」との混同がみられるが、『精力善用国民体育』

の公刊後、嘉納は体育が精神修養と一体となって行われるべきものであると次のように述べる。

「今日はいずれの国においても体育といえ、ただ身体をよくするのみならず、精神の修行をも兼ねたものと考えられている。体育の種類によっては、歴史的にいろいろの精神修養がそれに伴って行われている。しかしどのような意味の精神修養が一番大切であるかといえ、その国の現状に照らして最も必要なる結果を齎す精神修養でなければならぬ。我が国においていうとそれは何であろうか。第一、国民の結束の基礎である皇室尊崇国体擁護ということである。第二、個人の力や国家の力を充実することである。第三、無用の争いに力を消耗することを避けて、人々相互に融和強調することである。」

(出典：『中等教育』(第69号、昭和6年3月)、引用元は体系8、pp.64-65)

ここには身体形成が行われるまさにその場で、身体形成とともに国体擁護、力の充実、融和協調という「体育によって植えつけられる三大精神」(体系8、p.57)が個人の内に陶冶されていくという嘉納の体育概念の構造がみてとれる。

以上、ここでみたように、『精力善用国民体育』における嘉納の体育概念は、嘉納が提示した攻防や表現に求められる形や動作を通して、各自の身体形成とそれぞれの人生の目的への適合をめざしつつ、同時に国体擁護、力の充実、融和協調という当時の深刻化する時局が求める三大精神を涵養し、究極的には人格の完成をめざすというまさに教育的営為ということが出来る。

4-7 おわりに

嘉納は、精力善用国民体育の考案に際して、外国でも英国人の競技運動が英国人の精神訓練を行い、ドイツ人はドイツ風の体育でドイツ魂を養い、ボヘミア人はボヘミア特有のソコール運動でボヘミア魂を養っている、国民精神を養うには外国の真似をした体育ではなく、日本人は日本に生まれた体育をやらなければならないと警鐘を発している(体系8、p.278)。

先に見た三大精神のうちの国体擁護、力の充

実、さらに上述の自国の体育の考案への強い意志は、戦争へと走り出した時局を前に、あの嘉納さえも明治、大正のどの時代よりもナショナリスティックに変わりつつあることを彼が書き遺した様々な論考の文面から感じざるを得ない。だが、それは机上のペダンチックな議論を嫌い、どこまでもプラグマチックな生き方を貫いた嘉納だからこそ、「精力善用国民体育」では時代の要求というナショナリズムがより強くその底流に伏在することにもなったのであろう。そういう意味では、嘉納の体育概念の根幹を考察する場合には、この点を差し引いて考えておくことも必要であろうと思われる。

さて、嘉納の体育概念は、本稿でみたように、嘉納の活動の初期から晩年に至るまで一貫して、身体形成と人格陶冶の両契機がパラレルで布置され、その根幹には精力善用自他共栄主義というカノウイズムが一貫して存在した、すぐれて教育的な営為であった。この点では嘉納が生きた時代の体育論と比べて、理論的にも方法的にも、高いオリジナリティーがあったといえる。しかしながら、競技運動を文化として捉え、競技運動そのものの追求やその喜びを享受すべきという、いわゆる「スポーツそれ自体の教育」という発想はなかったと考えられる。そういう意味では嘉納の体育概念も時代の制約を受けていたともいえる。

嘉納は、1921(大正10)年、大日本体育協会の会長を岸清一に譲り、名誉会長に就く。岸会長逝去後には、協会改組の大きな烽火が競技団体から上がり、協会の名称も体育が目的ではなく競技が目的なのだから、「体育協会」の名称を改めて「競技連合」とすべきであるという主張が大きな勢いを得たという。その時嘉納は、名称の変更を含んで改革を決定する最後の理事会に急遽出席し、次のように競技連合に改める案に反対し一喝したと記録が残されている。

「自分が体協を組織したのは、どこまでも国民体育を目的としたものである。今、諸君が競技連合に改めたいというならよろしい。自分は別に体育協会を組織する。」

(嘉納先生伝記編纂会、1964、p.596)

1911(明治44)年に嘉納によって創立された

大日本体育協会の創立時の規約の第二条には、「本會ハ日本國民の體育ヲ獎勵スルヲ以テ目的トス」と明記されている（大日本體育協會，1936，p.19）。大日本体育協会の規約は体育観をめぐって嘉納と対立した東京高師教授の永井道明の原案に最終的に嘉納が手を加えて制定されたものであるが、本稿でみたように体育を重要な教育的営みと捉え、体育を通して人格的完成を得た強い個人こそが「無用の争いに力を消耗することを避けて、人々相互に融和協調する」国家や世界を創ると考えた嘉納にとっては、この名称の変更は決して譲ることができないことであつたに違いない。本稿でみたように嘉納は「体育」に「体操」や「競技運動」とは異なって、そして晩年には自らが創案した「柔道」以上にはるかに重要な意味を付託し、国民全体の、かつ国民個人個人の人格の完成を期す極めて重要な教育的営為と考えていたといふことができる。

注1) 本稿では、『嘉納治五郎体系』（講道館監修，本の友社，1988年刊行）から引用する場合，基本的には原文からの引用箇所を表示せず，略記する。ここでの引用は，嘉納治五郎体系第10巻（自伝・回顧）の375頁からの引用である。なお，嘉納治五郎体系及び各巻のタイトルについては注5）を参照されたい。

注2) 先行研究が示すように，明治時代以前の日本には体育という表現も，体育という表現を必要とするいわゆる体育的基盤もなかったという。ようやく明治初年代になって，欧化主義政策によって軍隊と学校において健康を目的に，その手段として体操と衛生を採用したことによって，体育的な基盤が整備された。またこの時期，スペンサー（Spencer<1820年生～1903年没>）の進化論を社会に適用して構想した社会進化論（social Darwinism）の日本への浸透とともに，いわゆる彼の「教育論」によって知育，徳育，体育の三育思想が日本に紹介され，“physical education”の概念が導入されることになった。当初，“physical education”は「身体に関する教育」「身体（の）教育」と訳されたが，またそれらを略して「身教」「育体」の表現もあったというが，1876（明治9）年の文部省雑誌第6号に掲載された近藤鎮三の「独逸教育論抄」の翻訳の中で，「体育」という言葉がはじめて使用され，これ以降体育という用語が身体のための教育，つまり身体教育の概念を示す用語として定着していくことになる。

<参照>

○友添秀則（2009）体育の人間形成論。大修館書店。p.43.

○木下秀明（1971）日本体育史研究序説－明治期における「体育」の概念形成に関する史的的研究。不味堂出版。

注3) 嘉納の体育の概念を直接研究の対象に据えたものではないが，嘉納の体育について言及している文献には以下のものがある。

(1) 濱口義信（1991）嘉納治五郎における柔道と体育・スポーツの概念についての分析的研究，同志社女子大学学術研究年報 42（3）：445-458.

(2) 東 憲一（1997）臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想，東京外国語大学論集 54:23-35.

(3) 志々田文明（1986）嘉納治五郎のスポーツ観。体育原理専門分科会編 スポーツの概念。不味堂出版。pp.93-97.

なお，嘉納の「体育」について言及したものではないが，明治期の体育概念の混乱状況を大日本体育協会の名称を例に示したのものには以下の研究がある。

○新保 淳（1986）明治期における「体育」概念の研究：類似概念との混乱の原因について，静岡大学教育学部研究報告。37:19-27.

注4) 一般に我が国の体育の理念的変遷は，近代国民国家の成立とともに体操を主要教材として体育が公教育として開始された19世紀後半の「身体の教育（education of physical）」から，スポーツや様々な運動が体育の主要教材として体操にとって代わり，体育が一般教育の目標達成の方法と考えられた「スポーツ<あるいは運動>による教育（education through sports<or movement>）」，さらに1970年代以降の産業社会から脱産業社会への移行とともに，スポーツが市民権を得る中で「スポーツ<あるいは運動>による教育」から「スポーツそれ自体の教育（education in sports）」へと変わってきたと捉えられる。但し，これらの枠組みは単線的に発展，推移してきたものではなく，それぞれの時代においても並行的に影響関係にありながら存在していると考えられる。詳しくは以下の文献を参照されたい。

○友添秀則（2011）学校カリキュラムにおける体育領域の位置と役割。日本体育科教育学会編 体育科教育学の現在。pp.11-26.

注5) 『嘉納治五郎体系』は，嘉納が生前書き遺した著作・論考を嘉納の没後50周年にあたる1988年に講道館が監修し，14巻と別巻の試合記録にまとめ，「本の友社」から発行したものである。注1)で触れたように，本稿では『嘉納治五郎体系』を「体系」と略記し，「体系」から引用する場合，以下のように表記する。例えば，第1巻の10ページから

の引用であれば、「体系1, p.10」と表記する。なお、各巻の収録タイトルは下記の通りである。また、巻末の文献一覧には「体系」の記載を省略している。

第1巻	講道館柔道
第2巻	柔道史・柔道修行・柔道試合と審判規定
第3巻	柔道実技
第4巻	人生論
第5巻	教育論 I
第6巻	教育論 II・国家と時代
第7巻	青年修養訓
第8巻	国民体育・国際オリンピック大会
第9巻	精力善用・自他共栄
第10巻	自伝・回顧
第11巻	嘉納治五郎伝
第12巻	写真集
第13巻	年譜
第14巻	資料・索引
別巻	柔道試合記録

注6) 『柔道教本(上巻)』は、1931(昭和6)年に嘉納が当時の中学校1, 2年生用の柔道の教科書として東京の三省堂から出版したものである。「諸言」に中学校3, 4, 5年生用を下巻とする旨書かれているが、下巻は出版されなかった。なお、『精力善用国民体育』が発刊される前の1928(昭和3)年に同じく講道館文化会から『攻防式国民体育』が出されているが、これが発展して『精力善用国民体育』となった。実は、この他にも嘉納の著作には以下のものがあるとされているが、筆者が確認した限りでは現存していない。

○嘉納治五郎, 精力善用自他共栄 愛日教育会, 1925年。

○嘉納治五郎(述)速記原稿, 講道館柔道の真意義使命會, 1938年。

注7) ハーバート・スペンサーの教育論の原題は“Herbert Spencer (1860) Education; intellectual, moral and physical”である。明治10年代におけるスペンサーの教育論の訳書は以下のように刊行されている。

*ハルバルト・スペンセル著, 尺振八訳, 教育論(斯氏), 1880(明治13)年4月発刊。なお、この訳書の中で尺振八は知育・徳育・体育を「心智ノ教育」「品行ノ教育」「体軀ノ教育」と訳している。

*スペンサー著, 小田貴雄訳, 教育論講義(斯辺鎮氏), 上巻, 真理書房 1885(明治18)年1月発刊。なお、この訳書の中で小田貴雄は知育・徳育・体育を「智育論」「徳育論」「体育論」と訳し

ている。

体操伝習所主幹を務め、日本の教育や音楽教育に貢献した伊沢修二は、1883(明治16)年2月に丸善商会から「教育学」を刊行したが、同書は「知育」「徳育」「体育」の章から構成されている。

注8) 本稿では、『青年修養訓』のテキストとして、同文館から1911(明治44)年12月28日に発行された『袖珍 青年修養訓』と「体系」の第7巻の両方を参照したが、本稿での引用は新字体表記の「体系」による。

注9) 本稿では、『精力善用国民体育』のテキストとして、講道館文化会から1930(昭和5)年8月14日に発行された「講道館師範 嘉納治五郎講述」と表紙に記された原本と「体系」の第8巻(pp.88-172)に収録されたものの両方を参照した。原本では「精力善用国民体育図(一)」「精力善用国民体育図(二)」の写真図が別添されているが、「体系」では本文に組み込まれている。また原本には1925(大正14)年11月改正の柔道試合審判規程が別添されている。本稿での引用は新字体表記の「体系」による。

注10) 嘉納の中で、本書で展開される国民体育の構想が練られたであろう大正末は、本書の中でも述べられているが、原敬首相の東京駅頭での暗殺(1921年11月)や安田財閥の祖、安田次郎の暗殺(1921年9月)等があった。また大正末から昭和初期は経済不況が襲い、多くの自殺者が出たという。このような「世態」を前にして嘉納は、『精力善用国民体育』の序で、「智識の進歩」に比べて、「徳育体育の後れ」が「世態」を悪くしている原因であると述べ、学者の倫理学説、宗教家の教え、伝統による徳教等の道徳は「今日の国民を指導するに十分な力」がないと断じる。そして人々に満足を与えることができる、誰も反対できない原理、すなわち精力善用自他共栄の根本原理に根ざした体育の徹底が必要であり、精力善用国民体育を考案したという。なお、原本の『精力善用国民体育』の目次と動作解説に入る前の内容(小見出し)は以下の通りである。但し、目次と本書の構成は合致していない。なお、1932(昭和7)年に再版されたものには、雑誌「作興」から転載された吉田章信(体育研究所技師)、大谷武一(東京高師教授)、村地長孝(医学博士)、岩原拓(文部省学校衛生官)(各氏の肩書は当時のもの)の各氏の『精力善用国民体育』に対する推奨文が載っている。

「精力善用国民体育目次」

- 一、精力善用国民体育組織の動機
- 二、単独動作解説
- 三、相對動作図(第一類)

四、相対動作解説

附図 単独動作（第一類）（第二類）
相対動作第二類

「内容（小見出し）」

体育とは何ぞ
競技運動
体育としての武術
理想的の体育
柔道の生んだ体育
実用本位の体育
興味本位の体育

注11) 嘉納が遺した著述の中では「体操」に加えて「普通体操」という言葉が散見される。この講演録でも実際に用いられた言葉は「普通体操」である。周知のように、1878（明治11）年に開校した体操伝習所にアメリカ人のG. E. リーランドによって紹介された軽体操が発展し、普通体操と呼ばれるようになった。元来、普通体操は血行を促進したり、身体の滋養に効果があるとされたが、国家主義の影響を受けながら号令による形式的なものになっていった。明治30年代の前半には、スウェーデン体操が移入され大きな影響を持つようになったことから、1904（明治37）年の体操遊戯調査会での審議を経て、普通体操に代わってスウェーデン体操が学校に採用されることとなった。このころから普通体操に代わって体操という言葉が用いられるようになり、嘉納の一連の著述も体操が用いられるようになった。嘉納は身体形成という点で、一貫して普通体操並びに体操には批判的であった。

<参照>

- 井上一男（1970）学校体育制度史 増補版. 大修館書店. pp.65-82.
- 清水 論（1996）体操する身体－誰がモデルとなる身体を作ったのか/永井道明と嘉納治五郎の身体の格闘－. 年報筑波社会科学 第8号, pp.119-150.

注12) 嘉納は雑誌「中等教育」（第68号、昭和5年7月）で、表現式国民体育を「思想感情天地間の物の運動を、四肢・体軀・頸等の運動で表現して自然精神の作興と徳性の涵養とを兼ねて身体を鍛錬する方法」として『精力善用国民体育』の出版と同時期に述

べ、さらに「表現式の方は目下考案中であって、いまだ書物として世に公にするまでに研究が進んでいないが、これもそのうち発表するつもりである」と記すが、結局、表現式国民体育は公にされることはなかった（体系8, p.282）。

文献

- 1) 東 憲一（1997）臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想, 東京外国語大学論集 54: 23-35.
- 2) 大日本体育協会（1983）大日本体育協会史 上巻 復刻. 第一書房.
- 3) 濱口義信（1991）嘉納治五郎における柔道と体育・スポーツの概念についての分析的研究, 同志社女子大学学術研究年報 42（3）: 445-458.
- 4) 井口あくりほか（1910）改訂 体育の理論及実際 全. 国光印刷.
- 5) 井上一男（1970）学校体育制度史 増補版. 大修館書店.
- 6) 嘉納先生伝記編纂会（1964）嘉納治五郎. 講道館.
- 7) 嘉納治五郎（1911）袖珍 青年修養訓. 同文館.
- 8) 嘉納治五郎（1930）精力善用国民体育. 講道館文化会.
- 9) 嘉納治五郎（1931）柔道教本（上巻）. 三省堂.
- 10) 木下秀明（1971）日本体育史研究序説－明治期における「体育」の概念形成に関する史的研究. 不昧堂出版.
- 11) 大滝忠夫編（1972）嘉納治五郎 私の生涯と柔道. 新人物往来社.
- 12) 清水 論（1996）体操する身体－誰がモデルとなる身体を作ったのか/永井道明と嘉納治五郎の身体の格闘－. 年報筑波社会科学 第8号, pp.119-150.
- 13) 新保 淳（1986）明治期における「体育」概念の研究：類似概念との混乱の原因について. 静岡大学教育学部研究報告, 37: 19-27.
- 14) 志々田文明（1986）嘉納治五郎のスポーツ観. 体育原理専門分科会編 スポーツの概念. 不昧堂出版. pp.93-97.
- 15) スペンサー：三笠乙彦訳（1969）知育・徳育・体育論. 明治図書.
- 16) 友添秀則（2011）学校カリキュラムにおける体育領域の位置と役割. 日本体育科教育学会編 体育科教育学の現在. 創文企画.
- 17) 友添秀則（2009）体育の人間形成論. 大修館書店.
- 18) 渡辺一郎編（1971）史料 明治武道史. 新人物往来社.

5. “柔道”と“スポーツ”の相克—嘉納が求めた武術性という課題—

永木耕介（兵庫教育大学）

5-1 問題の所在

近年、嘉納治五郎（以下、嘉納という）が、柔道の有する「武術的特性」（以下、武術性という）にかなり執着していたという指摘が複数の文献でなされている（丸島・2006、永木・2006、2008、2009、増田・2011、村田ら・2011b、等）。

なかでも丸島は、晩年の嘉納が「スポーツ柔道」を指して、「これはわたしのめざした柔道ではない」といって嘆いていたという。丸島のいう「スポーツ柔道」とは、競技ルールに限定された柔道のことであり、一方で純粋な格闘術としてルールに縛られない柔道を「武術柔道」と呼んでいる^{注1)}。

さらに丸島は、柔道がいつからスポーツ化していったのかについて、大正10・1921年3月に日本で行われた講道館員数名対アメリカのプロレスラー・サンテルらとの試合（これを俗に「サンテル事件」と呼ぶ）が、大きなターニングポイントになったと考察する。その試合をきっかけとしてその後、講道館では柔道対異種格闘技の試合（つまり他流試合）は禁じられ、ルールに縛られた柔道対柔道の試合（すなわちスポーツ柔道）が促進されていったという。特に筆者・永木にとって興味深いのは、嘉納自身は当初、サンテルらとの試合を「黙許」していたという点である。丸島によれば、「嘉納本人としては柔道が世界に通用する格闘技であることを示したかった」が、「嘉納は、自らの意志とは別に講道館における秩序を優先した」結果、「嘉納が折れ」て、試合出場者ら関係した講道館員に厳しい処分を与えることになったという（丸島・2006, pp.186-187）。

このサンテル事件そのものが柔道のスポーツ化にどれくらい影響を与えたのかは別にしても、特に大正期後半以降、嘉納の意に反して柔道の競技化・スポーツ化が促進していったという点は確かであるとみられる^{注2)}。従来では「嘉納が柔道をスポーツ化した」というのが定説であったが、そ

れは正確な言い方ではなく、「嘉納は柔道を普及させるために、一部を競技化した（にすぎない）」というのが本当のところといえる。

ここで、次の問いが生じる。では、なぜ、嘉納は柔道の全面的な競技化・スポーツ化を容認しなかったのだろうか。本論でも触れるが、大正期以降、学生の大会試合も盛んになって競技化はますます進行し、昭和期に入っては全日本選士権大会が開催されるまでに至っていたにもかかわらず、である。また同時に、競技化・スポーツ化とは裏腹の関係にある「柔道の武術性という課題」（丸島のいう「武術柔道」）に嘉納が執着したのはなぜだろうか。

筆者は、この問いに対して、一つの仮説を持っている。その仮説とは、柔道の海外普及に大きな要因がある、というものである。それは、これまでの一連の研究から筆者が独自に立ち上げてきた仮説であるが（永木・2006、2008、2009、2011）、先に引いた丸島文献も、柔道の海外普及を視野に収めながらスポーツ化の過程を捉えようとしている点で共通している。

さらに、筆者が「海外普及が要因である」と仮説する理由をあらかじめ簡潔に述べておけば、次の2点となる。1つ目は、柔道（のみならず「体育」全般に）対して嘉納が抱いていた「実用主義」による。明治後期から以降、柔道が本格的に海外へ普及していく中で、レスリングやボクシング等、異種格闘技との新たな闘い（あるいは交流というべきか）が始まり、嘉納は“より強い柔道”を求めていく。柔道の格闘技としての実用性、すなわち武術性の問題である。その点については、柔道に先行して欧米に伝播していた「柔術（Jujutsu）」が各地で異種格闘技との闘いを繰り返し広げていたことも、嘉納の視界には入っていた。前報（永木・2012）でも示したように、嘉納は海外に流行していた柔術を自然に吸収しながら柔道を普及させていった。

2つ目は、「民族文化 (ethnic culture) としての柔道」が追求されたことによる。特に多くの日本人が移住したアメリカでは、「柔道」が日本人アイデンティティの一部と化していた。嘉納はそのような状況を理解していたため、スポーツとイコールの柔道ではなく、スポーツとの文化的差異が明らかで、かつスポーツを凌駕する柔道の創造を求めたと考えられるのである。

本稿では、以上の点について考察を深めたい。手続きは、まず国内に残された文献史料を中心に、嘉納が柔道にどの程度「武術性」を求めたのかについて概観する。次いで、筆者が2010年に独自に調査したアメリカ・ハワイにおける柔道普及の事例を取り上げ、「武術性の重視」、「民族文化としての柔道の創造」という点に具体的にアプローチする。

これらを通して、嘉納が「柔道」に何を求めていたのか、その一端を明らかにするとともに、武術性と競技スポーツ性との葛藤にみる嘉納柔道の課題と限界、あるいは今日に還元できる新たな可能性に言及したい。それらをもって、本プロジェクト研究の一つの課題である、嘉納の体育思想（それは“スポーツ”とは同じであるのか否か）の解明につながる手がかりを得たい。

5-2 「武術性」の重視

(1) 著述文献の分析

嘉納は、講道館を始めた比較的早い時期から、柔道の「教育上ノ価値」を「体育法、勝負法、修心法」の3側面から説いている（嘉納・1889, p.89）^{注3)}。ごく簡単にいえば、「体育法」とは、柔道によって身体の強化と調和的な発達を促すことであり、「修心法」とは、柔道によって智・徳およびそれらを社会生活全般へ応用する力を養うことである。そして「勝負法」とは、相手を殺傷捕捉して制圧するための練習法のことであり、「柔術ノ元来ノ目的ハ勝負ノ法ヲ練習スルコト」（嘉納・1889, p.82）と嘉納が述べているように、「勝負法」は嘉納が学生時代に修行した江戸期来の武術である柔術が「目的」とするところでもあった。確認しておけば、ルール無限定の場で生じる暴力に対してそれを制御する術が「武術」であり、したがって「勝負法」はルールによって安全が図られた場における「勝ち負け」を意味していない。

前身の柔術が純粹な武術であったがゆえに、柔道に武術練習法としての「勝負法」が価値づけられるのは当然といえる。そして、先述した丸島のいう「武術柔道」もこの点に立脚した概念である。

では、嘉納がどの程度、柔道における「武術性」を重視していたのかについて、国内に残された史料から全体的傾向をみておく。図1は、嘉納による生涯に亘る著述文献の多くを収録した『嘉納治五郎大系』（以下、『大系』と略す）について、先述の「教育上ノ価値」にもとづく「体育、武術（勝負）、徳育」の観点から「内容分析」^{注4)}を施した結果である。それによれば、嘉納が発表した1テーマ・演題内の1パラグラフにおける「武術の重要性」（武術の重要性が柔道との関わりにおいて文脈化されている箇所）の平均出現数は、全体的にみて「徳育の重要性」（徳育の重要性が柔道との関わりにおいて文脈化されている箇所）よりも少ないが、「体育の重要性」（体育の重要性が柔道との関わりにおいて文脈化されている箇所）よりも多く析出される傾向にある。このことから、柔道における武術としての価値づけは比較的重視されたものであり、しかもそれは大正期に入って以降、右肩上がりに強まっていることがわかる。

もともと嘉納が柔術（はじめ天神真楊流、のち起倒流）を習い始めようとした動機には、「当時少年の間では、とかく強いものが跋扈して、弱いものは常にその下風に立たなければならぬ勢いであった（中略）、しかるに開成学校にいつては、諸藩の貢進生時代からの連中が多数集まっているので、ますます腕力の必要を感じた」（下線・筆者、嘉納・1927a）と述べているように、単純に「強くなりたい」という欲求によるものであった。

また、柔道の技術体系が出来上がった明治後期以降にも、「政治家などはもちろん、他の人々も、ずいぶん暴漢のために襲われる事がある。それに世にはずいぶん人違いで、危害を加えられる事がある。その時柔道を知っていれば、どのくらい心強いかもしれない」（嘉納・1899）と述べているように、不当な「暴力」に対応し、己の身を守る「護身術」が必要であると唱えている。

(2) 海外普及

それにしても、図1に示したように、「武術性」重視の傾向が大正期から強まっていくのはな

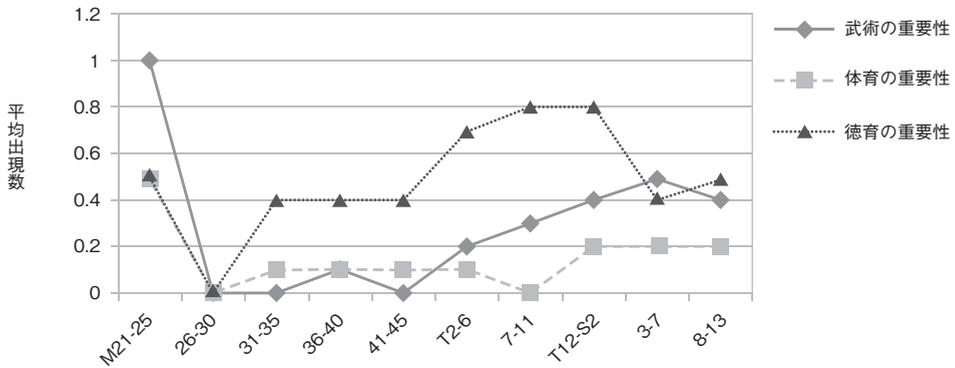


図1. 「大系」の1テーマにおける「武術、体育、徳育の重要性」カテゴリーの出現数
M：明治、T：大正、S：昭和

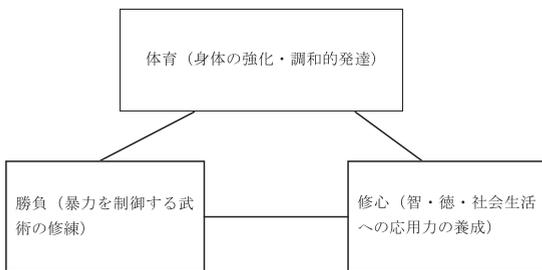


図2. 嘉納による柔道の教育的価値

ぜであろうか。

この点からも筆者は、先述のように「海外普及が大きな要因である」と仮説するのである。ここで、嘉納の外遊と柔道の普及についてざっと確認しておこう。明治22・1889年9月から約1年半、嘉納は欧州にはじめて外遊する。これまで国内の文献では、このはじめての訪欧の際に、全国各地に嘉納が柔道を伝えたといわれてきた。だが、訪問先のフランス、ドイツ、イギリス等で公に柔道の宣伝を行った形跡は今のところ見出されていない。当時29才～30才という若き嘉納は、目新しい西洋事情を吸収することで精一杯だったのかもしれない。外遊の際に、嘉納が本格的に柔道の宣伝・普及を行うのは、大正期に入ってからである。というのは、周知のように、明治42・1909年に嘉納は国際オリンピック（IOC）委員に就任し、明治45・1912年の第5回オリンピック・ストックホルム大会に選手を連れてはじめて参加する。その後から、IOCの諸会議や大会への参加活動に従事するようになり、その途中の全国各地で柔道の宣伝を行っていくのである。

もっとも、講道館のメンバーはそれよりも早く、明治後期から徐々に世界へ出向いている。例えば日露戦争（明治37・1904年～明治38・1905年）の最中、高弟・山下義韶がアメリカでセオドア・ルーズベルト大統領に柔道を教えたのは有名である。また、同じく高弟の一人、富田常次郎も前田光世を伴って明治37・1904年末からアメリカに渡っている。前田はその後、イギリスを経て南米に渡りあまたの異種格闘技戦における不敗伝説を誇り、彼の柔道が今日世界に知られるブラジリアン柔術の源となった。さらに、講道館のメンバーによるよりも早く、1900年代はじめから、欧米各地に“柔術（Jujutsu）”が流行し始めていた。その伝播は、柔術の専門家はもとより、実業家、商社員、外交官、留学生等の様々な日本人、あるいは日本で柔術を学んだ外国人によってもたらされたものであった^{注5)}。したがって一口に柔術といっても多様で、統一されたものではなかった。柔術が欧米各地に流行した理由には、現地のレスラーやボクサーとの異種格闘技戦を制し、優れた格闘技であることを証明していった事実があるが、背景的要因をいえば、小国の日本が日清戦争に勝利し、続いて日露戦争にも勝利したことが大きかった。柔術がもつ独特の戦法である「小よく大を制す／柔よく剛を制す」が、戦争においても発揮されたかのようにイメージされたのである。そのように外国人が柔術に対して抱くイメージは、当然、その後の柔道の海外普及にとっても追い風となった。嘉納は先行して広がっていた柔術（Jujutsu）をうまく活かしながら柔道を普及

させていった。筆者は本研究の前報（永木・2012）において、イギリスとドイツの事例を取り上げ、嘉納による「柔術のスタンダード化」が柔道普及の一要因であったことを示した。つまり、種々バラバラであった「柔術」を一定の教授形式に則って標準化し、さらに教育思想によって意義づけられたものが「柔道」だといえる。これによって、国内のみならず海外に存した柔術家も次第に「柔道」への転換を容認していった。後述するハワイの事例もまた同様である。

(3) 大正期以降の国内の動向

ここで、大正期以降の、「武術性」の重視という点に関する嘉納の国内における動きをみておこう。

1) 古武術の検討

まず、大正末期頃から、嘉納は講道館内に「武術の研究所」を設立しようと企図し始める。前報（永木・2012）でも触れたが、昭和2・1927年、嘉納は「講道館の使命について」と題して次のように述べている。

「講道館は武術として見たる柔道に対して（中略）、先ず権威ある研究機関を作つてまず我が国固有の武術を研究し、又広く海外の武術も及ぶ限り調査して、最も進んだ武術を作り上げ、それを広く我が国民に教うることは勿論、諸外国の人にも教える積りである。」（下線・筆者、嘉納・1927b）

このように、「我が国固有の武術を研究し」、「最も進んだ武術を作り上げ」て「諸外国の人にも教える」ことが武術研究所設立の目的であった（ただし、正式な組織としての設立には至らなかった）。ここにも、柔道における武術性の重視が「海外普及」というねらいと関係していることがうかがえる。だが一方で、この時期に「我が国固有の武術」を再考しようという思いはなぜ生じたのだろうか。

すでに明治期において柔道は全国で数十万人の修行者があり、明治44・1911年には学校正科への採用を果たすなど、国内における普及には成功していたはずである。また、「我が国固有の武術」というが、嘉納は若い頃、自らが修業した柔術について相当熱心に研究しており、今さらながらの感がある^{注6)}。

にもかかわらず、国内で嘉納に刺激を与えたと

思われる出来事は、琉球唐手および大東流合気柔術との出会いである（そして、海外ではレスリングやボクシング、となるがその点は後述する）。

大正11・1922年、講道館において琉球（沖縄）から来た富名腰（船越）義珍らが唐手（後の空手道）の演武を催した。その後、大正15・1926年には嘉納自らが那覇へ出向き、他の唐手流派も合わせて観察している。後にも触れるように、嘉納は以前から柔道の「形」において当身技を重視しており、その点で唐手にも大いに関心を寄せたのであろう。例えば、大正13・1924年頃にまとめられ、昭和2・1927年に発表された「(攻防式)精力善用国民体育」という形では、「第一類」が単独（一人）動作、「第二類」が相対（二人）動作から成っているが、「第一類」はすべてが当身技で構成されており、そこでの当身技には唐手の技術に類似したものが含まれている。「乱取の稽古を幾らやっても、当身は上手にならぬ。（中略）それでは、武術としての価値は、十分に認められなくなる。よって不断に攻防式（=精力善用国民体育；筆者注）の形を練習して、そういう欠陥を救うように心掛けるがよい」（下線・筆者、嘉納・1930a, p.4）と嘉納が述べているように、「精力善用国民体育」の形では特に当身技の上達を望んでいる。

そしてこの「精力善用国民体育」の形こそ、嘉納が長年に及んで追求しつづけた理想の柔道の形であり、競技化・スポーツ化路線とは異なるものであった。この形は、「いつでも、どこでも、誰でも」ができることを期したまさしく大衆のための身体運動であり、後述のハワイの事例でも触れるように、海外への普及も企図された。

さらに嘉納は、昭和5・1930年に大東流合気柔術へ接近している。講道館の修行者でもあった富木謙治や竹下勇が以前から植芝盛平の率いる当柔術を習っており、それらの縁で、嘉納は植芝の技を直接観ることになる。その技に感銘を受けた嘉納は、時を経ずして講道館から武田二郎と望月稔を当柔術道場へ派遣した。望月の述懐によれば、嘉納は講道館において古武術を収集して研究・伝承したいと述べ、「私が柔術を柔道に改めたように、柔道もまた、ある時代には大きく変化する秋が、きつとくるであろうと考えられる。そのときにあたって、この古伝武道の中に、必ず多くの参

考になるものが発見されるにちがいないと確信するからである」(望月、1973)と述べたという。

また嘉納は、昭和3・1928年、香取神道流および棒術の研究にも着手しており、特に棒術の講道館への導入については、かなり積極的であった(嘉納・1935)。しかしながら、「当分無手術に重きを置き、これに剣術と棒術とを加える所存である」(下線・筆者、嘉納・1926)と述べ、やはり素手を中心とする武術(すなわち柔術)を優先している。

遡って、なぜ嘉納は数多ある武術の中で柔術を選択し、自ら修行したのか。それは、明治以後の武士という特権的な戦闘集団の崩壊した時代にあつては、「槍の稽古を致す必要も別段ございませぬ、剣術も従前ほどの入用もなくなって参りましたり致すところから柔道が一番適当であると申さねばなりません」(嘉納、1889)というのが理由である。つまり、刀を持たない日常では、素手による武術が最も実用的だからである。ここにも、嘉納の実用主義が見て取れる。

2) 「乱取・試合・形」と「武術性」

前報(永木・2012)でも触れたように、大日本武徳会・柔術部門において嘉納は、「柔術試合審判規程」(明治32・1899年)、そして続く「柔術新形」(明治39・1904年)の制定で委員長を務め、それまで柔術諸派によってバラバラであった「乱取・試合における競技ルール」と「形」を統一スタンダード化した。確認しておけば、「乱取」とは自由に技を掛け合う練習法であり、「形」とは定められた攻防パターンを反復する練習法であるが、それらはすでに江戸期の柔術において実践されていた。特に嘉納の功績は、乱取および試合についても安全面に配慮してルールを確立していった点にあるといえる。

そして、試合が定期的に行われるようになり、ことに大正期以降、高等学校をはじめ各種学校間での対抗試合が盛んとなるのであるが、そこで「競技」と「武術性」の相反関係が強く現れるようになる。

学校間対抗試合は、他の競技スポーツの試合(例えば野球)と同様、「学校」の名誉を懸けたものであったため、「勝つこと」への執着が次第に増していく。すなわち、「勝利第一主義」の到来である。そこでは様々な問題が生じていくのだ

が、「武術性」という観点から、嘉納は次のような警告を発していく。一つには、「立技」を重視せよ、というものである。

例えば、大正7・1918年に行われた一高(東京第一高等学校)対二高(仙台第二高等学校)の試合で、二高が「寝技」を多用して勝利した。このことについて嘉納は、「若し立業が出来ず、寝業だけを練習して居たのなら、柔道の修行者として高い価値のないものと認めねばならぬ」(嘉納・1918)と述べ、また、昭和6・1931年に行われた初の全日本中等学校柔道選士権大会でも「寝勝負にのみ練習を積んだものが、投勝負を避けるため、無理に引込まうとするやうなことを許さぬ考えである」(嘉納・1931a)と、強まる「寝技重視」の傾向に対して厳しい警告を発するのである。「何故投に重きを置くかというに、(中略)抑業や絞業などのみを修行して居ては、多人数を一時に相手にするやうな時には、間に合わぬ」(下線・筆者)というように、実際の真剣勝負で想定される相手の人数は無制限であり、そのためには立った状態から技を施すことが重要だというわけである。さらに、「当身技や危険な投技は、立っている姿勢からでなければ、十分に練習することが出来ぬ」(下線・筆者、嘉納・1925)と述べているように、真剣勝負により効果のある技の練習のためにも「立った状態」を優先したのである。

学校間対抗試合で寝技が重視された理由は、はじめから寝た状態でいれば投げられることはなく、勝負を決するのに時間を要するため劣位者であっても「引き分け」に持ち込める可能性が高いということ、そして一般的に寝技(固技)は上達が早いからである。対抗試合は団体戦によるトータルの勝点で争われたために、個々人が負けにくいこと(すなわち失点しないこと)が大事だったわけである。このように、学生にとっては定められたルールのもとでなんとか勝利したいという率直な思いから発せられた工夫であった。しかし嘉納は、「対校試合その時の勝ち負けが修行の真の目的でなく、真の目的は何時あることか分からぬが真剣に勝ち負けを決する必要の生ずることのある場合に不覚を取らぬためである。」(下線・筆者、嘉納・1922)とし、大正14・1925年の「講道館乱取試合審判規程」の改訂において「立勝負」から試合を開始することを定めた。このように嘉納

は、競技ルールについても「真剣勝負」の観点を失ってはならないとしたのである。

さらに技術的な問題として触れておかねばならないのは、競技の枠を超えて嘉納が重視していた「当身技」、およびその練習法としての「形」についてである。

すでに明治22・1889年の「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」と題する講演において、当身技については「実際の勝負に効験のある手は不断は危険で出来ませぬ、(中略)勝負法は専ら形によりて練習致さねば成りませぬ」(嘉納・1889)と、その危険性ゆえに乱取から除外し、形で練習するものとしている。そして、晩年の昭和12・1937年にも、「武術として見れば、形を一層必要とする理由がある。(中略)当方から相手に当身を以て攻撃しようと思うても、平素形の練習でしばしば繰返して練習しておらぬと、その当身は利くものではない」(下線・筆者、嘉納・1937)と、当身技練習のための「形の重要性」を強調している。また、乱取の際に偏った防御姿勢がみられるようになった傾向について、「乱取の練習は一面真剣勝負の練習であるということをおぼえているからである。(中略)平素の乱取の練習の際、当身を用いることは、危険であるから、しないだけで、本来は、何時でも対手が当身で攻撃して来るということを予想して、練習しなければならぬ。さういう考慮の足りぬことが、今日の間違いの本である。」(嘉納・1936)と述べている。つまり、当身技を形で練習せよ、というだけでなく、乱取においても(除外したはずの)当身技を念頭に置いて練習すべし、というわけである。

このように、早い時期から晩年に至るまで嘉納は当身技を重視し続けた。その理由は、「危険な技」であるがゆえに「武術として価値ある技」であったからに他ならないであろう。

以上のことから、嘉納が考える「乱取・試合・形」は、すべてが真剣勝負(ルール無用のフリー・ファイト)のための「練習法」であったことがわかる。したがって、それら練習法の区別は決して厳密なものではなく、「試合」も練習の内であるため、そこでの勝敗という結果はさほど重大なものではない。だが、学校の名譽を懸けた学生の大会試合では「勝敗はどうでもよい」というわけにはいかなかった。学生はもちろん指導者も、

勝ちたい一心からルール内での戦略を立てることになり、その結果が「寝技」重視であった。例えば当時の学生エリート達の間で競われた「高専柔道大会」では、先述の「立勝負」から試合を開始することを定めた大正14・1925年の講道館乱取試合審判規程の改訂後もそれに従わず、寝技から始めてもよいルールを存続させたのであった。

これらの相違は基本的に、丸鳥の概念を用いるならば、「スポーツ柔道」と「武術柔道」のどちらを優先するかという問題から生じている。柔道界ではすでに大正期にこのような柔道観のズレが起こっていたのであり、葛藤状態にあったともいえる。だが、嘉納の柔道観は大きくズレることなく彼自身の理想を追求していく。

5-3 アメリカ・ハワイの事例

すでに述べたように、ここではアメリカ・ハワイにおける柔道普及を取り上げることで^{注7)}、嘉納が「武術性」を重視し、“スポーツ”ではない“民族文化としての柔道”の確立を目指していた点にアプローチしたい。

(1) ハワイにおける柔道の起り

先述のように、嘉納が外遊の際に本格的な柔道の宣伝を行うのは大正期に入ってからであり、その点では、明治45(7月より大正元)・1912年の第5回オリンピック・ストックホルム大会の後に立ち寄った、アメリカ本土およびハワイが最も早い伝播先となる。

ハワイは、明治以降、かなりの数の日本人が移住し、プランテーション(主に砂糖栽培の労働)に従事した。日本人移民数をみると、明治元・1868年に元年者と呼ばれる149人が来布(：ハワイの漢字名は「布哇」なので、ハワイに来ることを来布という)。明治18・1885年に第1回目の官約移民が945人、明治27・1894年に官約移民が禁止されるまでに男・23,340人、女・5,779人が来布。明治32・1899年にアメリカがハワイを併合し、明治33・1900年までの間に私約移民の男女41,000人が来布。大正13・1924年に排日移民法が成立した後は、日本からの移民は途絶え、日系アメリカ人として在留していくこととなる。

表1は、ハワイの柔道普及に関する主な出来事である。そこに示すように、大正2・1913年2月～3月に嘉納はアメリカ本土を経てハワイに立

表 1. ハワイの柔道普及に関する主な出来事

1908 (明治 41) 年	ハワイで初めて「柔術大会」が開催 (詳細不明)。 ^②
1908 (明治 41) 年	尚武館が創設。岡山県からの移民であるフカイ・カクジ (深井嘉久治)、ミノ・カナジロウ柔術/柔道家が創る。 ^① 深井嘉久治は後に講道館 5 段 ただし、前身は、北山弥次郎 (岡山県出身、起倒流) が創る。弟子に、右田、藤上、臼井ら。 ^②
1909 (明治 42) 年	春揚館が創設。 広島県江田島の海軍兵学校の柔道助手であった金重直松、豊島竜らが興す。 ^② 金重直松は後に講道館 3 段。
1910 (明治 43) 年	深井が尚武館の指導主任となる。その後、北山が尚武館館長となる。深井と北山は岡山県で同郷。 ^②
1911 (明治 44) 年	なお、1911 年に春揚館と尚武館が創設したという説あり。 ^③
1913 (大正 2) 年	2~3 月、嘉納治五郎がアメリカ視察から初のハワイ寄港。この時、尚武館、春揚館ともに嘉納が名付けたという。 ^{①④}
1916 (大正 5) 年	北山弥次郎 (尚武館・師範)、三宅太郎 (柔術/レスラー) とともに興行。 ^⑤ ちなみに三宅も岡山県出身 (起倒流?)。 ^⑦ ちなみに、1916 年にロスアンジェルスで三宅 vs アド・サンテルが試合、引き分け。後に再戦し、サンテルが勝利。 ^⑥
1917 (大正 6) 年	東京高師柔道部出身の岡部平太が嘉納の奨めでアメリカ留学。ハワイカス・江戸桜がサンテルと試合、引き分け。三宅がサンテルに負けたことがハワイでも知られていた。 ^⑤ ハワイの高橋精吾・講道館 3 段もサンテルと試合、引き分け (年月等、詳細不明)。
1920 (大正 9) 年	6 月、嘉納が 2 度目のハワイ寄港。第 7 回オリンピック・アントワープ大会で欧州行きの途中。
1921 (大正 10) 年	1 月、嘉納が 3 度目のハワイ寄港。3 月、サンテルが来日 (サンテル事件起こる)。モリスはイギリスで谷幸雄を負かしたという。 ^⑤
1922 (大正 11) 年	高橋はレスラー・クラハムに勝ち、ボクサー・モリスと一勝一敗。
1924 (大正 13) 年	排日移民法成立。
1925 (大正 14) 年	ハワイの柔道家・樋上がサンテルと試合、引き分け。この時、尚武館の北山がレフリーを務めている。 ^⑤
1931 (昭和 6) 年	三宅がハワイで「沖の海」(愛称オキ・シキナ、後に力道山のコーチ務める) に出会い、指導する。 ^⑤ 三宅がサンテルと組んで興業試合を行う。 ^⑤
1932 (昭和 7) 年	嘉納、4 度目の来布。8 月 30 日~9 月 13 日まで滞在。9 月 11 日に柔道大会に臨席。栗崎市樹が北山弥次郎らと「布哇有段者会」を設立。 ^② 嘉納、日本語学校を通して「精力善用国民体育」の形の普及を図る。 ^⑤

①L.K.Migita eds. (2008) "Shobunkan Judo Club, Celebrating 100 Years" (尚武館創立 100 周年記念資料)

②浦田不二夫 (1964) 「スポーツ界回顧」、ハワイ日本人移民史刊行会編「ハワイ日本人移民史」、pp.512-518

③木原隆吉 (1935) 「布哇日本人史」、P.369

④梶孝之 (2008) 「ハワイ日系移民のスポーツ活動に関する研究」、筑波大学人間総合科学研究科・博士論文、p.102

⑤布哇報知新聞 (日付省略)

⑥丸島隆雄 (2006) 対プロレス初対決—大正十年サンテル事件—、島津書房、p.100

⑦前掲、丸島隆雄 (2006)、p.100

ち寄り、日本人移民が営んでいた柔術道場をいくつか訪問している。そのうち、後々まで有名になる「尚武館」と「春陽館」は嘉納が名付けた道場であるという (L.Migita eds.・2008)。筆者が 2010 年に訪れた Honolulu の Kunawai にある「尚武館」には、確かに嘉納によって「尚武館」と書かれた扁額が掲げてあった (写真 1)^{注 8)}。嘉納が書いたという証拠は、額の向かって左端の雅号「甲南」である。一方の「春陽館」はすでに存在していない。

L.Migita 氏によれば、尚武館は明治 41・1908 年に、岡山県からの移民であるミノ・カナジロウ (漢字名不明) とフカイ・カクジ (深井嘉久治) によって創設されたという。また、同年にハワイ全土で初の柔術大会が催され、北山弥次郎という



写真 1. 尚武館道場

人物が活躍し、彼がホノルルに残って出来たのが尚武館という説もある（浦田・1964）。そして、「北山氏は、郷里の岡山県で起倒流の免許皆伝を受け、来布したのであるが、後年北山氏の右腕として尚武館を盛り立てた深井カクジ氏は、郷里を同じくし、その授与式に列した」（浦田・1964）とされている。

つまり、尚武館の創設に関わった北山、深井の両者はともに岡山県からの移民で、起倒流柔術の達人であった。起倒流は、江戸時代初期から存在する日本の祖流的な柔術であり、周知のように嘉納も修行した流派である。また、岡山県には江戸時代末まで、確かに「備中派」と呼ばれる起倒流の一派が存在している（綿谷ら編・1978）。また、講道館に確認したところ、「深井嘉久治」という人物は、確かに講道館員としての記録が残っている。ただし、大正12・1923年とかなり後になってから2段・編入として登録されており、いつから柔道を修行したのかは不明である（最終は5段）。また、北山については講道館に入門の記録は無く、柔道の段位は有してはいないとみられる（が、後述のように、後に率先して講道館のハワイ支部である「布哇有段者会」の設立に関わった）。

このように、ハワイの柔道はもともと柔術からスタートしているが、いつの間にか「柔道」へと転向していった。現地の柔道事情に詳しいA氏



写真2. 北山弥次郎

（後述）によれば、「はじめは柔術だったが、柔術から柔道へ、自然に変わっていった」ということである。それは、前報（永木・2012）でも述べたように、イギリスやドイツにおける柔道普及と同じである。つまり、嘉納の訪問が直接影響を与えていることは間違いない（ちなみに表1に示すように、嘉納は、大正2・1913年、大正9・1920年、大正10・1921年、昭和7・1932年の計4度来布している）。その影響とは、日本国内において大日本武徳会の柔術部門を取りまとめて柔道へと転向させた実力、また、教育者としての嘉納、国際オリンピック委員としての嘉納の地位や名誉によるものといえよう。

だが、そのように嘉納個人に対する評価（リスペクト）という次元だけでは、真に柔道が浸透することはもちろん難しかったと考えられる。実体として、先行していた“柔術”をさらに上回る“価値”を、柔道が備えていなければならないはずである。その価値について構成要素的にいえば、嘉納が当初から唱えているように「体育・武術（勝負）・修心」ということになるが、それらはもちろん、嘉納が柔道において求め続ける“目標”でもあったわけである。

さて、ハワイではプランテーションのためにアジアその他の国・地域から様々な人種が移住していたが、常に支配者としての白人に対する抵抗感が鬱積していた。そして次に述べるように、日本人移民が求めたのは“強い武術”に他ならなかった。

筆者は2010年8月の調査時に、過去も含めたハワイの柔道事情に最も詳しいといわれるA氏へのインタビューをおこなった。昭和8・1933年生まれのA氏は日系3世で、子どもの頃から柔道を修行し、某柔道団体の会長を務めた経験を持つ。そして、話し始めた途端から、明治31・1898年にハワイへ来たA氏の祖父時代の次のような生々しい出来事について語った。「日本人をいじめる白人と戦った。あるときは、武術のできる日本人50人集めて、白人250人と戦ったよ（中略）、白人3人死んだよ（中略）、けどそんなことは新聞には残っていない…。そして、その後も白人に対抗するために武術が必要であったことを強調した。また、自身の柔道体験についても、絞技や関節技によるきつい練習の思い出や、

本当に強い柔道の先生は誰々であったというように、「強い武術としての柔道」への関心や憧れを持ち続けている印象が強かった。もちろんこれは一個人による語りに過ぎないが、柔道に、他のスポーツ／レクリエーション活動^{註9)}とは全く違う、かなり切迫した戦技としての実用性、すなわち武術性が求められていた様子がうかがえたのである。

(2) 西洋格闘技（レスリング/ボクシング）との闘い

そして、武術性という観点、および嘉納との関わりから注目されるのが、先にみた尚武館の北山弥次郎である。

北山は、大正5・1916年9月に、三宅太郎という人物とともに、ハワイで「未曾有の柔道大試合」と称する興行に参戦している（写真3）。三宅太郎は、明治37・1904年頃、日本からイギリスへ渡り、明治38・1905年にロンドンでプロ柔術家として有名を馳せていた谷幸雄と試合し、これを破っている（谷幸雄については前報で紹介した）。三宅はその後アメリカに渡り、先述のアド・サンテルと試合（結果は引き分けと三宅の一敗）するなど欧米各地で奮闘し、後にプロレスラーになる。

この三宅も岡山県の出身といわれており（丸島・2006、p.100）、北山とは知り合いだったということになる。三宅も自らを「柔術家／柔道家」と名乗っていたが、講道館に入門した形跡は無く、北山と同門（つまり起倒流）の出であった可

能性もあるが、詳細は不明である。またこの記事でも、「柔道大試合」と銘打たれており、この時期でもまだ柔術と柔道の違いについては一般的に曖昧だったことを示している。

さて、大正2・1913年に嘉納が尚武館を訪問したことは先に述べたが、その当時の館長は北山であったので、当然ながら嘉納と北山は面会したと考えられる。「尚武館」と書いた額を嘉納が贈呈していることから、柔術あるいは柔道に関して互に通じるものがあったことは確かであろう。北山は先述のように、嘉納と面会した3年後に三宅と共にプロレスラーと対戦していることからみて、かなり血気盛んな人物であったと想像される（年齢は不詳だが、嘉納との面会時は30才代前半と思われる。嘉納は当時53才）。北山はその後も、例えば大正14・1925年6月にハワイで行われた柔道家・桶上（講道館5段）対サンテルの試合で審判員・レフリーを務めており、今日でいう「異種格闘技戦」にも精通していたとみられる。だが嘉納は、イギリスでレスラーやボクサーを相手に戦っていた柔術家・谷幸雄を講道館に入門させたのと同様に、北山を懐柔したと思われる。ここに、嘉納の器量の大きさがうかがえる。と同時に、北山と三宅の関係、また後に北山がサンテルの試合に絡んでいること等が、嘉納の意外な一面を浮上させてくる。その一面こそが、嘉納が柔道に格闘技としての、武術としての強さを求めていた姿なのである。

ハワイから空間を広げることになるが、図3をみてほしい。

この図は、嘉納と欧米における柔道普及の主要人物との関わりを示したものである（ドイツ、フランス等については図が煩雑になるため省略している）。嘉納と彼らは、いずれも直接の関わりがあり、やや誇張していえば（各人で程度の差はあるが）、嘉納の薫陶を受けた者達であるといえる。つまり各国に、サンテルに象徴されるような西洋の格闘家と対峙する講道館員、もしくは嘉納／講道館にシンパシーをもつ柔術家達が存在していたといえる。そして彼らは、多かれ少なかれレスラーやボクサーとの異種格闘技戦を経験している。このことから、誤解を恐れずにいえば、嘉納は西洋格闘技に対抗してそれを凌駕するために、講道館員を欧米各地に“配備”していったのではない



写真3. 布哇報知、柔道大試合

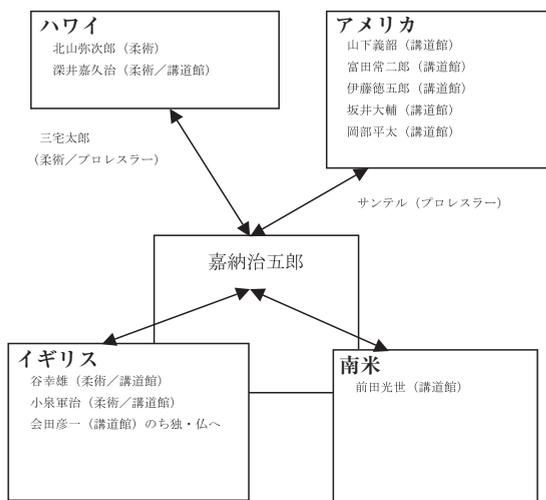


図 3. 嘉納と欧米における柔道普及に関わった人物の相関図

かとも思えてくる。後述のように、大正期に高師柔道部出身のいわば直弟子である岡部平太をアメリカへ、また岡部と同期の会田彦一をイギリスへ差し向けたのは単なる偶然とは思われない。そして、欧米各地におけるこれら“地ならし”があってこそ、後（昭和 8 年・1933 年頃から）の嘉納の「柔道世界連盟」構想が展開していくのではないか。

岡部は大正 6・1917 年 6 月に渡米したが、その前の出来事として、「嘉納先生や内田氏（神戸の海運業、内田信也；筆者注）の意図は、私と米国のレスラーを試合させて、柔道の真価を世界に問うということにあったことは私にはわかっていた。私も勇躍してそれに当り、その任を全うしようと年令を考慮して一日も早く渡米したのであった。一般柔道界の愛好者からも、それは非常な期待をかけられたようだった。私の前に前田光世（コンデコマ）、大野秋太郎、伊藤徳五郎、坂井大輔などという人が、アメリカ、南米、カナダで試合したという話が日本にも伝えられていたのであった」（岡部・1957、p.273）と述べている。

嘉納は表面上は異種格闘技戦（他流試合）を禁止していた。だがそれは、特に「興行」として金銭を稼ぐために行われるものに対して厳格だったのであり、純粹に柔道普及を目的とする場合や、「ただ研究的に有志の間に試みること」（嘉納・1920a）については比較的寛容であった。例えば、

多くの異種格闘技戦（通算で 2000 試合に達するといわれる）を行った前田光世に対しても、いわゆる「破門」の形跡は認められない（神山・1997）。また、前田とともにアメリカに渡った富田常次郎も明治 38・1905 年に現地でレスラーとの試合を行っており、さらに前後するが、明治 36・1903 年にアメリカに渡った山下義韶も、アメリカ海軍兵学校の正課に柔道が採用される際にルーズベルト大統領の要求に答え、レスラーとの試合に応じている。富田や山下は草創期から講道館を支え、帰国後も活躍した高弟であり、嘉納はもちろん彼らの試合の内容や結果を知っていたであろうが、それを問題視した様子はない。

柔道が武術としての性格を有するものである以上、その普及の過程において数々の未知の武術と遭遇し、その際に柔道の「武術としての価値」が試されることを嘉納は予測していたのではないだろうか。明治期において国内の柔術諸派を統合していった過程における出来事（他流試合）が、世界へ拡大された空間においても同様に起こり得ることを、嘉納は察していたように思われる。その点からみれば、海外で異種格闘技戦を経験した人達は、嘉納にとって、生きた「実験台」であったともいえるのではないか。

例えば、プロレスラー・サンテルは、アメリカ本土で三宅、伊藤、坂井その他、そしてハワイでは高橋、樋上といった多くの柔術／柔道家と試合し、暴れ回っている。本稿の冒頭で触れたように、そのサンテルが来日して講道館員との試合が挙行されようとした時、嘉納が「黙許」したというのは、以上のことから考えても何ら不思議な話ではないであろう。場所がたまたま日本であったただけだ、ともいえる。ただその時、嘉納とは異なる考え方がすでに日本の柔道界には存在しており、その考え方が、丸島も指摘しているように、岡部に代表される「スポーツとしての柔道」であった。先述のように岡部は、嘉納が岡部をプロレスラーと闘わせることを望んでいると察して渡米したが、その後、次のような結論に達したと述べている。「サンフランシスコ滞在在四〇日間に、プロ・レス、プロ・ボクシングを出来るだけ研究したが、プロ興行師との折衝に飽きて遂にシカゴに去った。それから約二年半、アメリカスポーツ界、体育界を研究した結果からも『柔道とプロレ

ストの試合は成り立たない』(岡部・1957、p.277)、そして、「柔道家が柔道衣を着ずに、レスリングやボクシングに対しても無限に優勢であり得るという考え、それは無謀も甚しい。柔道といえども一つの正しいスポーツであり、スポーツの限界に於て可能な範囲内のスポーツである」(岡部・1957、p.281)。

「サンテル事件」の時、すでに帰国していた岡部は、試合を中止するよう、嘉納に直談判する。しかし、嘉納は聞き入れなかったという(岡部・1957、pp.281-284)。それだけではなく、「(嘉納)先生の書齋を訪ね、事情を承わると、驚いたことに挑戦を受けて立つという主唱者は先生のようなと私には判断された」(下線・筆者、岡部・1957、pp.282-283)と述べている。そして岡部は、この意見対立を機に嘉納の膝下から去ることになるが、嘉納亡き後の戦後もいち早く「体重制」の導入に賛成する等、「柔道のスポーツ化」路線を先導する存在となっている^{注10)}。

サンテルとの試合を仕組んだのは嘉納だったのではないかという岡部の言について丸島は、嘉納が「サンテル事件」の前年に開催されたオリンピック・アントワープ大会へ向かう途中、およびその帰途に立ち寄ったアメリカ西海岸で、サンテルと試合した経験のある伊藤徳五郎と話し合い、すでにサンテル来日を承諾していたのではないかと推測している^{注11)}。さらに、サンテル来日の大正10・1921年3月という時期は、嘉納の帰国に合わせたのではないかともいう(丸島・2006、p.143)。

一方の嘉納は、岡部の柔道観を次のように批判している。「岡部君にも会って篤と話も聞いたが岡部君の云う処は少し狭少な思想ではないかと思う、勿論講道館の主義精神としては商売人と角技を競うと云う事は排するかも知れぬ、然し講道館長としての私は決してかくまで限定的に講道館の精神を縮めたくはない、講道館には今二万幾千人かの会員がある、その中には拳闘家と競った人もあれば力士と技を争った人もあった、此の狭少な精神から行けば之等のすべての人々を破門しなければならぬし、それは出来ない事ではありませんか、然も相手のサンテル君は既に来朝し競技も旬日の中に迫っているのにこんな駄々をこねていては大きい講道館の本来の精神を没却するもので

はあるまいか」(嘉納・1921a)

だが、嘉納は結果的に、岡部や講道館幹部らの意見を受け容れた格好となり、サンテルらと試合した者など関係した講道館員7名を処分することになる。処分は「有段者として待遇しない」という形であり、事実上の破門であった。講道館機関誌「有効の活動」に掲載されたこの処分について嘉納は、「柔道は決して興行師の金儲の道具として使ってはならぬ」と、「興行」が柔道を墮落させる点を強調しているが、それ以外の理由はほとんど示されていない(嘉納・1921b)。

では、レスリングやボクシングと柔道の試合そのものについて、嘉納はどのように考えていたのか。その点については、サンテル事件の起こる約1年前(第7回オリンピックに向かう前)に記された次の内容がよく表していよう。

「互いに何か約束の条件を定めて勝負することは、絶対に出来ぬことではあるまいが、それでは純粹の柔道との勝負でなく、一種変体の柔道との勝負であって、それによって柔道とボクシングなりレスリングなりとの優劣を決定することは出来ぬ。柔道との勝負は、真剣勝負としての優劣でなければほかに優劣の定めようがあるまいと思う。しかし、真剣勝負は容易に試みるべきことではないから、柔道とボクシング、レスリング等との勝負は、実際に出来得べからざることである。(中略)将来、レスリングやボクシングをするものから試合を申込みれた時は、柔道家は全然ボクシングの法則によって勝負するか、先方を柔道の法則によって勝負せしむるか、両者のうちを**採ばなければならぬ**。しかしそれらの試合は、決して興行的であってはならぬ。ただ研究的に有志の間に試みることでなければならぬ」(下線・筆者、嘉納・1920b)。

つまり、ここにも、柔道の技術はあくまで真剣勝負(ルール無用のフリーファイト)のためのものであるため、レスリングやボクシングとの試合は難しいが、技術開発・向上のための「研究」レベルであれば許容できる旨が述べられている。

ちなみに、先にみたサンテル事件の処分者について、「将来そのようなことを再びせぬことを誓うならば、遠からず元の待遇に復するつもりである」と述べていた嘉納は、約2年後に彼らの処分を取り消している。

「サンテル事件」でサンテルと試合をした一人である永田礼次郎は自らの手記で、「講道館柔道は、日本が国際性を高めつつある歴史の一環として、拳闘とでも、レスリングでも闘いを辞してはならぬ」(丸山・1950)と述べ、レスリングやボクシングとの試合は国際的な柔道発展のためであるという考えを示している。

そしてハワイでも、レスラーやボクサーとの試合に対して「武士道にあらず興行なりと非難」がある中で、サンテルとの試合も経験した高橋精吾(講道館3段)は、「大いに他流試合をやって我が柔道界に幾分なりと貢献して見たい」(布哇報知新聞、大正11年3月14日付4面)と意気揚々に語っている。このように、強い柔道を求めるがゆえに、異種格闘技戦(他流試合)を望む柔道家も少なからずいたのである。

(3) 民族文化としての柔道-「精力善用国民体育」の形-

もちろん嘉納は、「強いだけの柔道」を求めたのではない。先述のように、嘉納の柔道に対する価値・目標は主に「体育・武術・修心」という3側面から成っており、なかでも最も重視したのは図1でも示したように「修心」、特に「道徳心の養成」という側面であった。だが、実際に他の武術に比して技術的に劣るような柔道では、結局は“役立たず”とみなされて普及しないため、「道徳心の養成」という目標も成し得ない。ことに海外では、武術である以上、強さを証明しない限り普及は困難であった。さらにハワイやアメリカ西海岸では、西洋格闘技よりも柔道が強いことは、日本人移民が自らのアイデンティティを保つうえでも求められていたのであった。

例えば先に挙げたハワイの柔道家・高橋は、大正11・1922年4月9日、イギリスから来布していたモリス・カヨーというボクサーと試合し、敗れた。その翌日の布哇報知新聞には、「動脈を撃たれて高橋三段悲惨の敗戦-柔道家は拳闘に対する試合を研究するの要あり、然らずんば到底拳闘家を破る能はず」、「…誠に張合拔はりあひぬけのした試合であったため日本人の観客は可愛さ余って憎さ百倍という諺の如く高橋氏に対し悪声を浴びせる者あり…」、また、「柔道は到底拳闘に勝てない事を証拠立てた。(中略)日本には多数の柔道家あれど外人との試合において高橋三段や伊藤五段の右に

出る者は至極少数である。論より証拠、サンテルの日本遠征により柔道家が西洋相撲のサンテルを破る事が出来なかったではないか。然かるに高橋三段も伊藤五段もサンテルとは引き分けに終わっている」(下線・筆者)と書かれ、ボクシングの方が柔道よりも優位であること、そして、高橋個人に対する失望の念が表されている。

その後、高橋擁護論が新聞に出されている。高橋の敗戦は柔道衣を着ずに試合をやったからだとか、イギリスの柔術家・谷幸雄もこのモリスに敗れたくらいモリスは強者であるからだとか(谷敗戦の事実は不明)、モリスは手にテープを貼って堅くしているから有利だった等、である。発憤した高橋は、モリスと再戦し、勝利する。その時の新聞には、「柔道の真価を発揮す、高橋三段見事にモリスを破り名誉の回復、満場の観客(約1千人;筆者注)総立ちとなり歓声湧く、柔道の寝業を禁ぜざれば拳闘は柔道に勝てざる証拠を示す」、「高橋三段は柔道家としてまた個人として名誉の回復をしたのである」(下線・筆者、布哇報知新聞、大正11年5月8日付4面)と書かれている。

このように、柔道対西洋格闘技の試合に在留日本人は一喜一憂し、柔道の勝利を心から望んでいた。

同様の例であるが、先に挙げたアメリカの伊藤徳五郎(講道館5段)は、大正5・1916年のサンテルとの試合後、ベルン(Wilhelm Berne)というドイツ出身のレスラーとロスアンジェルスで試合し、勝利している。その時の試合では、約3,500人の在留日本人が応援に駆けつけ、伊藤の勝利に「熱狂してリング近くに殺到し、五段の万歳を絶叫して止まなかった」、そして「五段はこの時始めて微笑を浮かべて同胞の熱烈なる後援に答えるのであった」と記されている。ここでも、柔道が西洋格闘技に勝利することがいかに期待されていたかが知れるのである(吉田・1917)。また、この時の伊藤対ベルンの試合は、アメリカでまとめられた“Fighting Spirit, Sothern California, 1930~1941”にも記されており、在留日本人にとって、後世に伝えられるほどインパクトの強い出来事であった(A.Uchima・L.Kobayashi, 2008)。

大正初期から継続的にアメリカ本土とハワイを訪問し、白人支配下における日本人移民の状況を

知っていた嘉納は、できれば柔道を彼らの期待に応えるものにしたかったと考えられる。

嘉納がはじめてハワイを訪問した大正2・1913年当時、アメリカではすでに排日感情が出ており、嘉納は移民教育の方針として次のように述べている。

「日本人の文明、知識道徳風俗習慣等が、少なくともアメリカの普通の人くらいには行く、ということを証明することが必要であって、もしこれが出来ぬならば、たといアメリカならぬ他の国に行っても、またおそらくは排斥せらるることを免れぬであろうと思う」(嘉納・1913、p.68)と、日本人の「知識道徳風俗習慣等」のレベルアップを求めている。そして一方で、「欧米からは事物が入り込むけれども、我が国から彼に授けるものは、何もないとしたならば、たとい顔色容貌だけは依然日本国民であっても、文明上においてはすなわち彼に征服せられたのである。(中略) どうか心まで西洋人になりたくないものである。 (中略) 我々日本人は日本的ではなくてはならぬ、のみならずまたある事物については、欧米よりも日本のものの方が勝っておる点もある。」(嘉納・1913、pp.75-76)と述べて、日本の文明/文化の“良さ”を活かし、対国に誇れるようにしたい旨を述べている。嘉納にとっての柔道は、その表象としてあったはずである。

では、「体育・武術・修心」を兼ね備え、海外に在留する日本人も含め、広く国民に普及・浸透する柔道とは如何なるものであると嘉納は考えていたのか。それは、第1章の「武術性重視」・「海外普及」の節ですでに触れたように、「精力善用国民体育」という「形」の創出に結実するといつてよい。

「精力善用国民体育」の形について、「武術」という点からいえば、前半部(第一類)は、すべて当身技で構成されている。嘉納は古くから当身技に関心をもっていたが^{註12)}、先述のハワイにおけるボクサー対柔道の異種格闘技戦のように、ボクシングとの接触が嘉納の当身技に対する関心をさらに深めたのではないかと考えられる。例えば異種格闘技戦の豊富な経験をもつ前田光世は、柔道の試合にも当身技を加えることを提案している(丸島・2006、p.216)。

また、「体育」という点では、「身体を良くする

ことは、老若男女の区別なく総ての人に必要なことであるが、あの形は簡易なものあれば複雑なものもあり、弱く力を働かしてもすれば強く働かしてもし得るのである。又、普通の形のように、特別の道場を要せず、稽古衣に着換える必要もなく、対手があってもよしくなくてもよいといふ便利があるからである」(嘉納・1930a、pp.2-4)と述べ、「精力善用国民体育」の形が「いつでも、どこでも、誰でも」ができる形であることを強調している。

そして「修心」という点では、「精力善用」と名付けられていることが示すように、この形が無理無駄のない合理的な精神の涵養につながるものが期待されたと思われる。

嘉納は以上の点を包括して、次のように述べている。

「今日に於て何よりの急務は、一面国力の充実であり、一面列強との親善関係を維持することである。換言すれば、自国の文化を進め、富力を増し、兵備を整へ、同時に他国を侵すことなく、他国との融和協調を旨とするといふ大方針の下に、国民を訓練することが今日の急務である。さうすると、次に新たな問題が生じて来る。即ちどうすれば国民にさういう訓練をすることが出来るかといふことである。私はこの訓練を体育と結付けてすることを最も有効な仕方と考へる。精神修養と体育を結付けてすることは、外国にも多く例を見ることであるが、それには必ずそれ等国々特有の体育がなければならぬ。(中略) 国民精神を養う 為には、外国の真似をした体育でなく、自国に発生した体育を以てすることを必要とする。日本で日本魂を養はうと思へば、外国から教へて貰った体育を以てすることは不適當である。必ず日本独特の体育を以てせねばならぬ。私が先年考案して、最近諸方に広がりつつある精力善用国民体育の如きは、最もこの目的に適するものと信ずる。幾ら日本人の考案に依て出来、日本の歴史と因縁のあるものでも、体育の方法そのものに価値がなければ、広く行はれる訳に行かぬ。併し自分の考案は体育として大なる価値を有すると同時に、思想善導の法として、又武術の簡易なる練習法としても価値あるものであるから、広く国民に推奨して差支のないものと信ずる」(下線・筆者、嘉納・1930b)。

このように嘉納は、「自国に発生した、日本独特」の方法によって「体育・武術・修心」の目標を達成すべきであり、それを適えるのが、「精力善用国民体育」の形だというのである。

「精力善用国民体育」の形は昭和2・1927年に公表された。当初は「攻防式国民体育」と「表現(舞踊)式国民体育」の2種から成る構想であったが、「表現式」の方は完成せず、「攻防式」をもって「精力善用国民体育」と称した。公表後、海軍兵学校や各地の中学校、また企業でも採り入れられるようになり、嘉納は東京や大阪で全国的な講習会を開いている(嘉納・1931b)。

そして嘉納は、この「精力善用国民体育」の形をハワイでも普及させようとした。以下は、昭和7・1932年の現地新聞記事である。

「布哇柔道有段者会、今後の活動方針、『精力善用国民体育』普及、(中略)、嘉納師範の来布を機として過般組織された布哇柔道有段者会は、(中略)、嘉納師範の創案になる『精力善用国民体育』を内外人間に普及すると共に団体や学校で柔道を始めたいという希望の向きには柔道教師の斡旋をなすこととなった、この『精力善用国民体育』は柔道における攻撃防御の術を体操の如く仕組んだものであって単に体育として価値あるばかりでなく之を行うに興味を覚え、かつ実際にも役立ち場所も設備も特別の服装も要せず老若男女何人にも適するものであるから一般から歓迎され普及する性質を有し、嘉納師範は単に日本内地における邦人のみならず海外同胞、殊に第二世たる青年男女及び外国人間にこの特技の普及されんことを望んでおられたので、有段者会が率先してその普及にあたることになったのである。…」(下線・筆者、布哇報知新聞、昭和7年9月21日付5面)

「布哇柔道有段者会」は、カリフォルニア州の「南加柔道有段者会」に次いでできた海外の講道館支部であり、昭和7・1932年の嘉納の来布を機としたその設立には、先にみた北山弥次郎や栗崎市樹という尚武館関係の人達が関わっていた。ハワイにおける柔道は、二世以降への教育として、日本語や仏教(本願寺系)とともに普及していったが、特に「精力善用国民体育」の形は、単に技術面だけでなく、一つの思想としての普及がねらいであったようにも思われる。それは、修行者への“動機づけ”をねらった「試合=スポーツ柔

道」の普及路線とは明らかに異なる。だがその後、嘉納の願いどおりにはいかず、ハワイで「精力善用国民体育」の形が根付いた様子はない。日本国内でも、戦後までも含めてこの形が広く普及したとはいえず、およそ昭和50年代以降は消滅したといつてよいほど行われなくなった。

一方、昭和7・1932年の嘉納の来布時に、ハワイ全島を挙げての柔道大会試合が開催され、嘉納はもちろん試合に臨席している。先述のA氏は、「この時の試合で、“柔道”が正しく認識されたと聞いている」と語った。つまり、この大会のインパクトがかなり強かったことが知れる。現地の柔道家や大衆は、嘉納の説く“形”よりもやはり“試合”に魅了された。競技スポーツの要素をもつ「乱取・試合」と、日本文化的であり武術的である「形」という2種は、嘉納が有する広い柔道観では両方がそこに収まるが、大衆にはすでに「別モノ」として映っていたのではないか。

ここに、嘉納の理想とした柔道の限界がうかがえる。そして結局のところ、嘉納が求めた「武術性」という課題は、拡大していく「スポーツ柔道」路線に押され、縮小していった。そして、周知のように、嘉納亡き後の戦後は、ますます「スポーツ柔道」一辺倒となって今日に至っている。

だがしかし、である。「柔道の原点に立ち返る」というスローガンのもと、「柔道ルネッサンス」という活動が平成13・2001年から10年間続いたことや、最近世界各地で「形」の復興が唱えられて国際競技大会まで行われるようになってきている事実は、今日でも柔道の指導者達が、「柔道はスポーツそのものではない」と心のどこかで思っている証左ではないか。

また、平成24年度から中学校における「武道」が必修化され、6割以上の中学校が柔道を実施するといわれている。では、「武道としての柔道」とは如何なるものか。「武道」とは「武術」の修練を通じた、よりよい生き方の原理的追求である、と筆者は解している。つまり、嘉納が柔道において武術性を追求したことは、(嘉納自身は「武道」という言葉をほとんど用いないけれども)「武道」という概念にとっても不可欠の中味の追求であったとみなすことができる。また、「武道としての柔道」は如何なる価値を有しているのか。その答えには、すでにみたように「国々特有

の体育がなければならぬ」(嘉納・1930b)という嘉納の意見が後押ししてくれる。さらに、初心者にわずかな時間で柔道のエッセンスを授けるにはどうすればよいのか、つまり大衆化の方法についても、先述した「精力善用国民体育」等、「形」の存在が大いに参考になる。

5-4 おわりに

以上のように、嘉納が求めた柔道は、現在であっても消え去っていないばかりか、積極的に再考する必要を生じさせている。このような、いわば「揺り戻し」には、過去への単純な回帰志向ではなく、文化的再生(cultural remembering)と呼ばれるある種の“力”が働いているように思われる。そして、そこにはいつも嘉納が立ち現れ、憑在するのである。

最後になるが、嘉納の(教育としての)「体育思想」も柔道に対するのと同じく、決してエスノセントリズムに陥ることなく十分に他者(主に西洋文明)を評価しつつ、しかし日本の特長(良さ)を創造してそれを日本のみならず世界へ活かそうとする、まさに「自・他」の区別ある「共栄主義」によって支えられていたと考えられる。だが、彼の体育思想の基本的なスタンスはそうであったとしても、さらに課題や限界を踏まえた上でその全体像を捉えるためには、本プロジェクト研究による様々な角度からのアプローチが必要となる。

注1) 丸鳥は柔道を3つの側面に分け、次のように説明する。「はじめ柔道は、純粋な格闘技術を体系化した『武術柔道』から出発したが、嘉納は柔道の修業を通じて人間の形成というものを考えるようになった。これが『人間柔道』であり、柔道の最終目的であった。『スポーツ柔道』は、柔道の練習の中から生まれた。それまでの柔術の道場では、技の習得方法は多くの場合『形』によるものだった。これに対し柔道は、一対一で技を掛け合う『乱取』を取り入れた。さらに、これに勝ち負けを競い合う試合を行った。この試合(競技)が目的化していったことが柔道をスポーツ化させていった。これが『スポーツ柔道』である。」pp.5-6

注2) 筆者は、博士論文(2006年)とそれを若干修正して2008年に刊行した著書の中で、嘉納による競技化は柔道の一部に過ぎなかったこと、また、武術性をかなり重視していたことを指摘した。それらを執

筆した時点では不本意ながら、2006年に刊行された丸鳥文献の存在を知らなかった。当文献の存在を知ったのは2011年になってからである。本稿の執筆に際して、当文献における数々の指摘をかなり参考にさせていただいた。

注3) ただし、「体育法、勝負法、修心法」に、「娯楽を享受する」という目標・価値づけの「慰心法」が加わることがある。例えば、次の文献を参照。嘉納治五郎(1913)柔道概説。柔道概要。大日本武徳会修養団本部発行。講道館監修(1988)『嘉納治五郎大系』第3巻、本の友社、p.104所収。なお以下、『嘉納治五郎大系』からの引用については『大系』と略す。また、引用文はすべて現代かな漢字に改めている。

注4) 永木が行った「内容分析」の手続きの概要は、「大系」における嘉納の柔道に対する言説・メッセージを、あらかじめ用意した分析枠組(具体的には価値カテゴリーの設定)によって解釈・分類し、その結果を量的にカウントしたものである。詳しくは、永木(1999)を参照。なお、1テーマ(演題)内における平均出現数を示したのは、嘉納の発表テーマ数は各年間における諸事情(例えば彼の外遊期間にあつては発表は空白となり、「国土」・「柔道」といった定期刊行誌の発行期間では増加するなど)によって異なるからである。

注5) なお、近年、柔術あるいは柔道の海外普及の実態に関する研究は徐々に進んできている(吉田・2004、藪・2009、坂上・2010、村田・2011a、等)。しかし、「なぜ、柔術/柔道が海外に受け容れられていったのか、またその普及における課題や限界は何だったのか」という問いに答えるためには、一次資料の発掘、あるいは現地調査による情報をさらに収集する必要があると感じる。

注6) 嘉納は、例えば、明治21・1888年に“Jujutsu The Old Samurai Art of Fighting Without Weapons”(Transactions of the Asiatic Society of Japan)と題する本をイギリス人(Rev.T.Lindsay)とともに発表し、その翌年に「柔術およびその起原」(日本文学7、日本文学発行所)を書いている。

注7) ハワイにおける調査は、「科学研究費・基盤研究B一般(20300209:嘉納治五郎の体育思想の海外における評価と受容)」による補助を受けたものであり、成果の一部を「嘉納治五郎による柔道の海外普及—アメリカ・ハワイ州の事例」と題し、第62回日本体育学会・スポーツ人類学専門分科会(2011年9月、鹿屋体育大学)において発表した。また、調査に際し、東海大学望星学塾の山口輝義氏に多大なご協力を願ひ、現地ではインタビューさせていただいたA氏、L.Migita氏をはじめ、Ed Hanashiro氏、

Noel Nohara 氏等、様々な人々にお世話になった。この場をお借りして感謝申し上げます。

- 注 8) なお、写真向かって右は現在の尚武館の館長・L.Migita 氏、左は筆者。L.Migita 氏は後述の尚武館館長・北山弥次郎の優れた弟子・右田直の孫。
- 注 9) 大正期における日本人移民の間では「野球」が盛んであったことなど、ハワイの全般的なスポーツ活動については梶 (2007) が明らかにしている。
- 注 10) 岡部は、例えば昭和 20 年代後半に、「力は則ち体重である」といい、「精密に体重を測って、一人宛綱引きをやらせて見ると三キログラム体重に差がある場合、百人やらせて九十五人までは体重の重い方が勝つ」と述べて、体重制の導入に賛成している。一方、嘉納は体重制について、「軽量の者から希望があれば、体重制の試合をしてもよいが案外軽量の者が強く、希望する者がいないからやらないのだ」(小谷澄之、柔道新聞・昭和 36 年 1 月 1 日付 6 面) と述べており、柔道の強弱は体重によって決定づけられるものではない、と考えていたことがわかる。
- 注 11) アントワープ大会へ向かう途中については、大正 9・1920 年 9 月に書かれた「米国ロッキー山中の人となって」(有効の活動 6 (9)、大系 9、pp.252-253) において、そして帰途については、大正 11・1922 年 3 月に書かれた「国際オリンピック大会を終えて」(有効の活動 8 (3)、大系 8、p.349) において、嘉納が西海岸に居た伊藤徳五郎と親しく面談した様子がわかる。なお、丸島文献では嘉納と伊藤が会った証拠となる資料の出典は示されていない。
- 注 12) 嘉納は、「初めから一種の約束を定めておいてごく危険な手だけは省きまた打ったり突いたりするときは手袋のようなものでも嵌めて致しますれば勝負法の乱取もずいぶん出来ぬこともございませぬ」(嘉納・1889) と、当身技の乱取による練習法の開発を示唆している。こう述べた明治 22 年 5 月の時点では、嘉納は未だ海外渡航の経験はなかったが、この「手袋のようなものでも嵌めて」というのは、当時すでにイギリスを中心に行われていたグローブ着用ボクシングのことをイメージしていたかのようである。ちなみにボクシングにおいて、危険防止のためにグローブが発明されたのは、「近代ボクシングの父」といわれるイギリスのジャック・ブロートンによってであり、1747 年のこととされる。しかしそれ以後もしばらくの間はグローブは練習時のみ使用され、試合は「ベアーナックル (素手)」で行われていた。グローブの着用による試合が初めて行われたのは、1892 年のアメリカ・ニューオーリンズにおける最初の世界タイトルマッチであったという(石川・1987)。

文 献

- 1) A.M.Uchima・L.A.Kobayashi (2008) "Fighting Spirit, Southern California, 1930~1941", Midori Books, p.50.
- 2) 石川輝 (1987) ボクシング. 日本体育協会監修・岸野雄三編, 最新スポーツ大事典. 大修館書店, pp.1177-1179.
- 3) 梶孝之 (2007) 『布哇報知』にみるハワイ日系移民のスポーツ活動に関する研究 (1914-1924). 体育史研究 24, pp.43-56.
- 4) 嘉納治五郎 (1889) 柔道一斑并ニ其教育上ノ價值. 大日本教育会講演記録, 渡辺一郎編 (1971) 史料明治武道史, 新人物往来社
- 5) 嘉納治五郎 (1899) 第三回柔道聯合勝負の前後における講話. 国士 2 (10), 造士会
- 6) 嘉納治五郎 (1913) 欧米巡遊所感 - 我が国普通教育の五大方針 - 第三・国民の海外発展策および我が国文明の前途について. 教育時論 1008, 開発社
- 7) 嘉納治五郎 (1918) 講道館柔道修行者の進級昇段の方針を述べて東京仙台両高等学校柔道試合に関する世評に及ぶ. 柔道 4 (6), 柔道会, p.12.
- 8) 嘉納治五郎 (1920a) 柔道家に是非持ってもらいたい精神. 有効の活動 6 (5), 大系 2, p.233.
- 9) 嘉納治五郎 (1920b) 柔道家に是非持ってもらいたい精神. 有効の活動 6 (5), 大系 2, pp.232-233.
- 10) 嘉納治五郎 (1921a) 嘉納館長の弁明. 読売新聞・大正 10 年 3 月 1 日付, 読売新聞社
- 11) 嘉納治五郎 (1921b) サンテル事件の結末. 有効の活動 7 (5), 大系 2, pp.241-243.
- 12) 嘉納治五郎 (1922) 講道館柔道の文化的精神の發揮. 有効の活動 8 (2), 柔道会, pp.5-6.
- 13) 嘉納治五郎 (1925) 柔道試合審判規程の改正について. 講道館文化会, 大系 2, p.438.
- 14) 嘉納治五郎 (1926) 講道館柔道と講道館の使命及び事業に就いて. 作興 5 (3), 講道館文化会, p.5.
- 15) 嘉納治五郎 (1927a) 柔道家としての嘉納治五郎. 作興 6 (3), 大系 10, p.2, p.4.
- 16) 嘉納治五郎 (1927b) 講道館の使命に就いて. 作興 6 (1), 講道館文化会, p.3.
- 17) 嘉納治五郎 (1930a) 道場に於ける形乱取練習の目的を論ず (其の二). 柔道 1 (3), 講道館文化会
- 18) 嘉納治五郎 (1930b) 国民精神の作興と国民身体の訓練との方法に就て. 中等教育 68 号, pp.1-2.
- 19) 嘉納治五郎 (1931a) 全日本柔道選手権大会の経過と全日本中等学校柔道選手権大会の豫想. 柔道 2 (11), 講道館文化会, p.6.
- 20) 嘉納治五郎 (1931b) 講道館の進展. 柔道 2 (2), 講道館文化会, pp.4-5.
- 21) 嘉納治五郎 (1935) 講道館が有志に棒術を練習せしむ

- るに至った理由。柔道6(4), 講道館文化会, pp.2-5.
- 22) 嘉納治五郎(1936)道場における修行者に告ぐ。柔道7(6), 講道館文化会, p.4.
- 23) 嘉納治五郎(1937)柔道の修行者は形の練習に今一層の力を用ひよ。柔道8(4), 講道館文化会, p.2.
- 24) 神山典士(1997)ライオンの夢-コンデ・コマ=前田光世伝-. 小学館, p.100.
- 25) L.K.Migita eds. (2008) "Shobunkan Judo Club, Celebrating 100 Years" (尚武館創立100周年記念資料, 非売品)
- 26) 丸島隆雄(2006) 対プロレス初対決-大正十年サントール事件-. 丸津書房
- 27) 増田俊也(2011) 木村政彦はなぜ力道山を殺さなかったのか. 新潮社
- 28) 望月稔(1973) 柔道と古武道の話-嘉納治五郎先生の考え方-. 柔道新聞・昭和48年2月1日付1面, 日本柔道新聞社
- 29) 村田直樹(2011a) 柔道の国際化-その歴史と課題-. ベースボール・マガジン社
- 30) 村田直樹ら(2011b) 嘉納治五郎が夢見た“完全なる武道体系”-形に秘められた実戦柔道. 月刊・秘伝・12月号, pp.8-34.
- 31) 永木耕介(1999) 嘉納治五郎の柔道観の力点と構造-言説分析によるアプローチから-. 武道学研究32(1): 42-69.
- 32) 永木耕介(2006) 嘉納柔道思想の継承と変容-国際化に伴う「教育的価値」と「競技化促進」の相克-, 筑波大学人間総合科学研究科博士論文
- 33) 永木耕介(2008) 嘉納柔道思想の継承と変容. 風間書房
- 34) 永木耕介(2009) 嘉納治五郎が求めた「武術としての柔道」-柔術との連続性と海外普及-. スポーツ人類学研究, 第10・11合併号, pp.1-17.
- 35) 永木耕介(2011) ヨーロッパにおける柔道普及と「柔道世界連盟」構想. 生誕150周年記念出版委員会編『気概と行動の教育者-嘉納治五郎』. 筑波大学出版会, pp.188-201.
- 36) 永木耕介(2012) 嘉納による柔術のスタンダード化と海外普及. 日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題-嘉納治五郎の成果と今日的課題-, 平成22年度・日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ, 日本体育協会, pp.7-13.
- 37) 永田礼次郎手記, 丸山三造(1950)「柔道世界をいく」所収, p.260.
- 38) 岡部平太(1957) スポーツと禅の話. 不昧堂
- 39) 岡部平太(1952) 柔道新聞・昭和27年8月20日付3面. 日本柔道新聞社
- 40) 坂上康博編著(2010) 海を渡った柔術と柔道-日本武道のダイナミズム. 青弓社
- 41) 浦田不二夫(1964) スポーツ界回顧. ハワイ日本人移民史刊行会編『ハワイ日本人移民史』, 日本出版貿易, pp.512-518.
- 42) 綿谷雪・山田忠史編(1978) 武芸流派大事典. 東京コビイ出版
- 43) 藪耕太郎(2009) 20世紀初頭のアメリカにおける柔術の受容とH.I.ハンコックの柔術観-ハンコックの柔術教本と“The New York Times”を手がかりに-. 体育史研究26, pp.13-26.
- 44) 吉田郁子(2004) 世界にかけた七色の帯-フランス柔道の父・川石酒造之助伝. 駿河台出版社
- 45) 吉田興山(1917) 壮烈なる日独拳闘戦. 柔道3(5), 柔道会, p.71.

6. 嘉納治五郎が理想とした柔道—女性柔道に託したもの—

山口 香（筑波大学大学院）、溝口紀子（静岡文化芸術大学）

6-1 はじめに

今年には第30回オリンピックがロンドンで開催される。奇しくも今年には嘉納が日本選手団を率いて初めてオリンピックに参加（第5回ストックホルム大会1912年）してから100年という記念すべき年である。オリンピックは世界200カ国以上に映像配信され大きな成功を収めている一方で、ドーピング問題などの暗い影も落としている。国際オリンピック委員会（以下IOC）は、勝利至上主義、競技化ばかりが先行し、過剰にクロズアップされることを憂慮し、競技のみならず教育という視点を加えたユースオリンピックを新しく導入し、2010年にはシンガポールで夏季大会、2012年にはインスブルックで冬期大会が開催された。100年前に初めて日本選手団を率いてオリンピックに参加した嘉納は日本のスポーツ・体育の将来とオリンピックをどのように結びつけて考えていたのだろうか。

アジア初のIOC委員である嘉納は、講道館柔道創始者でもある。生前、嘉納は柔道が国際的に普及することに力を尽くす一方でオリンピック競技となることには必ずしも積極的ではなかったという。また、嘉納は女子の柔道については試合を一切禁止した。スポーツには競技としての一面もあるが、心身の健康の保持増進、コミュニティーの醸成など多様な面が存在する。嘉納はスポーツの競技という側面の効用について認識し、だからこそクーベルタンからのIOC委員要請を快諾したものであると思われる。一方で、オリンピックや競技が隆盛することによってスポーツの持つ競技以外の側面が薄れてしまうという危惧もあったのではないだろうか。実際に、近年のスポーツは競技ばかりが強調される傾向が否めず、このことは教育的スポーツを謳っている柔道においても同様である。

翻って、明治初期、まだ女性に参政権があたえられなかった時代に、嘉納治五郎は女性の身体運

動にいち早く取り組み、講道館女子部を設けて女子体育の振興を図った。しかし、「女子柔道の試合について嘉納師範は、勝負になると勝ちたい、負けたくない一心から、とかく無理をするようになるなどの理由から当分の間禁止した」[柳沢、山口、1992: 9]ように男性とは異なる段位規定および試合の禁止を女子部に設けた。

なぜ嘉納は、女子柔道に対し男性とは異なる段位規定を設定し、試合を禁止しなければならなかったのであろうか。本稿では、女子柔道が誕生した当時の社会における柔術・柔道の言説分析をおこない、嘉納が女子柔道に対してどのような価値を見いだしたのかについて検証し、嘉納の柔道論および競技論についての考えを探るものである。

6-2 講道館女子部の誕生

講道館では1893（明治26）年頃から女子の希望者の要望に応え女子柔道の指導が始まった[松下、1978: 108]。講道館に女子が正式に入門を申し込んだのは当時、女子高等師範の学生であった宮川久子が嚆矢とされている。後に、宮川は桜蔭高等女学校の校長を勤めた[松本、1970: 242]。宮川は「教育者には学問はかりてなく、身体の鍛練、とくに精神的な修養が必要である」との理由から嘉納に入門を願い出ていた。さらに嘉納は、女子柔道の指導研究のために1904年（明治37年）病弱であった安田謹子を試験的に指導した。嘉納は医師の健康診断を受けさせ、粥食を食べさせ、鉄亜鈴体操や柔の形を行い、2か月目から受身さらに乱取へと体力の回復に合わせて指導したようである。その結果、翌年の夏には男子とともに富士登山ができるほどになったという。柔道の練習によって健康と体力が回復、増進させた。この成功事例により嘉納は女子柔道の教育的価値と指導法に確信をもった[松下、1978: 109]。

このように明治期の講道館女子柔道は、嘉納の



資料 1. 「五尺八寸の女丈夫」 1912 年 1 月 20 日東京朝日新聞

身近な女性たちを対象に、嘉納の自宅道場や弘文学院の道場を拠点とし、本田在や富田常次郎らを指導者に、1904 年（明治 37）ごろから開始された [乗富, 1972: 10]。

また嘉納は、女子柔道の指導体系として、男子と同様に乱取、形、講義、問答の四つの方法を用いたが、女子の精神的、身体的特性や将来母親になることなどを考慮し、

- 1) 男子以上に基本を正しくまもらせること。
- 2) 形と乱取りとを併行的に指導すること。
- 3) 試合は勝とうとすると基本を崩す恐れがあるから当分取り入れない。

以上 3 点について特に留意し指導を行っていた [松下, 1978: 109]。さらに嘉納は、1923（大正 12）年ごろになると「住込み女子書生」として安田謹子、堀歌子、乗富政子を受け入れ、本田存を女子指導者として本格的に教授させている [乗富, 1972: 10]。1926（大正 15）年 8 月 4 日より二週間、嘉納の家庭道場において講習会を開催した。全国から 12 名の参加者を対象に嘉納自ら指導にあった。同年 11 月 9 日、柴愛子を道場取締、本田存を助教として開運坂道場に女子部を開設し、本格的に女子柔道の指導が始まった [老松, 1970: 164]。女子部道場は、「嘉納の執務する館長室に近い室を充てられ、館長室に出入りする際、女子部道場からの稽古の音が聞こえてくると、ちょっとでも立ち寄ってその指導ぶり、稽古ぶりをみるという風であった。指導者も特に技や稽古のよい者を選んで充て、高段者といえども嘉納の許可なしで女子部道場に入り、稽古することを認めなかった [村田, 1993: 145] 」といわれるように、拡大化する男子柔道に対して講道館女子部は昭和初期に嘉納治五郎の直轄のもとで閉鎖的な空間において展開された。1931（昭和 6）年 9 月 11 日、女

子部にも誓文帳（入門帳）が作成され、五か条の誓文が明記される。女子部の開設当初、女子は入門に際し男子よりも条件が厳しかった。例えば嘉納は女子に関して家柄や出自などを考慮し、入門書式（申請書）のほか、健康診断と戸籍謄本の提出を求めたため、稽古に来るのは嘉納の孫や高等師範学校長の子など上流社会の子女ばかりだったという [山口, 2009: 85]。特に嘉納は、女子の試合を禁止した。嘉納は女子柔道の教授法について次のように述べている。「女子修行者に対してくれぐれも望むところは、あくまでも合理的で決して無理せぬことである。無理は怪我と病気の基、女子柔道に試合とか勝負とか禁じておるのは、勝負や試合になると勝ちたい、負けたくないの一心からとにかく無理をするようになり、又それが原因で病気を引き起こしたり、最悪の場合是一生を台無しにするような不幸を招くこともないとは限らない、そういうことを慮るからである。 [嘉納治五郎伝記編集会, 1964: 464-465]」

それではなぜ嘉納は女性の身体能力について確信がもてず、試合をさせなかったのだろうか。また男女との試合だけでなく、女子同士の試合も禁止したのはなぜだろうか。当時は近代スポーツの芽生えの時期であり、女性の身体能力や特性についても理解が進んでいなかった。さらに女性が競技性の高いスポーツを楽しむことに批判的な人々もあり、そうした見解は当時の雑誌などに多く掲載された。例えば、明治 30 年代、女子の中等教育の発達を背景として雑誌「女学世界」では、女子体育論が一つのブームとなっていた。しかし、ここで論じられていたのは、女子体育のあり方についてというよりも、その前提となる、そもそも女子に体育を行うことを認めるべきかどうかという女子体育の是非についての論争であった [高



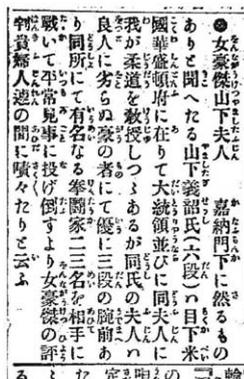
写真1. 1935年8月11日 講道館における女性教員の研修会(溝口所有資料)

橋, 2005: 98]。また言説の中には、「体育を課することによって女子がついには「変性男子」となってしまう」と言い切るものもあった [高橋, 2005: 100]。さらに「女子向けのスポーツ」という表現でどのような競技をどの程度まで行わせることを想定するのかにつき、盛んに議論が行われていた [來田, 2004: 47-48]。

当時の講道館女子部の活動について1935年(昭和10年)8月25日の東京朝日新聞によると、品川女子(東京)、西華女子(大阪)、高坂高女(高知)では正課として行われ、さらに同年8月11日から講道館(小石川)で嘉納師範の講義に加え、半田七段、松岡六段、乗富政子式段が講師となり20名ほどの女学校の女性教員に研修会をおこなったと記述している(写真1)。嘉納は、ほかの女子体育と同様に、「形」と「乱取」を中心に、「女子向けの柔道」として再構築され、女学校への普及活動を展開した。

翻って明治初期、アメリカでは講道館が普及活動を積極的に行っていた。特にホワイトハウスにて山下義韶はセオドア・ルーズベルト大統領夫妻に柔道を教授していた。こうした顕著な功績を取めた山下は後に講道館史上初となる十段を授与されている [Broussら: 2005: 23]。

1904年4月26日読売新聞によると「女豪傑山下夫人」の見出しで、山下義韶夫人の筆子(ふでこ)を紹介している。筆子は実力柔道3段であり、拳闘家2、3人を投げ飛ばしているとの記事が掲載されていた(資料2)。本家講道館女子部では、男女組み合うことが禁止されていたが、記



資料2. 1904年4月26日読売新聞「女豪傑山下夫人」



写真2. ホワイトハウスにおける山下義韶夫婦ら (Brousse氏提供)

事にみられるように山下たちは、アメリカでは男女一緒に活動していた。このことから嘉納は、アメリカでは男女組み合うことを黙認していたのではないだろうか。さらに筆子の活躍はアメリカ上流社会の婦人らに評判となった。山下と筆子は、マーサ・ブロー・ワズワース、ホリー・エルキンス、グレース・デーヴィス・リーなどの名家の夫人とその子供達に柔道を教えた。特にワシントン社交界の花形であったワズワースは稽古場を自らの屋敷内に提供した。そのワズワース夫人の紹介によって山下はセオドア・ルーズベルト大統領の知遇を得ることが出来た [松本ら: 1970] [Svinth: 2001]。

さらに岸愛子(当時18歳)は、1914年7月5



資料3. フィラデルフィア警察の柔術教授、岸愛子の活躍 (1914年7月5日読売新聞)



資料4. 1905年10月シカゴのディグナムズマガジン

日の読売新聞によるとアメリカのフィラデルフィア警察において柔術教授として迎え入れられていた。同所の警官たちは当初女だと思って馬鹿にしかかかったが、歯が立たず敬服しているという。ここでも男女組み合わせることが平然と行われていたことが伺える。また日本人女性が指導者となって柔術をアメリカ警官に教授していたことも当時としては前衛的な出来事であった。さらに1904年5月のニューヨーク紙によるとキャサリン・エルキンス (Katherine Elkins) らなどの裕福で名士の家庭の女性たちが柔術をしているという記述がされていた。加えて1914年3月8日のニューヨー

クタイムズによると、シカゴ市警では、女性警官に柔術を教授していたことが掲載されていた [Svinth, 2001]。このようにアメリカでは上流社会の女性たちや女性警官を中心に柔術は普及していた。

6-3 講道館女子部の昇段

1933年(昭和8)1月18日に小崎甲子が初の女子初段となる。そして1934年(昭和9)1月14日、挙行された恒例の鏡開式において、初めて女子の昇段式が行われた [老松, 1970: 164]。昇段式では試合は行わず、女子部の乗富政子、芥川綾子、森岡康、大磯の4人が「乱取」を行い、乗富、森岡が「精力善用国民体育、極式」、森岡、芥川が「柔の形」の演武を行った。その後昇段式が行われ嘉納は、森岡、芥川らには女子柔道初段、乗富は編入(飛び越し)にて女子式段を授与した。同日、講道館女子部規定、講道館女子部入門規定、講道館女子部段級規則を公表した。その段級規則では「段級の昇進及び編入は講道館師範の認定により行うことができる」 [丸山, 1936: 328-329] とのみ記されており、乗富の式段の編入昇段の経緯についてはこれまで明らかにされていない。

さらに嘉納は講道館女子部段級規則のなかで、「閱歴・功労その他の事由により、講道館師範が適当と認めたるものは、女子柔道有段者として待遇することあるべし、その待遇を受けくるものを女子柔道有段者待遇と称す」として明文化し、1936年(昭和11)2月22日、嘉納の長女綿貫範子、嘉納の五女鷹崎篤子、私立桜蔭女学校の校長の宮川久子、岡田農子、安田謹子、三好ウタノに段ではなく、女子柔道有段者待遇の地位を与えた。このように嘉納は女性に試合を禁止したため昇段試合に代替するシステム、すなわち形や乱取り、推薦をもって昇段できる規定を制定した。「女子柔道は私の理想に最も近い」 [乗富, 1972: 1]、「女子柔道は講道館柔道の真の継承である」 [乗富, 1972: 158] と嘉納が生前述べていたように、嘉納は、勝負に価値をおく柔道に対して、試合を行わなくても昇段できる講道館女子部に理想的柔道を描いたのではないだろうか。嘉納の女子柔道へのまなざしは、従来(男性)の柔道とは異なっていた。その講道館女子部の活動は、決して

男女の区別の枠組みを超えようとするものではなかった。当時、女子大学生であった女子初段の森岡の朝日新聞紙面1935年（昭和10）1月8日付インタビューに見て取れる。

記者：「普通の男位投げ飛ばすことができますか？」

森岡：「さあ、どうぞごませうか。女子の柔道は攻めるより専ら身を護るためです。先生以外の男の方と稽古したことはありませんから、相手をなげれるかどうか分かりませんが、投げられても怪我だけはしない積です。」

記者：「それ位、腕に覚えがあると誰か大の男を投げてやらうといふような気が起こりませんか？」

森岡：「そんなこと決してありません。ただ暗いところを独りで歩いていても大丈夫です。普段の稽古は乱暴な男から攻撃を受けた時に、それを防ぐのを主としております。どうせ女の力で男の力に及びませんから。女の柔道はあくまでも女の柔道で防御専門の武器です。立ち技も寝技もありますが、両方とも防ぐことに重きを置いています。それで女同士が攻め合う仕合といふのはございません。真の相手は乱暴な男です。大抵手刀で打つのです。」

このインタビューではタイトルで「令嬢の柔術」と森岡は講道館女子柔道であったにも関わらず「柔術」という言説を用いて紹介していた。記事では柔道も柔術も弁別されて使用されていなかった。

また、森岡はインタビューのなかで、「どうせ女の力で男の力に及びませんから。女の柔道はあくまでも女の柔道で防御専門の武器です。」と述べているように、柔道での自分の存在は決して男女の区別の枠組みを超えようとするものではないことが読み取れる。谷口〔谷口, 2007: 104〕は、明治から大正のスポーツ場面で、男女を区別する根柢として言説の中で語られてきたものとして次のように提示している。

- ①男女の身体的・心理的な差異
- ②スポーツそれ自体の特質からみた男女差
- ③男女区別すること自体の重要性
- ④欧米／日本／未開国という比較からみた男女の

区別の自明性。

明治期から大正期において、スポーツでは男女の区別が自明視されたように柔道の言説も、男女の区分の妥当性が補完されていった。例えば第9回万国オリンピック・アムステルダム大会女子800メートルで銀メダルを獲得した人見絹枝は、「女子の運動競技の目的はあくまでも母性としての身体を改善するためだ」という言葉でスポーツでの自分の存在は決して男女の区別の枠組みを超えようとするものではないということを表している〔谷口, 2007: 105〕。この例は、明治から大正期のスポーツでの男女の区別がいかに深く浸透していたかを示すものである。もちろん柔道においても同様に男女別にして扱われていたと解釈できる。

しかし嘉納は日本では男女が組み合わせることを禁止する一方で、アメリカにおける講道館の活動では男女が組み合わせることを黙認していたのはなぜだろうか。日本国内では「女子向けの体育」として構築された男女の性差を超えるものではなかった活動を展開してきたのに対し、講道館がアメリカで展開してきた女子柔道の概念は、護身術として男性を投げるといふ男女の性差を超えるアバンギャルドでかつ、上流社会の婦人の嗜み、社交としての活動であった。もちろん当時のアメリカと日本の社会的背景は異なる。特に1925年に治安維持法が制定されていた当時の日本社会は家父長制であり、アメリカで展開してきたような自由な女子柔道の活動では、緊張感を帯びたものになったに違いない。実際、講道館女子部の会員は、身元審査をおこない嘉納の知人などの上流社会の子女を限定していた。それではなぜ嘉納は、女子柔道に上流社会婦人の嗜みとしての活動を展開したかったのであろうか。そこで次章では講道館女子部以外の当時の女子柔道の活動について検証することで嘉納が描いた講道館女子部の概念を明らかにしていきたい。

6-4 明治末から昭和初期の婦人柔道

1903年（明治36）、11月30日付けの東京朝日新聞に「婦人柔道指南家殺害せらる」という見出しで女性柔道家の殺人事件が報告されている（資料5）。殺害された宮本お花は、夫の柔道指南（指導者）の宮本富之助の死後、道場を継ぎ、夫

の婦人柔道の導入にむけて盛り上がりを見せていた時期であったことが伺える。特に東北地方では当時の森秋田県知事が中心となって、山下（講道館）7段を講師に「婦人柔道」の研修を行っていた。

翻って明治の体育学者で、高等女子師範学校、東京女子体操音楽学校の教員を歴任した坪井玄道と可見徳は、1903（明治36）年に共著で抄訳『女子運動法』を発売し、女子向けの「体操」を考案した。嘉納も含め当時の柔道家も坪井たちが再構築した「女子体操」と同じように、柔道の「形」を女子向けの護身術の「形」に再構築することで女子体育の中に採用させることを願った。たとえば大連満州鉄道柔道部の山田行正は1929（昭和4）年『婦人柔道護身術』、日本士道界の田島啓那は、1936（昭和11）年に『家庭警備法と婦人護身術』といった体操、護身術としての女子の柔道の「形」が考案されるようになった。さらに嘉納の死後、二代目講道館館長の南郷の時代に変わり、戦争色が強くなっていくと女子柔道は良妻賢母主義のもと、日本精神や武道精神の修養、女性美や作法、精神修養に役立つと奨励し、試合などの競技スポーツは重視されなかった。南郷は、嘉納が展開してきた従来の「柔の形」や「精力善用国民体育」の普及推進を継承しただけでなく、護身術を目的とした女子向けの「形」として1943年（昭和18）に女子柔道護身法を制定した。

6-5 女性の柔道試合

明治末期から戦前のスポーツは男女別に扱われていた時代にもかかわらず、3章で明らかになったように講道館を除く、柔術・柔道流派においては、女性が男性と試合や乱取りを行っていた。たとえば講道館女子部の乗富政子は、著書『女子柔道指教本』のなかで、次のように述べている。

私が柔道に興味を持ち練習を始めたのは大正14年（1929）のことです。福岡県大牟田市内の町田道場（汲心流）に通い、当時八十才の長寿で大変お元気であった町田一先生の指導を受けたのですが、なにせ数多くの男子の中に唯一人の「女」でしたから、それは奇異な眼で見られていました。しかし当時の私には、それを「恥ずかしい」と考えることより「柔道」をやりたいという希望が強く、夢中で男子に混じって乱取りや、は

ては試合にも参加しておりました。〔乗富、1972: 156-158〕

また小崎甲子（こさきかつこ）は自叙伝『女三郎 83歳宙をとぶ』、および雑誌「近代柔道」において、大日本武徳会に所属し男性と昇段試合をおこない、女性初の有段者として1932年（昭和7）に初段を認められたと語っている〔内藤、1992〕。すなわち武徳会では、男女の性差を考慮することなく昇段試合が行われていた。小崎が所属していた武徳会では、女性を受け入れ男性と乱取り練習を行わせ、さらには男性と同じ条件での昇段の機会を与えた。そして1932年（昭和7）、武徳会大阪支部において、5度目の挑戦となる昇段試合で小崎は男性3人を破り武徳会初段に昇段し女性初の有段者（黒帯）となったのである。小崎の昇段は、男女の性差を超越するものであり、当時のジェンダー概念を覆す快挙であった。さらに1933年（昭和8）武徳会だけでなく講道館からも小崎に女性として初めて段を授与した。当時は講道館女子部において女子の昇段を認めていなかった時期にもかかわらず講道館が段を許可したということは、すなわち嘉納が小崎の功績を認めたということであろう（写真3）。さらに1935年（昭和10）、小崎は女性で初めて大阪天王寺に「清源館道場」を開設し、1939年（昭和14）には女性初の「柔道錬士」となった。

1900年～1930年代の新聞では、「婦人柔道」、



写真3. 1942年（昭和18）小崎甲子、岐阜陸軍病院慰問柔道大会で柔の形を演武 出典：近代柔道 1990年2月号

「女子柔道」、「女流柔道家」という言説が使用されていた。これらの言説は、男女を区別しなければならぬ根拠として深く浸透していた。そして男女区別が何よりも絶対的なものとして受容されていたと解釈できる。さらに「女子柔道」は講道館女子部、「婦人柔道」は地方での柔道と弁別されることで社会階層を自明的なものにした。

また戦前の日本柔道において、講道館女子部では試合すること、男女が組み合わせることを禁止されていた。しかし武徳会や地方では日常的に男女が組み合わせ、試合することが行われていたことが明らかになった。さらに嘉納は武徳会の小崎を講道館初の女性有段者に認定しており、武徳会や地方、海外で展開されていた男女区別がない柔道に対しても理解を示していたと読み取れる。

6-6 嘉納の柔道論と女子柔道

嘉納は、講道館柔道創始にあたり、何を考え、目的としていたのだろうか。創始当時の資料によれば、「この機会に自分が講道館柔道を開いた当初から、殊に明治二十年前後、本当に講道館柔道を完成したときからの方針についてざっと説いておこう。当初から自分は柔道を錬体法、勝負法、修心法に別けて説いていた。錬体法は言い換えれば、体育としての柔道であり、勝負法は武術としての柔道である。修心法は知徳の修養並びに柔道の原理を実生活に応用する研究と実行とである。それ故に、自分の説くところの柔道とはそれによって身体をば理想的に発達せしめ、勝負の法にもすぐれしめ、また知徳を進め、柔道の精神を自分の行いに実現せしめ得ることを期していたのである。」[村田, 2001: 77]とある。要約するならば、柔道修行の目的は「体育・勝負・修心」のバランスの上に人間形成を図り、努力していくことであるということだろう。このような理念を掲げてスタートした講道館柔道だが現実には嘉納の思うようには進まなかったようでもある。「講道館柔道の起こった初めの頃は、毎日自分自ら道場に出てこの意味を以て指導したのだ。もとより自分は当時まだ若年でもあり、精神は今と違ったところはないが、方法等についてはなお未熟であったから、効果の徹底にはあるいは違和感があったであろうが、乱取の指導の仕方は余程その理想に近いもので、今日一般に行われている講道館柔道の仕方と

は余程違ったものであった。」[村田, 2001: 78]この言葉が述べられたのは1927年(昭和2)である。さらに稽古の仕方が崩れた理由について「急に柔道が普及して多数の人が稽古するようになったが為、善い正しい方法で乱取を教える資格を有するものが欠乏したということを挙げ得る。この指導者欠乏のため、結局、修行者中、本当の方法を習わず、互いに振じくり合いをする場合が生じ、講道館創設当初の乱取の仕方が十分に伝わらずに、力と力の振じ合い、本当の方法にかなわない乱取がふえて来たのである。」[村田, 2001: 80]と述懐している。1926年(大正8年)秋の紅白勝負においては「強い者の数が多くなり、殊に抑技と関節技は大分進歩したように思うが、姿勢の悪くなったのと、冴えた技が希にしか見られなくなったことは、退歩したと言わねばならない。」[村田, 2001: 80]と厳しく述べている。理論として、学問として正しくても、そのことを実践していくには、それぞれの者の理解力、力量が必要となる。講道館柔道はある時期から一気に普及し、大衆化し、多くの門下生を抱えるようになる。嘉納自身も学習院、高等師範などの激職にあり、多忙を極め、自ら多くを伝え、導くことは難しかったとも思われる。

柔道が普及していくことで理想と現実が乖離していくことを嘉納が予見していたかどうかはわからない。しかしながら、女子柔道に男子とは別のやり方で取り組んだことは意図的であったのではないかとも思われる。まず、女子の入門に関しては家柄や出自にこだわり、嘉納自身が面接をして受け入れている。女子の柔道普及には女子の指導者が必須であることから、指導者になり得る資質のあるものを厳選したともいえるが、さらに男子では難しかった人数を極端に制限し、自身が目の届く範囲の中で英才教育を施し、柔道の理想を受け継がせたかったのではないだろうか。

女子の試合を禁止したことも、女子の身体的能力、技術の未熟さを慮ったばかりではなく、試合をしない修行の形を示したかったとも考えられる。身体能力や技術の心配であれば、女子同士の乱取りを許したように女子同士の試合に関しては許可しただろう。「女子柔道は私の理想に最も近い」[乗富, 1972: 1]、「女子柔道は講道館柔道の真の継承である」[乗富, 1972: 158]と嘉納は述べて

いる。女子の試合を禁止した理由を「女子修行者に対してくれぐれも望むところは、あくまでも合理的で決して無理せぬことである。無理は怪我と病気の基、女子柔道に試合とか勝負とか禁じておるのは、勝負や試合になると勝ちたい、負けたくないの一心からとにかく無理をするようになり、又それが原因で病気を引き起こしたり、最悪の場合は一生を台無しにするような不幸を招くこともないとは限らない、そういうことを慮るからである。」〔嘉納治五郎伝記編集会、1964: 464-465〕としているが、このことは男子柔道や学校体育に置き換えたとしても通じる考え方である。今年度から始まった中学校武道必修化において柔道の安全性を疑問視する議論が少なくない。報告されている事故の多くは課外活動におけるものが多く、つまりは競技力向上を目指す環境の中で起こっている。柔道が武術としての側面を持つことから、その目的のひとつを「勝負」としているが、女子柔道において危惧した「試合になると勝ちたい、負けたくないの一心から」が現在の柔道に現実の問題として起きていることは、嘉納の示した柔道の修行のあり方から外れてきている可能性を受け止め、変えていく姿勢が必要だろう。

嘉納の発案により1930年（昭和5）に柔道初の全国規模の大会である全日本柔道選士権大会が開かれるが、この際の審判法について「勝負の審判法は、本来一定の法のあるべきものではない。取り決めしだいでどうにでも定められるものである。真剣の勝負ならば実際に殺すか殺されるかして勝負が決するのであるが、柔道の乱取はひとつには真剣勝負の稽古であるが、本当の真剣勝負ではないから危険のないように注意しなければならない。又ひとつには体育の為にするのであるからなるだけ異なった技を用いさせるようにして、身体の各部を練るように仕向けてゆかなければならない。そして又修心の一助ともならなければならないから、勝負をするそうほうの心事如何を一々の場合において斟酌し、技の巧妙拙劣の度合を参考にしてその優劣、即ち勝負の判定をしなければならない」〔村田、1990: 10-11〕としている。試合とは「真剣勝負の稽古」であり、「体育」と「修心」の視点から行い、修行の程度を見届け、反省の機会とする

こととしている。また、勝負させる上での妥当な条件は「力のつり合い」であるとも考え、専門家と一般の部をそれぞれ年齢で分け、8つの区分を設けた。嘉納の考える試合とは、相手を選ばず如何なる相手をも想定した上で臨もうとする「真剣勝負」の視点ではなく、試合を技の競い合いとしたために、同一条件上でのことが前提となった。同一条件上という視点から考えれば1964年（昭和39）東京オリンピックから国際柔道連盟が採用した体重別の規定も同じ発想といえる。日本柔道は「柔道は無差別が原点」が嘉納の考え方であるとの認識を示しているが、稽古においては無差別であっても競技においては「力のつり合い」を考えた区分を設けるというのが、本来嘉納が示した道であったともいえる。

精力善用・自他共栄、正しい柔道、一本を目指す柔道、これらは日本柔道において嘉納の目指す柔道を端的に表現する代表的なものである。また、海外の柔道をjudoと表現し、日本柔道との違いを指摘する者もある。しかしながら、日本柔道にあっても、嘉納の言質を真に読み解き、その理論を正しく継承してきているのだろうか。嘉納が女子柔道に男子とは違う形で指導し、試合を禁止した裏には女子柔道に初心があり、そこに戻る機会を残したのかもしれない。

6-7 おわりに

本稿では女子柔術・柔道が誕生した当時の言説分析をおこない、女子柔術・柔道が社会においてどのように受容されてきたのか、さらに嘉納の女子柔道に対する概念について検討した。戦前の女子柔術・柔道の活動は、これまでの女性スポーツにおける先行研究の論説と同様に、女性の身体能力が科学的に実証されないうえ良妻賢母思想が一般的であった時代、嘉納が女子向けの体育として、試合を禁止し「形」と真剣勝負ではない「乱取り」を中心とした女子柔道を創造したことは自然であるといえる。ところが嘉納は、講道館女子部では女性が男性と組むことや試合を禁止する一方で、講道館女子部以外の地方における武徳会、婦人柔道、さらにアメリカなどでは、女性と男性が組み合うことを黙認していたことが明らかになった。すなわち嘉納は、女性指導者の育成、女性体育の普及、護身術などを目的とした講道館女子

部を展開する一方で、武徳会の小崎を講道館初の女性有段者にし、武徳会や地方、海外で展開されていた男女区別がない柔道に対して理解も示していたと読み取れる。一見すると一貫性がないようにも映るが、嘉納の説いた「精力善用」の善とは目的と言い換えて考えるならば、それぞれの目的が十分に果たされるための方法論の違いであると考えることができる。女子体育としての柔道、その指導者を養成することを主たる目的とした講道館女子部と、地方や海外の女子柔道とは目指す先が違っていたといえるだろう。とくに海外においては国際親善、社交のツールとして柔道を活用していたとも考えられる。

嘉納は「試合は真剣勝負の乱取り」と考えていた。すなわち試合といえども乱取りの延長線上にあるもので、現在私たちが考えるような試合とは違ったイメージを持っていたと推察され、女子に対しても乱取りは認めていたことから、必ずしも試合を禁止したという意図ではなく将来的には「真剣勝負の乱取り」である試合を女子にも描いていたかもしれない。

一方で嘉納の理想とする柔道理論の実践において理想と現実の乖離から、勝負以外に価値をおく女子柔道を意図的に残した可能性が考えられた。

嘉納が女子柔道に残したかったものは、試合のない修行のあり方であり、その先には国民体育の考え方を含んでいたのかもしれない。女子柔道は1978年（昭和53）から日本でも試合が解禁され、一気に競技化が進み、普及した。一方、生涯スポーツという観点から見た場合にはどうであろうか。講道館女子部には試合が解禁される前から修行している女性の指導者が残っており、かなりの高齢であっても「形」「乱取り」をこなしている。翻って競技経験者を見ると、引退後、指導はしても自身が形や乱取りを行うものは少ない。嘉納が危惧したように柔道に限らず競技を追求していけば身体への負担は大きく、年を重ねてその後遺症ともいべき身体の不具合も少なくない。競技化することは、普及には大きな役割を果たす一方で、競技が国民体育や生涯スポーツにつながるとは一概にはいえないということだろう。競技化が加速していくスポーツの先行きに対して嘉納の先見性が、男子柔道に対して試合のない女子柔道を対比させたのかもしれない。

嘉納の女子柔術・柔道に対する嘉納の概念が、嘉納の柔道理論とどのようにつながっていたのかについてはいまだに不明な点も多い。さらに研究を進めていく必要があると考える。

<執筆分担>

山口 香 はじめに、5章、おわりに
溝口紀子 1章、2章、3章、4章

<参考引用文献>

- 1) Brousse. M., 2002, *Le Judo, son histoire, ses success*, Minerva.
- 2) Brousse. M., 2005, *Les racines du judo français. Histoire d'une culture sportive*, Presses Universitaires de Bordeaux.
- 3) Brousse. M., Mastumoto. D., 2005, *Judo in the U.S.: A Century of Dedication*, North Atlantic Book.
- 4) Benfey. C., 2004, *The Great Wave: Gilded Age Misfits, Japanese Eccentrics, and the Opening of Old Japan*, Random House Trade Paperbacks, 239-249.
- 5) Caillois R., 1958, *Les Jeux et Les Hommes*, Edition Gallimard.
- 6) 大日本武徳会, 1908, 『大日本武徳会制定柔術形』.
- 7) 大日本武徳会, 1985, 『武徳誌第一篇第五號 (1906) - 復刻版 -』, 雄松堂出版.
- 8) Hobsbawm. Eric, 1983, *TerenceRanger, TheInventionof Tradition*, Cambridge University Press. (『創られた伝統』前川啓治・梶原景昭訳1992, 紀伊國屋書店)
- 9) 平野健一郎, 2000『国際文化論』東京大学出版会, 飯田貴子, 井谷 恵子, 2004, 『スポーツ・ジェンダー学への招待』赤石書店, 2004年 井上俊, 2004『武道の誕生』吉川弘文館.
- 10) John Tomlinson, 2000, 『グローバリゼーション-文化帝国主義を超えて』青土社
- 11) 川村禎三, 貝瀬輝夫, 二星温子, 1978, 「女子柔道の実態」, 講道館柔道科学研究会紀要第V輯, 講道館.
- 12) 來田享子, 2004, 「近代スポーツの発展とジェンダー」, 飯田貴子・井谷恵子編『スポーツ・ジェンダー学への招待』, 赤石書店.
- 13) 嘉納治五郎伝記編集会, 1964, 『嘉納治五郎』, 講道館.
- 14) 菊 幸一, 仲澤 眞, 清水 論, 松村和則, 2006, 『現代スポーツのパースペクティブ』, 大修館 書店.
- 15) 工藤雷介, 1975, 『秘録. 日本柔道』, 東京スポーツ新聞社.
- 16) 松原隆一郎, 2002, 『思考する格闘技-実戦性・競技性・精神性と変容する現実』廣済堂.
- 17) 松原隆一郎, 2006, 『武道を生きる』, NTT 出版.

- 18) 松本芳三, 1970, 『図説解説』柔道百年の歴史, 講談社.
- 19) 松下三郎, 1978, 「戦後の女子柔道」日本大学文学部人文科学研究所研究紀要.
- 20) 丸山三造, 1936, 『大日本柔道史』, 講道館.
- 21) 村田直樹, 1993, 「開会した女子柔道」, 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明編『現代柔道論』, 138-168.
- 22) 村田直樹, 2001 『嘉納治五郎師範に学ぶ』, ベースボールマガジン社.
- 23) 村田直樹, 1990, 『「全日本柔道選手権大会」における無差別級の起源に関する研究』, 23- (1), 8-16
- 24) 三船久蔵, 1954, 『柔道教典』道と術, 誠文新光社.
- 25) 内藤洋, 1996『女三四郎 83 歳宙をとぶ』エフエー出版.
- 26) 名久井孝義, 2006, 「近代日本におけるスポーツにみる性差と創造に関する基礎的研究」(研究課題番号 155101230) 平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金基盤研究 C 研究成果報告書.
- 27) 中村民雄, 2009, 『今、なぜ武道かー文化と伝統を問う』, 日本武道館.
- 28) Norbert Elias, Eric Dunning, *Quest for Excitement. Sport and Leisure in the Civilizing Process*. Oxford: Blackwell. (大平章訳, 1995『スポーツと文明化 興奮の探求』, 法政大学出版局)
- 29) 乗富政子, 1972, 『女子柔道教本』, 潤泉荘.
- 30) 老松信一, 1966, 『柔道百年』, 時事通信社.
- 31) 坂上康博, 1998, 『権力装置としてのスポーツ』, 講談社.
- 32) 瀬地山角, 1996, 『東アジアの家父長制ージェンダーの比較社会学』, 勁草書房.
- 33) Svinth, J. R, 2001, "The Evolution of Women's Judo, 1900-1945" Journal of Alternative Perspectives.
- 34) 高橋一郎, 2005, 「女性の身体イメージの近代化」大正期のブルマー普及, 萩原美代子・谷口雅子・掛水通子・角田聡美, 『ブルマーの社会史ー女子体育へのまなざし』, 青弓社.
- 35) 多木浩二, 1995, 『スポーツを考えるー身体・資本・ナショナリズム』, ちくま新書.
- 36) 内田隆三, 2007, 『ベースボールの夢: アメリカ人は何をはじめたのか』, 岩波書店.
- 37) 山本礼子, 2003, 『米国対日占領政策と武道教育ー大日本武徳会の興亡』, 学術叢書.
- 38) 吉野耕作, 1997, 『文化ナショナリズムの社会学』, 名古屋大学出版会.
- 39) 上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制ーマルクス主義フェミニズムの地平』, 岩波書店.
- 40) 山口香, 2009, 「女子柔道の歴史と課題」, 日本武道館, 『武道』, 510, 84-91.
- 41) 柳澤久, 山口香, 1992, 『女子柔道』, 大修館書店.

7. 嘉納治五郎の思想と現代社会への連関について — 体育・教育の視点から —

村田直樹（財団法人講道館）

7-1 緒言

拙稿の作業は、

1. 術から道へ
2. 嘉納治五郎の体育観
3. 嘉納治五郎の教育観
4. 現代日本人社会の一側面
5. 嘉納治五郎の思想と現代社会への連関について

等の論考であり、日本体育協会の将来の在り方を構想する上での示唆を得られれば、一定の意義を持つことになろう。

さて嘉納の体育観、教育観と言っても、その全貌を網羅することは容易ではない。故にここで為す作業は、その一側面であることは論を俟たない。

嘉納は鬼籍の人であり、最も有効と思われる直接的取材が出来ない。故に嘉納が遺した文献資料を渉猟し、その中から本テーマに関連すると思われる言論、言辞等を落ち穂拾いの如く集め、解釈し、考察し、或る主張にまとめ上げるとする外ない。

もとよりこれは断片的であり、総合的包括的作業ではない恨みがある。故にも一側面の把握である。

現代社会の把握の方であるが、こちらは主として新聞記事を参考にした。社会を映す窓口としての資料であると勘考したからである。

7-2 術から道へ—原理の発見

講道館柔道を創始して以降、嘉納は常に原理を以って言論を展開した。その原理が精力最善活用、又は精力善用である。

ここでは先ずその原理について捉えておきたい。嘉納の体育観、教育観等の根底をなす論拠として、不動の位置を占めているものと思われるからである。

原理発見の過程とは如何なるものであったのだ

ろうか。

10代半ば、寄宿舎生活時代、身体虚弱の故にしばしばいじめられたという苦い体験に発し、子供心に他者の下風に立たされることをごく嫌った嘉納^{1,2)}は、柔術入門を志すものの、父親の反対に遭い果たせなかった。しかし、東大に入学する頃には許され、晴れて入門を果たす。以後、天神真楊流、起倒流の二流を学んだが、この柔術修行時代に発生した5つの理由により、遂に術から道への止揚に至ったのである。

ここに5つの理由とは、4つの疑問と1つの賞賛である。

- 疑問1. 教えない指導法
- 疑問2. 科学性の貧困
- 疑問3. 古文書の判断に苦しむ
- 疑問4. 柔の理の限界
- 賞賛1. 身心の著しい発達

以下、少しく敷衍してみよう。

1. 教えない指導法—天神真楊流の師福田八之助は、嘉納の問いに答えず、「弟子のお前たちがそんな事を聞いたって分かるものか、ただ数さえ掛ければ良いのだ、掛かって来い」と言って激しく何度も投げつけた。

文明開化の近代を進めて行く時世に在って、このような指導法ではどうだろうか、説明を入れた方が分かり易いのではあるまいかと思った。

2. 科学性の貧困—起倒流の師飯久保恒年の技能を観察している時に感じるものがあり、その感じた処を中心に密かに研究を続け、或る日、師を投げるといふ成果を挙げた。これが認められ、明治16(1883)年、日本伝起倒柔道³⁾の免許状を授けられる。

嘉納は師の技能の観察から、施技の際、

相手の身体の重心を不安定にすること、その結果、姿勢反射的に一瞬身体が硬直すること等を見抜き、「崩し」を発見するのである。科学的知見を持たない修行者はここまで見えず、中々免許状に手が届かなかった。

3. 古文書の判断に苦しむ－天神真楊流と起倒流の二流を学んだ嘉納は、それぞれの技法に顕著な相違のあることを知った。そして柔術を修得する為に、もっと広く知りたかったが、それならば入門しなければならぬ。しかし、既に繁忙の身となっていた嘉納にそれは出来なかった。そこで古文書を買って漁った。古文書に書かれてある技法、心法いずれも各流の主張は一々もっともであったが、折々、どちらが正しいのか判断に苦しんだ。この体験から、攻撃防御の如何なる局面でも通用する普遍的命題（文章）はないかと探究した。
4. 柔の理の限界－柔術の時代、柔能制剛（柔よく剛を制す）、相手の力に逆らわずして勝つという柔の理が、小が大に勝つ技術原理であった。嘉納はこの原理を高く評価した。しかし、攻防全ての局面を説明するには限界のあることを見つけ、攻撃防御の如何なる局面にも通用する普遍的命題（文章）はないかと探究した。
5. 賞賛－幼少期より虚弱⁴⁾であった肉体が筋骨隆々となり、癩癩持ちの性分が我慢の利くようになったことを内観した嘉納は、柔術は、危険な技を検討して技術体系を改編し新しい思想を盛り込めば、殺傷の術から人間形成の道へ止揚出来ると洞察した。

上記の疑問群を解いて行く過程で、柔術の指導や学習には科学的説明を加え、柔の理も包摂する、「心身の力を最も有効に使用する道」という命題（文章）に到達し、ここに術から道への止揚を果たすのである。

研究が進み、やがて、「心身の力」を「精力」とし、「最も有効に使用する」を「最善活用」とし、この二つを合わせて「精力最善活用」とし、更に縮めて「精力善用」とし、これを柔道の定義とした。又「精力善用」を為せば相手を害することなく共栄に至るといふ考えの下に、「自他共栄」

を唱えた。

この道を修行する柔道の正式名称は、日本伝講道館柔道とした。修行目的を、「体育・勝負・修心」とし、これを換言して、「己の完成」「世の補益」とも表現した。

かくして伝統武術に基づく体育法を創始し、「精力善用」「自他共栄」の修心法を首唱し、以って世の為人の為に尽くす人間完成の道を世に問うたのである。

7-3 体育観

嘉納は明言⁵⁾する。「明治15年に私が柔道という言葉を用い始めたのは、後に勝つ為に始めに譲るというような意味ではなく、目的は何であっても、それを遂げようと思えば、その目的遂行の為に最も効力あるように精神と身体力を働かさなければならぬということ、即ち心身の力を最も有効に使用する道という意味であったのである。それを言葉を変えて言えば、精力最善活用、それを一層短く言えば精力善用となる」

この原理を武術に応用すれば色々な形になるとし、「柔道の乱取となり、竹刀を持って練習する撃剣、即ち世に剣道とも称せられている修行にもなる。要するに全て武術の修行は、この原理を攻撃防御に応用したもの⁶⁾」になるのだと説明する。

嘉納はこの考え方で以って、次のように体育論を開陳する。

「かくこの原理が武術に応用されるならば、それが体育に応用されるは当然である。武術の目的は人によって異なるものとは考えられぬが、体育は必ずしもそうではない。そこで先ずその目的を明らかにしておかなければならぬ。

私は、体育とは身体を筋肉的に強くし、生理的に健康にし、又実生活上役に立つように練習し、そしてそういうことをする間に自然と精神の修養が出来るように仕組んだものであるとすべきであると思う。

精神修養は大切なことではあるが、体育の本体ではないから、体育の本体は強・健・用の三者にあるべきであり、それが体育の目的でなければならぬ。

目的がかく定まった以上は、体育の方法は自ら明らかになって来る。即ちその目的を果たす為

に、精力を最善に活用すれば良いのである。これだけが明らかになったから、これからこの原則に基づいて、今日世界各国に行われている体育を批判してみよう⁷⁾」

7-4 体育批判

嘉納は競技運動と体操を例⁸⁾に採り上げて、大要次のように論じる。

(1) 競技運動

競争的で興味を持ち易い。体育を目的として作られたものではない故、筋肉は均斉に発達しないし、競争の為に無理に働かせるから、時に身体に害を及ぼす。種目の選択や練習の仕方に深い考慮を要する。以上の注意を怠らなければ、奨励すべき一種の体育と認めて良い。

こう論じて、「20 幾年の間、競技運動の普及に尽力し、また五輪大会を日本に持って来ることに骨を折ったのは、全くこの長所を認めたからである」と言葉を足している。

(2) 体操

大体生理学や解剖学を基礎として考案したものであるから、身体の不均斉の発達を来したり、内臓を害するというような弊はない。欠陥は、一々の運動に意味がなく副次的利益が無いから、興味が伴わない。学校を卒業した生徒が進んで体操をやっている例は甚だ少ない。続けて行わないようでは、教えた効果は甚だ少ない。

(3) 理想の体育

ではどうすれば良いのだろうか。体操の長所を採り入れ、欠陥を補うようにすればよしとし、差当たりとして2つの考案⁹⁾を、大要次のように提示した。

- 1) 攻撃防御の練習を採り入れた体操。攻撃防御の方法は武術の形でも教えられているが、従来の教え方では、体育ということが考慮されていないから、身体の円満均斉の発達を期することが出来ない。右手を使えば左手も使う、体を前に曲げれば後ろにも反るというふうに、身体各部をなるべく均斉に働かせながら、同時に武術を覚えるという趣向である。これを武術式とも攻防式とも命名するのである。
- 2) 舞踊式とでも言って良からう。四肢、頸、胴の運動によって、色々の思想、感情、天地間

のものの運動を表現する趣向なので、忠君愛国の精神、道徳的感情、高尚なる趣味などを養う目的をもってそれらの意味を表現する舞踊を考案することが出来るのである。そういうものが広く行われることになれば、人生に有効なる目的を果たしながら、体育が出来る訳になるのである。

そして、精力最善活用の原理は、如何に体育にも応用されるものであるかが分かるであろうと主張するのである。

以上をまとめてみると、嘉納は、体育の本体(目的)を強・健・用にあるとし、その具体的視点として2点、具体的方法として2案を示した。

視点1) 身体の円満均斉な発達を図ること⇔身体に害を及ぼさないようにする

視点2) 興味を持たせること⇔長続きしなければ教えた効果が少ない

考案1) 身体各部をなるべく均斉に働かせながら、同時に武術を覚える⇔攻防式

考案2) 四肢、頸、胴の運動によって思想、感情、天地間のものの運動を表現する⇔舞踊式

上記何れも、精力善用の原理から説き起こしている。

7-5 教育観

上述2)舞踊式の文中に、嘉納の人間(日本人)の在り方に対する考え方が垣間見られた。忠君愛国という表現がそれである。

この資料は戦前昭和12(1937)年11月のものである。嘉納は、文明開化の明治期、富国強兵/殖産興業という時代精神を背景に壮年期を送り、大日本帝国憲法、並びに教育勅語の思想圏を往く人であった。西欧の功利主義を学び、科学的合理性を尊びはしたものの、嘉納の精神的態度は、盟友井上哲次郎の次の言葉¹⁰⁾が示唆しているであろう。

「嘉納氏は西洋の学問をやったけれども、やはり東洋の徳教を尊重する精神に勝って居たことが是によっても知り得ると思う」

井上の言う「是」とは、明治40(1907)年から大正7(1918)年迄の12年間、高等師範学校に於いて行われた孔子祭典のことである。嘉納はその委員長を務めた。奈良朝以前(文武帝)から

行われ、徳川時代にも行われたが、明治元年から同 39 (1906) 年迄行われていなかった。

さて、人間、その‘人となり’と教育観とは深い関係にあると思われる。何故ならば、教育とは社会化であり、社会化の成果がその人の在り方や行動の中核部分を成し、在り方や行動はその人の教育観の外在面と思われるからである。故にも人となりと、その人の教育観とは、表裏の関係にあると思われる。

このように考えて、嘉納の人となりを観察してみると、以下の点が指標として挙げられよう。

1. 和魂漢才／洋才の人
2. 祖国愛に生きた人
3. 道を唱えた教育家

少しく敷衍してみよう。

1. は嘉納が 10 代の頃受けた教育を指し、一言で言えば、漢学と英学である。明治人の基本的教養と言えよう。

2. は「愛国心」(「青年修養訓」)の論文があり、又、病床に在ったにもかかわらず、モーニングに着替えて威儀を正し、氷川丸船上、甲板に出て最期の皇居遙拝を果たしたこと、揮毫の、「皇運を扶翼す」「国の為に謀りて家を思わず人の為に尽くして己を顧みず」等、更に次の文言¹³⁾がその指標となろう。

「大会(ストックホルム大会-筆者注)の折にクーベルタン会長にも会って色々話したが、クーベルタン男爵は、オリンピックは教育の理想を示すものだというふうに言われた。そして今後、日本が東洋の盟主となってオリンピック・ムーヴメントに尽力して欲しいとくれぐれも言われた。

私はクーベルタン男爵から頼まれるまでもなく、オリンピック競技を初めて見て、痛く打たれた。各国選手の体格の良いこと、規律正しいこと、礼儀に厚いこと、しかも何れも熱烈な祖国愛を持っているので、これは素晴らしいと考えた」

3. は柔術を柔道へ止揚し、「精力善用」という簡潔な表現を原理とした「合理的思考と行動力の修得」、及び「自他共栄」という理想を目指す「心の修養」を、生涯を通してぶれることなく主

唱した在り方を指す。

柔道とは、人間の行動の根本原則の名前¹²⁾を指し、柔道や体育を始め、人生百般の在り方=教育を説く際の指導原理¹³⁾となった。

7-6 現代日本人社会の断章

嘉納の生きた時代背景は、富国強兵、殖産興業であった。大日本帝国憲法を發布し、政治と軍備、教育と商業等々の充実を図る時代は、まさに官民挙げて坂の上の雲に向かって進む興国の一途であったと言って良いだろう。

しかし、これは鳥瞰的スケッチであり、虫の目で見てみれば、嘉納は慨嘆している。

明治維新当初に於ける欧米文化の輸入については、大体において是認できるとしても、旧来の美風良俗までことごとく放棄するのは遺憾であること、特に若い世代の柔弱、例えば目が悪くないのに眼鏡をかけていたり、病気でもないのに襟巻を着けて得々としている学生の姿などの状況¹⁴⁾である。

「明治維新後間もない時で、旧物破壊、旧習打破の気配が漲っており、泰西の文化を輸入模倣しようとする傾向の盛んな折であった。予は我が国当時の状況から考えて、この気配傾向を大体において是なりと認めたのであるが、しかし玉石を混交して日本旧来の美風良俗をもことごとく併せて棄てることに就いては、もとより遺憾に思った。特に学生の柔弱、例えば近眼でもないのに眼鏡を用い、病気でもないのに襟巻を着けて得々としているという様な気風に対しては、慨嘆せずにはいられなかった。これらの弊風とたたかうために全力を尽くした」

そして注目すべき指摘が続く。

「なお戒心しなければならないことがここにある。この頃(明治 28 年)人が世に処し、事に従う有り様を見ると、その目的とする所は、自己の利益を得るためか、そうでなければ名誉権威を求めることにあって、誠心実意国を思い、道を行う者は甚だ稀である。そのような弊風はひいては学生に及んで、学問をするのは富を得、名を求めるためだと考えるようになり、やがては日常の行為まで目前の小利に眩惑されて永遠の大計を忘れるに至るのだ¹⁵⁾」

これは当時の社会風潮の一面を論難している発

言であり、即ち人生が自己の利益を得るためか名誉権威を求めることを目的としたものとなっていて、誠心誠意国の為めに尽くすとか、人の為に生きるとかいう在り方が稀になったという捉え方である。

拙論はこれを、自分のことしか考えない自己中心的な在り方と表現するのだが（後述）、時代を超えて人の利己性は同じようである。

平成時代の今日、嘉納の生きた時代は遠く去り、時代背景が変わった。最も大きなものとして、国の根幹を規定する憲法が変わった。軍備は解かれ、安全保障を他国に委ねるようになった。その上高度経済成長、バブル期等々を経て、物が豊かになった。そのような時を経た結果、戦後67年を経て日本人社会はどうなったか。深く考えない思考停止状態を来した。思考停止社会の断章を、拙論は次のようにあぶり出す。

1. 軍事タブーの平和惚け
2. 物欲至上の拝金主義
3. 歴史伝統の軽視忘却

少しく敷衍してみよう。

1. について－原爆2発を被弾した敗戦トラウマによる**軍事タブーの平和惚け**

筆者が国防や軍備のことを話題にすると、心理的に人々は退き、構え、積極的には話したがらなくなる。この反応は何故か。その理由は、敗戦トラウマによって軍事的話題はタブーだと、心が奥底で日本人の思考を縛っているからであり、且つ安全保障を外国に委ねて来た結果、享受している安全と平和に慣れ過ぎて当たり前のことと思ひ込み、それ以上考えない思考停止状態¹⁶⁾になってしまったからである。

野口¹⁷⁾は、「大いぐさ（大東亜戦争を指す－筆者注）に負けてこの方、日本国は、日本民族は、『起きてはならぬことは起きぬ。起きてほしくないことは起きぬ』と、安全保障への思考停止を続けて来た。この知的怠慢が、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意』などという、外国人に国運を委ねるおよそ現実味のない、空虚で愚昧な憲法を放置して恥じない国柄を支えている」と論じている。

現在我々は平和を享受し自由を謳歌している。しかし、この平和と自由が如何にしてもたらされ、保たれて来たのか、現代日本人はその点、どれ位思いを致して来ただろうか。殆ど何も思っ来なかったのではないだろうか。それよりも、「水と安全はただだ」と何の論拠も無く勝手に思い込んで生きて来た。これが我々大方の来し方だったのではないだろうか。

かくして戦後67年。我々は国防と安全保障を外国に委ねて貧困脱出に邁進した。朝鮮動乱による特需、高度経済成長等を経て、遂に経済大国となった。ものが豊かになった。

しかし、その邁進の過程で思いやりとか報恩という伝統的モラルを地に墮としめた。ものを豊かにすることだけに邁進した結果、来し方、日本人の間に物欲追求の習性が身についてしまった。物欲は金銭的損得勘定の感覚でもあり、この感覚が骨の髄までしみ込んでしまったのである。損得勘定＝利己的＝自分勝手＝自己中心への道ということである。自己中心現象は脳生理学的にはどのような機序で以って発現するのか何か根拠があろうと思われるが、社会的耐性に於いて欠陥を呈している。親が子を殺し、子が親を殺し、誰かれ見境ない殺人が起り、夫婦間で殺し合いと、連日殺人報道に暇がない。今日の弱点は我慢強さがごく薄らいでいることだ。自己中心＝我が儘＝我慢強さ欠落＝キレやすい＝人間性劣化。この循環である（この循環を断ち切らなくてはならない。さもないければ我が社会はより浅はかな劣等へと推移して行くだろう。何故ならば、現在の自己中心世代が次の時代を作るからである）。

2. について－貧困窮乏からの脱出に邁進した経済一辺倒による**物欲至上の拝金主義**

戦後67年の社会を石原¹⁸⁾は、「物欲至上の生活感」と描写し、佐伯¹⁹⁾は、「金銭的な損得に殆ど人生の関心を集約し」と描写した。前者は、「目先の欲望だけを追い、物欲至上の生活感世代を超えた連帯を疎外してしまい、親子三代で暮らす家庭は激減し、祖先や子孫に対する意識は希薄となった」と論じ、後者は、「自由の上にさらに自由を求め、伝統と権威の破壊を進歩とみなし、ありとあらゆる欲望の解放を是認し、その挙句に倫理も規範も失ってしまった人々の群れこそ

今日の日本人の自画像なのではないだろうか」と続いている。

敗戦後の窮乏から立ち直ろうと、安全保障は同盟国に委ね、経済一辺倒で邁進した我が社会である。庶民は物質的安定を生涯の希望として働いた。貧乏人は麦を食え、所得倍増論等々に象徴される社会が出現した。その結果、社会は物欲至上の拜金主義と化した。

物は豊かになった。しかし、教育は勇気や献身ということさをさほど教えなくなった。その結果、イエスマン²⁰⁾の登場となった。正しいことを意識し、自分の思想を持ったならば、結果として言うべきことは言い、時には出世は勿論、命の危険に代えても自分の思想を通すべきだなどと誰も言わなくなった。

3. ‘国民’ という名称と意識を置き去り、‘個人’ を前面に打ち出した**歴史伝統の軽視忘却**

個人の自由、個人の尊重等々、個人という表現を目立たせているが、個人という抽象的な言い方の前に、「日本の国民」という捉え方がある筈であり、その認識をいつからか何処かへ置いて来てしまった。歴史と伝統の上に描くべき国民としての自画像を、個人という名の無機質なものにしてしまったことで、連帯感を薄めている。

横並び思想がはびこり、左右（他国等）を見て我が道を決めるという式が採られ、先ず以って自国の歴史伝統に鑑みるという縦軸思想が薄らいで来た。等身大や自画像という自身を見つめる眼、即ち歴史伝統を見つめて考えるという視点が等閑視された。

以上をひと言で言うと、思考停止の浮薄な時代の到来である。「自分のことしか考えない人」の目立つ世の中になった。その結果、末端では過去には見受けられなかったほどの自己中心的態度（俗称：自己チュー）や目に余るマナー違反が日常的になった。

- 例 1. 車内や喫茶店で周囲の迷惑も考えず平気で掛ける携帯電話
- 例 2. 衆人環視の下、いけしゃあしゃあと鏡を出して化粧する傍若無人
- 例 3. 犯罪の低年齢化
- 例 4. 無差別殺戮等…

7-7 国士の気概—現代に蘇らせるもの

柔術修行で柔の理を学び、その限界を知って研究を深めた嘉納は、柔の理を精力善用の道へと止揚した。その目的は人材の育成にあり、育成された人材を嘉納は国士と称した。具体的には己を完成し、世を補益する人である。この教育を柔道の修行で果たそうとしたのである。

教育者の道を歩んだ嘉納は、体育・スポーツの振興にも精力を注ぎ、高等師範における体育科の設置はその現れである。又 IOC 委員に就任すると同時に大日本体育協会を創設し、五輪競技運動に後半生を捧げたのもその現れと言える。

講道館を創設し、高等師範に体育科を設置し、大日本体育協会を創設し、IOC 委員として後半生をオリンピック・ムーヴメントに精力を注いだ嘉納の生涯を俯瞰すると、如何にも我が国の体育・スポーツの父と言える。

だが嘉納の活動は、競技選手の育成、競技スポーツの振興、体育教育という枠内にとどまるものではなく、見つめる先は常に人材の育成と社会の存続発展であった。

教育における智育の偏重と道徳の退廃^{21, 22)}を憂え、国際社会に対する国民の啓蒙、民意の向上^{23, 24)}に努めた。国士の行動原理が、「精力善用」「自他共栄」であることは論をまたない。

嘉納治五郎を学んで、現代に生きる我々が心すべき点とは何だろうか。体育・スポーツの視座より論じるならば、それは畢竟、身体運動を通じて世の為人の為に尽くす心の涵養を如何に為し得るかという点であろう。

この視点に基づいた上で設定される身体運動の課題と実践ならば、嘉納の思想に連関しているものとなり、この視点に基づかず、その自覚もない身体運動の実践ならば、たとえ体育・スポーツと称しても、嘉納の提唱する意味内容とは異なったものであろう。

引用文献

- 1) 嘉納治五郎講述筆記「柔道家としての嘉納治五郎 その一」『作興』第6巻第1号、講道館文化会、大正15
- 2) 嘉納治五郎、回顧六十年、嘉納治五郎著作集第三巻、五月書房、p.272、昭和58
- 3) 柔道という名辞が起倒流の免許状に見える。講道館資料館所蔵
- 4) 『作興』第6巻第1号、前掲書

- 5) 嘉納治五郎「柔道の根本義について」『柔道』第8巻第11号, 昭和12
- 6~9) 同上書
- 10) 横山健堂, 嘉納先生伝, 講道館, p.48, 昭和16
- 11) 「改造」第20巻第7号, 改造社, 昭和13 嘉納治五郎大系第8巻所収, p.378, 1988
- 12) 嘉納治五郎, 柔道の根本精神 (遺稿), 大日本柔道史収録, 昭和14 嘉納治五郎大系第1巻所収, p.112, 1987
- 13) 嘉納治五郎「柔道神髓」『柔道』第8巻第11号, 昭和12 嘉納治五郎大系第1巻所収, p.67, 1988
- 14) 嘉納先生伝記編纂会, 「嘉納治五郎」, 講道館, p.120, 昭和39
- 15) 前掲書
- 16) 加地伸行, 同胞の視点で「沖繩」に向き合う, 産経新聞, 平成22年8月11日
- 17) 野口裕之, 産経新聞, 平成23年12月5日
- 18) 石原慎太郎, 日本よー日本は立ち上がれるか, 産経新聞, 平成22年4月5日
- 19) 佐伯啓思, 日の蔭りの中でー戦死者を思い出す, 産経新聞, 平成22年8月15日
- 20) 曾野綾子, 「イエスマンの国」ー小さな親切, 大きなお世話, 曾野綾子, 産経新聞, 平成23年12月23日
- 21) 嘉納治五郎「我が国の徳育の現状を解剖して有志の研究を促す」『道徳教育』第一巻, 道徳教育協会, 復刻版, 平成11
- 22) 嘉納治五郎「何ゆえに道徳教育協会の会長を引き受けたか」『作興』, 講道館文化会, 昭和7
- 23) 嘉納治五郎「今回の日支紛争を一転機として国民の覚醒を促す」『作興』, 講道館文化会, 昭和7
- 24) 嘉納治五郎「米国における日系米国人に何を説いたか」『作興』, 講道館文化会, 昭和7

おわりに：2年次の研究成果と3年次に向けて残された課題

菊 幸一（筑波大学）

1. 2年次の研究成果

2年次の研究目的は、本報告書の「はじめに」で述べた通り、大きく以下の4つの問いによって構成されていた。

- 1) 嘉納治五郎や大日本体育協会は、オリンピックに向けた競技力向上と国民体育振興との関係をどのような理念や思想の下にとらえ、この2つのベクトルをどのように具体的に推進しようとしたのか。
- 2) そのもとになった嘉納の「体育」概念とはどのようなものであったのか。
- 3) また、「体育」概念との関連も含め嘉納の「柔道」概念にみられる国際化（インターナショナリズム）と女子柔道にみられる伝統回帰（ローカリズム）にはどのような意味や価値があったのか。
- 4) 現代社会の世相に関連した嘉納の体育・教育思想の意義や課題とは何か。

以下、4つの目的に沿った各論文の成果をまとめると次のようになろう。

(1) 競技力向上と国民体育振興との関係

まず、第1の問いに関連して、真田論文は2011年3月11日に東日本大震災という未曾有の災害を経験した我が国の今日的課題を想定しながら、そのような状況のなかで、なおスポーツは何を為し得るのかを1923年に発生した関東大震災とその後の嘉納治五郎、及び大日本体育協会の復興の取り組みから考察しようとする。結論から言えば、この震災にもかかわらず、むしろこれを契機として、スポーツの発展によって疲弊した社会を復興することができるとの信念のもとに、嘉納は全日本選手権大会を開催し、オリンピック競技会（パリ大会）に代表選手を派遣するとともに、大震災後の東京市にスポーツ公園を建設することによって一般庶民のスポーツ普及に尽力したという。また、関東大震災から6年半後の1930年に開催された東京帝都復興祭では、帝都復興体育大

会が開催され、そのイメージは文化的な行事や生徒児童・大学生、あるいは一般社会人も参加したスポーツの祭典という意味合いに近く、いわば戦後の国民体育大会的な様相を呈していたとも述べる。まさに「災いを転じて福とせよ」という嘉納の考え方が具体化されたスポーツ・ムーブメントであったと言えよう。そして、いわゆる競技運動（競技スポーツ）を担う選手は、国民体育の振興においてもそのモデルとならなければならないと考え、次のように述べる。すなわち、「全国から選出された所の優秀なる者願はくは学校の成績の悪い者が仮に幾ら早く駆けても之は採らない、学校の成績も優れ、競技にも優れた者を表彰するという云ふ事にすれば、国民の体育と云ふものは此一つの中心点に引きつけられて益々発達し其選手は全国に於て最も優秀な体力を有って居る者は誰それであると云ふように非常な名誉である」と。「此れ一つの中心点」に引きつけられる競技力向上と国民体育振興を実現する（発達させる）のは、文武両道というよりは文の上に武を備えた一道に秀でた（中心点を持った）選手、すなわちアスリートしかなく、その育成こそが名誉を伴う社会的尊敬の対象として支持されるということなのであろう。真田論文では、震災翌年に開催されたオリンピック・パリ大会への選手派遣の英断が、その後の織田幹雄に代表される陸上競技の活躍や水泳の金メダルラッシュを生んだ基盤であると評価しているが、その根底には、嘉納の言説にみられるように大日本体育協会がどのようなアスリートを育成することによって国民体育とのつながり（中心点）を持つとしたのかの確固たる体育思想が存在していたのである。

それでは、1940年第12回オリンピック東京大会招致とその組織体制づくりをめぐる、このような体育思想はどのように顕現されたのか。これに応えようとしたのが、田原論文である。田原氏は、まず設立時の大日本体育協会規約に対する読

み取りから、本協会が日本からオリンピック大会に参加するための派遣母体機能を持ちつつも、協会の目的は設立当初から「国民の体育を奨励すること」に一元化されていたとみる。その証左として、第12回オリンピックを東京で開催するにあたり、組織委員会が文部省（後に厚生省）、東京市、体育協会の三者のバランスを常に配慮した結果、ややもするとその跡地（レガシー）利用も含め国家的な政治的思惑が働くこと（例えば、後施設の軍事的転用など）に対して、嘉納をはじめ協会関係者が、あくまでオリンピックを契機とした日本のスポーツ界の発展に向けた、1) 組織のあり方、2) オリンピックと国民体育の振興、3) スポーツ界のビジョン構築、を問題としていたことを挙げる。例えば、嘉納は「将来も永く国民体育の事に当たらねばならぬ体育協会の如きは競技運動、選手養成以外の国民全体の体育に就いて大いに研究と実行をなすべきであろう」と述べ、大会準備以外の国民体育増進の方針なども進めるべきことを強調する。それは、特にオリンピック競技種目の選定にあたって（日本側が）「向ふで同意しないやうな変革はなすべきでない」と述べていることから、精力善用の「善く用いる」ことこの精神が、オリンピック大会開催に対してもあくまで日本の国民体育振興の立場からは是々非々で論じられるべきであるとの考えを示したことから理解されよう。また、当時体育協会理事で前名誉主事であった郷隆が体育協会主導での組織委員会の運営を主張しつつ、オリンピック大会の内面的活用、すなわちオリンピックを契機とした日本スポーツ界のビジョン構築の重要性を意識していたことは、今日もなお日本体育協会やJOCに課せられた大きな課題と言えるであろう。

しかしながら、戦時色が色濃くなる国際情勢のなかで、結果的に第12回オリンピック東京大会は中止を余儀なくされた。つまり、この事態には嘉納や協会関係者に代表される体育・スポーツ界の思惑とは異なるところで、オリンピック開催が抱える外在的で、構造的な社会要因を探る必要性が示されている。清水論文は、その意味で「なぜオリンピックを東京に招致しようとするのか」という問いから、オリンピックと都市東京をめぐる<1940年-1964年-2016年>の社会的思惑と国家的課題を考えようとする。彼によれば、そこ

には時代を貫く<オリンピック-都市東京-国家日本>をめぐる共通の社会的課題が垣間見えるという。例えば、1940年開催は皇紀2600年がもつ政治的意味から国家的イベントとして位置付けられること、したがって招致や開催にあたっての日本側のそのような政治的動き（言わば、ナショナリズム）に対するNGOとしてのIOCの不快感が高まったことなどが指摘されている。このような状況のなかで嘉納をはじめとする体育協会関係者は、彼らが理想とする「優良なる日本国民」の形成やオリンピックを当初から「国家」的事業として位置づけることをめざす発言をしている。このことが、彼らの意図せざる結果として、あるいはその意図とはむしろ対立的な意味で、国内政治の軍事的動向や国際紛争の渦に巻き込まれていく結果を将来的に招くことになったと考えるのは行き過ぎであろうか。その限界がどこにあったのかを考えることは、オリンピック開催を通じて、あるいはそれに基づく競技力向上を通じて国民スポーツ振興をリードする日本体育協会の今後のあり方をビジョン化する上で重要な課題になってくるのではないだろうか。その後の戦後日本復興のシンボルとして開催された1964年東京開催が首都東京の一極集中を促すハイテク・インフラ網整備を確立したこと、2016年招致の政治的思惑が首都東京の行き詰まった都市機能の再開発・再整備計画にあったことはよく知られていることであろう。ここには時代を超えて、日本人にとってのオリンピックが、スポーツとの関係でとらえられる純粋なスポーツ思想を国民とともに鍛え、育成し、分かち合ってきた過程として、結果として招致され、開催されてきたわけではなく、常にスポーツ界の外側からのエネルギーに半ば翻弄される形で導かれてきたことが読み取れるであろう。その結果が、2020年東京招致に対する賛成率の低さの一要因となっているのかもしれない。その意味では、1940年開催予定であった幻の東京オリンピックをめぐる嘉納や大日本体育協会関係者のイニシアティブは、現在のそれよりはかなり強く発揮されていたと評価されるであろう（前述の田原論文も参照）。しかし、それでもなお、彼らが理想とした国民体育振興への主体的エネルギーは、結果的には十分に発揮することができなかった。清水論文は、その内在的、外在的要因がどこ

にあるのかを明らかにすることは、今日もなお歴史的課題として残っているということを示唆しているのである。彼が論文末尾で指摘しているように。「私たちがスポーツを自分のものとして生きようとするとき、オリンピックを開催する歓喜や快樂よりも、からだどころのトータルなバランスを保つための術として捉え、地域社会と環境のなかで共生し、平和を実感させてくれる文化財のひとつであることを体感する営みを持続的に生み出していくことが重要」なのである。

そのような課題を克服する内発的なスポーツ界のエネルギーを確固としたスポーツ思想に結実させていくためには、さらに嘉納治五郎の「体育」概念や「柔道」概念を明らかにしつつ、その可能性と限界を冷静に議論する必要がある。

(2) 嘉納治五郎の「体育」概念

友添論文では、嘉納の「体育」概念がスペンサーの三育教育における体育（身体的訓練）概念に影響されつつ「近代という時代の中でいわゆる国民国家（Nation State）の成立には国民の身体の形成が何にもまして重要である」との考え方から構成されていたのではないかと指摘する。その結果、日本という国民国家形成には対外的に劣らない身体の強健さが必要であり、これを実現するのが「体育」であるとの認識に立つ。したがって、対国家との関係から体育をとらえることによって「国民」体育をどのように普及・振興するのか、そのための精力善用、すなわち効率的・効果的な身体の用い方や方法、内容の工夫が行われるべきであると考えた。このような身体のバランスのとれた育成をめざす体育の内容と方法は、しかしながら、国民の側にとってまったく無意味な、面白味のない運動である「体操」や、逆に興味を生起させる長所はあるもののそれだけ運動が偏って身体の均整な発達に適さない「競技運動」によっては成立しない。嘉納にとって理想的な体育とは、「心身最有効使用道」であり、それは広義の「柔道」を意味するものであった。それを具体化したのが、「精力善用国民体育」である。この体育の目的は日本という近代国家を形成する国民の、その一員としての人格形成であり、それを実用本位の体育（攻防式国民体育）と興味本位の体育（表現式国民体育）とに分け、いずれも精神修養と一体化しながらその目的を達成すると考えられた。

このような体育の目的は、嘉納が当初考えていたようにコインの表の機能として各自の身体形成とそれぞれの人生の目的への適合を実現していくことにつながるであろうが、それと同時にそれはコインの裏の機能として、友添氏が述べるように「国体擁護、力の充実、融和協調という当時の深刻化する時局が求める三大精神を涵養し」た教育的営みであったこともまた事実であろう。

したがって、嘉納は大日本体育協会を「競技連合」として改組・名称変更する案が持ち上がったとき、これに断固反対したという。それは、彼の「体育」概念に体育を通しての人格的完成を得た強い個人こそが「無用の争いに力を消耗することを避けて、人々相互に融和協調する」国家や世界を創るとの教育的営為の意味が込められていたからであった。しかし、その教育的営為が嘉納のプラグマティックな生き方と相まって、その理念とは別に意図せざる国家の政治的利用を容易にする結果をもたらしたことも考えておかなければならない。その点、友添論文では「戦争へと走り出した時局を前に、あの嘉納さえもが明治、大正のどの時代よりもナショナリスティックに変わりつつあることを…（中略）…感じざるを得ない」と述べられている。嘉納の「体育」概念の今日的課題として、友添氏が述べるように「競技運動を文化として捉え、競技運動そのものの追求やその喜びを享受すべきという、いわゆる『スポーツそれ自体の教育』という発想はなかったと考えられる」ところに、彼の「体育」概念を超えて、グローバル社会における体育やスポーツのあり方を改めて「スポーツ」の概念から考えるヒントが含まれているように思われる。

(3) 嘉納治五郎の「柔道」概念からみた国際化（インター・ナショナリズム）と女性柔道のとらえ方

これまで友添論文が指摘してきた体育＝広義の柔道、に対して、従来の武術から発展した「柔道」概念は狭義の柔道としてとらえることが可能となる。永木論文では、嘉納が当初から唱えてきた柔道の価値、すなわち「体育・武術（勝負）・修身」の3つの目標のうち、彼の勝負観における武術性に注目する。すなわち、これまでの通説では「嘉納が柔道をスポーツ化した」と考えられてきたが、あくまで「柔道を普及させるために一部

を競技化した（にすぎない）」のであり、彼の柔道における真のねらいは彼の实用主義に由来するその格闘技としての実用性、すなわち武術性にあるというのである。これは、日本における「民族文化（ethnic culture）としての柔道」が追求されたことを意味するという。これに対して、競技運動化＝スポーツ化していく柔道の勝負はインター・ナショナルな受容と相まって、その真剣な武術性の追求とリアルな暴力の制御から離れていく。結果として、スポーツ化した柔道はゲームにおける勝負の結果のみを求め、彼が考える体育としての身体の強化や調和的発達を阻害し、修身としての智・徳・社会生活への応用力の養成につながらない墮落したものに変質していくのである。これまでの常識的見方からすれば、武術から武道へ、そして柔術から柔道への歩みは、暴力的な武術から非暴力化した柔道への単線的な近代化ととらえられてきたが、嘉納によれば柔道の勝負についてあくまでゲームという安全なフレームのなかで競われるものはその一部であって、現実の、実際の生活における暴力をいかに安全に、効率的・効果的に制御するのがその本質なのであり、そのことに価値が置かれていたことになる。これは一見、武術性＝暴力性の追求に逆戻りする考え方も受けとめられるが、むしろそのような真剣な暴力性を「想定する」ことによって、そのリアリティへの自覚が逆にそのリスクを回避するさまざまな合理的工夫としての「柔道」を成立させているのだという「柔道」観につながっていくように思われる。その意味では、今日、学校体育における武道の必修化によって問題視されるようになった柔道事故の発生率の高さは、そのスポーツ化を追求してきたこれまでの柔道がその武術的性格を忘れ、スポーツ化（＝安全な競技運動）の名のもとにその本来の暴力性に対して鈍感になってきた結果としてとらえることができるのかもしれない。また、永木論文によれば、柔道のインター・ナショナル化は、すでに完成された柔道という日本のナショナルなスポーツの普及・伝播というよりは、むしろその本質として性格づけられる武術性をもった柔術として受容され、各国で柔道化していったものにとらえられている。いずれにせよ、こうしたことから嘉納は柔道の競技スポーツ的要素をもつ「乱取・試合」に対して、先にみた

広義の柔道＝体育としての柔道、の性格に結びつけて、海外に在留する日本人を含め誰でもがその武術性にふれることができる形＝「精力善用国民体育」の形を考案することになる。永木論文によれば、嘉納のなかで統一的な柔道の姿としてのとらえられていたこの2つの要素は、しかし当時の大衆やこれまでの人々にとっても、もはや別物のイメージとして受けとめられ、後者の武術性はますます希薄化していくことになった。そのこと自体がどのような社会の見方によって促進されたのか、またそれは今後の社会にとってどのような文化として再生可能なのか。今般の形の重視傾向と相まって、その「文化的再生（cultural remembering）」の意味と価値をさらに追及していく必要があるというのが永木氏の主張である。

山口・溝口論文では、友添論文と永木論文で取り上げられていた「精力善用国民体育」の形が講道館女子部に積極的に取り入れられ、嘉納が女子柔道に対して試合を禁止したり、海外では試合を一部許容したりした意味が論じられている。本報告の第1報でも述べたが、女性に対してことさら男性と同様の試合を禁じたこと自体を指して、今日のジェンダー論から女性に対する差別的扱いを批判することは比較的容易なことであろう。実際のところ、欧米に比べて女性の国内試合の解禁が遅れた日本女子柔道の競技力は、当初その立ち遅れを余儀なくされたこともまた事実であった。その立ち遅れを世界水準に回復するフロンティア的役割を果たしたのが、本論文執筆者の一人である山口香氏であることは未だ記憶に新しいところでもある。しかし、当の山口・溝口論文では、嘉納の意図としてスポーツ化し、インター・ナショナル化した柔道が次第に彼の体育的・教育的理想から離れていくことから、むしろ積極的に彼の理想の柔道を追求する場が女性を対象とした柔道であり、精力善用国民体育の形の導入であったと考えられている。友添論文との関連で言えば、その導入は国民体育振興の中核をなす「体育」概念を実践化したものであり、永木論文との関連で言えば、嘉納がもっともその「柔道」概念において重視した武術性の汎用化をねらったその攻防の追求としての形を表わしたものということができよう。一方で地方や海外での女性の試合を許容する嘉納の態度は、一見したところ一貫性を欠いてい

るようにもみえるが、永木論文によれば柔道の武術性の延長線上においてこれを理解することは可能であろうし、また山口・溝口論文が指摘するように「精力善用」に込められた各目的に応じた「善」なるものの価値追求のため、さまざまな方法が許容されたと考えれば納得のいくところではある。いずれにしても、今日の女性柔道の隆盛を生涯スポーツの観点からみれば、競技スポーツとしての柔道の実践がそれに結びつかず、むしろ形や乱取りの範囲で柔道に取り組んできた高齢の女性柔道家にその継続的実践者が多いことは、けだし嘉納の先見性と言えるのかもしれない。ここでも、女性の歴史的な柔道実践を通じた身体性の意味や価値が、今後さらに問われる必要があるように思われる。

(4) 現代社会の世相に関連した嘉納の体育・教育思想

村田論文では、これまで本報告で各氏が論じてきた嘉納の柔道観、体育観、教育観をさらにわかりやすく総括するとともに、それらの思想に基づいたかなり痛烈な現代日本社会に対する批判が展開されている。特に、嘉納が明治時代の人々の利己的な生き方を論難したように、村田氏も現代社会の世相を、1) 軍事タブーの平和惚け、2) 物欲至上の拝金主義、3) 歴史的伝統の軽視忘却、の3つの観点から論難している。嘉納の思想や理想に精通する村田氏ならではの現代社会における世相批判はそれとして、ここでは現代に生きる我々世代が常に次世代に責任を持って何を継承し残すのかが問われていること、すなわち「自他共栄」は同時代的な自空間（例えば国家や地域など）と他空間との関係を指しているばかりでなく、歴史的な世代継承としての時間的關係性においても考えられなければならないということが指摘されているように思われる。本研究の全体的な課題も、嘉納治五郎の成果と課題をどのように現在から次世代に継承していくのかを問うものであり、その意味では我々研究者自身の解釈や認識の仕方（フレーム）がさらに問われなければならない。また、これからの社会において重要なことは、個々人が自らの思想を自覚し形成していくことである。その意味では、身体やスポーツ、あるいは体育を通じてどのような思想が自覚され、それはどのような可能性と限界をもったのかを断定的に

はなく、歴史相対的な観点から自由に論じていく必要があるように思われる。そして、嘉納の時代における「国民国家主義（ナショナリズム）」と国際主義（インター・ナショナリズム）との関係からみた彼の成果と限界、および課題を冷静に分析しつつ、今日的なグローバリズムの時代にその文脈がどのように応用されたり、批判されたりするのかを明らかにする必要がある。それこそが、嘉納の生きた時代を「鳥の目」で俯瞰することが可能な、後世に生きる我々の特権であり、また次世代へその経験や見方をどのようにバトンタッチすべきかを考えられる我々の責任でもあるだろう。

また、村田氏は教育的観点から、「嘉納が見つめる先は常に人材の育成と社会の存続発展であった」述べる。そして、嘉納を学んで現代に生きる我々が「体育・スポーツの視座」からこれを論じるとすれば「身体運動を通じて世の為人の為に尽くす心の涵養を如何に為し得るか」という点であると指摘されている。もとより、この点に異論を差し挟むものではないが、ここでは大衆と呼ばれる一人ひとりにおける「身体運動」の文化的な意味や価値の享受のあり方が問われているとも考えられ、そのためには嘉納の体育・教育思想も含めた従来の教育的観点それ自体を相対化し、脱構築していく自由なスポーツ享受のあり方と身体的意味が知的にも感性的にも、あるいはそれらを統合した形で問われているように思われる。ここでは、「今日的」課題のとらえ方が教育論的に論じられると同時に、あるいはそれ以上に文化論的に論じられる必要性が求められているように思われる。

2. 3年次に向けて残された課題

これまで本研究の2年次における成果を概観してきたが、2年次の目的でも述べたように、今回の研究成果は各論者の研究関心が4つの観点からまとめられ、各サブテーマの関連性が浮き彫りにされると同時に、その関連性から新たな研究課題が導かれることになった。したがって、計4回のミーティングを経たとはいえ、本研究報告書の冒頭で示した「日本体育協会創成期以降における嘉納治五郎の成果から、体育・スポーツの今日的課題を考える」というテーマにどれだけ接近し、こ

れを解明することにつながったのかは、さらに3年次に向けた残された課題として検討されなければならぬ。

とりわけ、3年次においては、2011年7月に日本体育協会・日本オリンピック委員会がその100周年記念事業において出された「スポーツ宣言日本」の、以下、3つのグローバル課題との関係から1、2年次の本研究成果を整理し照会することによって、それらの課題を推進していくさらなる具体的な考え方や方向性を提示することが全体の課題となる。

1) スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

2) スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しさを広げ深める。この素朴な身体的諸経験は、人間に内在する共感の能力を育み、

環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸経験の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

3) スポーツは、その基本的価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を素直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

また、今後の日本体育協会と日本オリンピック委員会における共通の目的や組織編成のあり方、あるいはそれに伴う日本の統括的スポーツ組織にふさわしい名称のあり方等について、大日本体育協会創成期における嘉納治五郎の成果と課題を今日的課題に引き寄せながら整理し、さらに検討を深める基礎資料を提供したいと考えている。

資料 会議記録

平成23年度 第1回会議記録

日時：平成23年7月28日（木）

15：00～17：30

場所：岸記念体育会館 理事監事室

出席者：菊班長、真田班員、清水班員、田原班員、友添班員、永木班員、村田班員、伊藤室長、森丘主任研究員（記録者）

菊班長より、昨年度の報告書とスポーツ宣言日本をもとに今年度活動のアウトラインが提示された後、各班員の今年度の課題（テーマ）について討議した。

<真田班員より>

嘉納が「高度化」と「大衆化」をどう捉えていたのかについて深めてみたい。両方を考えていたことは趣意書をもても明白だが、現実的な評価も必要である。関連して、大学体育会の集まりとして始まった大日本体育協会が、競技団体の集合体へと変容しつつある中で「体育→スポーツ」への名称変更に対抗したことの意味についても検討したい。また、関東大震災（1923年）の直後から震災の3ヶ月後の東京での日本選手権開催、翌年の五輪選手派遣、東京に建設する新しい公園への競技場併設など、復興に向けてスポーツに関連した様々な提言を行っていることに注目しつつ、「大衆化」と「高度化」のバランスについて歴史的資料を紐解きつつ再検証したい。

(議論)

- ・人間が大きなダメージを受けた状態から立ち上がることにスポーツを活かすというのは、今日的にも大きな意味を持つ。
- ・1930年には、復興計画によって作られた競技場を使って帝都復興体育大会（東京市）を開催している。戦前の日本人は、スポーツを復興の証と考えていたのではないのか。
- ・嘉納にとっての「スポーツイベント」とは何なのか。今日はメダル獲得や成績に関心を向けやすいが、嘉納の言動や行動にはそれらを越えたメッセージ性が感じられる。
- ・軍備を縮小して経済に回すべき、政策転換して近隣諸国に自他共栄で臨むべきなど、当時の政治に対する批判的メッセージまで出している。スポーツイベントを通して、自身の理念を世界に広めようとする戦略があったと思われる。
- ・嘉納が仕掛ける「競技会」には、「選手権」という発想ではなく、一過性で終わらせるのではなく、「大衆化」に向けた教育的発想が垣間見える。
- ・そこでいう「教育」とは何か、それがこの議論の核心だろう。
- ・嘉納は「励まし（encourage）」という言葉を繰り返し用いている。「高度化」というよりも「国民体育」にむけて国民を励ますことを第一義として、競技会を考えていたのではないか。さらに広く世界市民を励ますための「体育」を考えたときに、五輪の存在意義も立ち現れてくると思われる。嘉納にとって競技は「手段」であり、目的は「国民体育（スポーツ振興）」にあったと思われる。
- ・そもそも嘉納は「高度化」と「大衆化」を分けて考えてなかったのではないか。
- ・それは嘉納の教育観に収斂してくる。「励まし（encourage）」を究極の目的とすれば「高度化」はおろか「大衆化」ですら手段・方法であったといえるかもしれない。嘉納のスポーツは、個人が自律することを「励ます」ための方法論としての手段的な性格が強い。あくまでも教育のカテゴリーの中でのスポーツと思われる。
- ・スポーツを指していると思われる「運動遊戯」に対しては肯定的という文脈もある。「スポーツ」という言葉を用いることに否定的だった理

由は、それほど単純ではないと思われる。

- ・嘉納は、教育という範疇を超えて「スポーツ」それ自体を、純粋な楽しみ事として肯定したのだろうか。そう読み取れるテキストもあるが、昭和の初めですら「スポーツ」という言葉を用いていない。高等師範のトップを初めとして様々な要職にあった嘉納は、スポーツという言葉容易に使えるポジションにはいなかったはずである。それで「スポーツ」を「国民体育」という言葉に置き換えたのではないか。
- ・「運動遊戯は青少年が興味を持つからよい」というのは、あくまでも体育の入り口としてのスポーツを許すというニュアンスか。嘉納が考える教育的徳目を壊すようなエネルギーを持ったものを警戒している雰囲気もある。
- ・日本では、スポーツは教育的な意味合いが強いが、外国人にはそういう感覚はほとんどなく、我々のもつ「祭り」のイメージに近い。日本人のアイデンティティの中では、スポーツが教育化されている。
- ・「競技運動」という言葉が使われているものもあるが、これについては「身体を損なう」などどちらかというとネガティブな表現が少なからずある。
- ・側近が「スポーツ化する」と反対した海外レスラーとの対外試合などについては、むしろ奨励していたということもある。柔道が国内に広まったのも警視庁との対外試合が契機となった。そういうイベントに対しては比較的肯定的だった。
- ・教育の範疇を超えてでも、柔道を普及させることを優先したのではないか。
- ・武術である以上、何が強いのかをテストすることは、技術の発展に繋がるので許容していただろうか。ただ、それをもって興行（金儲け）とするということは許さなかったようだ。

<永木班員より>

嘉納が作った柔道というナショナルスタンダードは、海外の日本人柔術家にも影響を与え、国際化（グローバルスタンダード）へと繋がっていくが、晩年はその競技・スポーツ化の流れの中で日本文化（ローカリズム）として留めおくことに苦慮・葛藤していたふしもある。関連して、嘉納の

五輪（西洋）の捉え方およびその評価を検討することは、嘉納の「柔道観」「体育観」に迫る視点にもなると思われる。

<田原班員より>

1940年の幻の東京五輪の大会像を形成していく過程で、国内でも様々な対立がある。例えば、イギリス文化の影響を受けた副島道正は「欧州のスポーツイベント」としての開催を主張したのに対して、嘉納が日本の力を結集した「国家的イベント」としての開催にこだわったことをみても、その根底には「国民体育」があるように思われる。嘉納は、「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」という二元論を超えて、両者が繋がっていることの見せ場としての東京五輪を構想していたのではないか。大日本体育協会の設立も、結果的に大学関係者が集った民の立場でスタートしているが、もとは文部省（国）にアプローチしていたことから、国民国家を鼓舞していくことと五輪との繋がりを意識していたように思われる。

(議論)

- ・嘉納が「日本流」の五輪を主張しIOCから駄目出しされたと聞いているが、その文脈から「ナショナリスト」の立場で五輪を考えていたといえるのか。
- ・時代性を慎重に考える必要がある。クーベルタンとの思想的共通性や、当時の日本人としては希有なレベルで世界に目が開かれていたことを考えても、ナショナリストと呼ぶのは適当ではない。国際性を多分に持ちながらも、日本を強調したい、あるいはしなければならぬ時代であったという解釈も成り立つ。
- ・インターナショナリズムの可能性と限界という視点で見るべきだと思う。国際化すればするほど、その関係性に巻き込まれていくという矛盾を抱えながら、「日本人らしさ」「日本人として」というアイデンティティを求めていた時代である。
- ・近代国家として歴史が浅い日本を成長させていくべき立場だったということもある。教育的な目線で物事を考えていくなかで、様々な立場を使い分けていたと見ることもできる。
- ・五輪に対しても、日本発の日本による貢献とい

う強い意志があり、新しい価値観を付加して世界的に発展させようとしていたと思われる。時にそれがIOCとの摩擦として顕在化したのではないか。

- ・それがまさに「自他共栄」主義である。嘉納の言う「自他」は、常に対等な関係を指しており、序列や服従の「自他」関係ではない。
- ・柔道界は、ある意味で強烈な序列化社会ともいえる。
- ・教育の目的は、階級の入替えを可能にするという秩序の再編にある。資本主義社会の二極化は、教育の力によって抑えつつ再編を図ることが可能になるが、秩序は細分化されていることが望ましい。細かな階梯を目標に「励ます」というのは、社会の安定を図る上で絶妙な仕掛けである。
- ・教育の複線化を目指したのは良いアイデアだったが、現実的なヒエラルキーの逆転はほとんど幻想に終わった。他方で自由人であり、国際人であり、世界主義者であった嘉納でさえも、国家（ネーション）を基盤にしたインターナショナルを起点にせざるを得なかったという歴史的限界性を考慮する必要がある。
- ・ネーションは、ある意味メディアの発達によって植え付けられた共同幻想である。ナショナルが脆弱なものであるが故に、常に国家的アイデンティティの確認のために競技性を求めようとする。
- ・クーベルタンとのやりとりで「スポーツ」という言葉を使っているにもかかわらず、「国民体育」と名づけたことには、何らかのこだわりがあるとみてよいと思う。
- ・五輪に対しては全面的に賛成ではなかったが、陸上運動と水泳は大事だから…という記述もある。東京招致が決まった1936年にアメリカのメディアから「ベルリン大会よりもさらに大規模にやるのか」と問われて「小規模にやりたい。前の大会よりも規模を大きくしていくようになったら五輪の意味がなくなる」と答えている。
- ・嘉納は、序列化、順位化する競技スポーツをどうみていたのか。柔道に関していえば、選手権というものに最後まで否定的だった。大会でも多くの優勝者を出すなど、あくまでも教育の一

環としての柔道を貫こうとしていたと思われる。

- ・大日本体育協会の経営についてはどのようなスタンスだったのか。
- ・講道館に関しては「あくまでも民間の組織として取り組むことが重要である」と言っている。「国に頼ってしまうと政策や担当者の変更の影響をうけるので、一貫性があって国民に浸透するような取り組みにはなり得ない」とも述べている。

<清水班員より>

ビジネス化、メディア化という現代的課題に引き寄せて、五輪（招致）をどう考えるべきかを検討したい。体協、JOCのこれまでや、2020年の五輪招致の問題をどのように捉えるか。真田班員と田原班員の論考との繋がりをもたせつつ、現代に軸足を置いた考察をしてみたい。

(議論)

- ・今日的な課題の中で、問題の捉え方が他の班員とリンクしてくると面白い。嘉納（論）からみた2020年の招致の是非というような見方が必要ではないか。
- ・それらを踏まえながら、現代まで引き寄せてくる必要もあると考えている。嘉納が生きたのは、ビジネス化、メディア化を具体的に捉えるような時代ではなかったが、歴史的文脈の中で今の問題をどう捉えればよいのかを考えてみたい。
- ・ベルリン五輪は、ある意味メディア化の端緒となった大規模開催であり、その後の五輪動向に大きく影響を与えていると思われる。嘉納がベルリン五輪をどう見ていたのかについては興味がある。
- ・戦前のオリムピズムという視点で言えば、大会に絡んで議論になるというレベルで問われていたものは「ナショナリズム」と「差別（人種、女性、プロアマ…今でいう人権問題）」であった。一方、クーベルタン以降はスポーツを通しての「教育」が第一義であり、資料から見えてくるオリムピズムの有り様とその本質は必ずしも一致しないという点に留意する必要がある。
- ・スポーツ宣言やオリンピックバリューなどに関

連する今日的課題をグローバルに示していくことを考えれば、今の時代はある意味でフィットしているといえる。グローバルな時代だからこそ、一人ひとりに届くメッセージを発信する大きなパワーになり得るのが五輪でありスポーツである。

- ・五輪はJOCに任せきりだが、スポーツを取り巻く様々な問題をトップアスリートの強化だけで処理できるとは到底思えない。民間のスポーツ組織として、それらの課題にどのようにアプローチし、どのような解決の方向性を示すのか。理念の共有はもちろんだが、現実の課題に取り組んでいくことも重要である。
- ・プロジェクトの2年目は、具体的な証拠の提示とともに、創成期に嘉納が歩んだプロセスの相対化という目的に引き寄せ、任意のフレームでみたときの解釈可能性を提示することも重要であると考え。したがって、現代からのアプローチは差し支えないが、嘉納の時代の検証や比較も必要である。
- ・今日的課題は、89年の体協とJOCの組織的分裂にも関連する「大衆化」と「高度化」の分裂にある。おそらく嘉納は、別の文脈の中でそのことに対して危機感を持って対処していたと思われる。「発展」という名の下に五輪を含めたスポーツが多様化（分裂）してきたが、全体としてのパワーは弱まっていると言えなくもない。今日、社会においては教育の範疇を超え出たスポーツを民間組織として再統合していくべきか否か、だとすればどのようなモデルが考えられるのかということを経験（の葛藤）から学ぶ必要がある。
- ・JOCの独立も崇高な理念や深い議論があつてのことではない。独立後、その意義や互いの組織のあり方などについては、検証はおろか議論すらなされていない。百周年シンポジウムはいい機会であったが、まだまだ緒に就いたばかりである。このプロジェクトで、議論を深化させていただけるとありがたい。

<友添班員より>

嘉納にとっての「体育・スポーツ概念（競技・遊戯）」とはどのようなものだったか。「高度化」と「大衆化」の分裂は、ある意味「体育」と「競

技運動（スポーツ）」との分裂に置き換えられる。ただし嘉納にとっては「競技運動」と「（運動）遊戯」が併存して内包されたものとして「スポーツ」を捉えていたのではないかという仮説を、なぜ「体育」にこだわったのかという設立の経緯と併せて検証してみたい。

<村田班員より>

クーベルタン以降は五輪が教育であったのと同様に、嘉納以降も柔術が柔道と名を変えて教育の色合いが強まっていく。柔道と教育の関係について掘り下げて行く過程で、嘉納の「体育観」や「スポーツ観」が浮き彫りになるとと思われる。

平成23年度 第2回会議記録

日時：平成23年10月29日（土）

16：00～17：40

場所：岸記念体育会館 理事監事室

出席者：菊班長、真田班員、清水班員、田原班員、友添班員、永木班員、森丘主任研究員（記録者）

菊班長からの挨拶および資料確認の後、各班員から今年度の研究課題についての発表および討議。

<田原班員および永木班員より>

田原班員より「柔道の海外普及とオリンピック」というテーマの資料に基づき説明があった。関連して、永木班員より「嘉納の“体育”観を“オリンピック”観から相対化する」というテーマの資料に基づき説明があった。

（議論）

- ・「柔道の五輪種目化」については、30年代にIOCで議論された記録があるようなので、詳しく調べてみる必要がある。IOCがベルリン大会での導入を目論んでいたとしたら、日本（嘉納）以外からの提案によって議論されていた可能性もある。
- ・嘉納が晩年まで柔道の五輪種目化に消極的だったことは明白だが、東京大会の招致が決まった後にやや変節した可能性もある。オリンピックに対して、日本文化による影響・作用を及ぼし

たいという思いがあったのではないか。

- ・競技としての柔道ではなく、別の方法（番外競技や形など）での導入を図った可能性もあるのではないか。
- ・嘉納はなぜ「スポーツ」という用語を使わなかったのか。クーベルタンが「柔道」を「スポーツとは呼ばない」というのはどのようなニュアンスなのか。
- ・クーベルタンの「スポーツ」は「努力（全力発揮）」が前提になっているが、柔道は技術としては優れていると認めるものの、相手の力を利用するものであるから「スポーツとは認めない」という立場を取っていたようである。少なくともクーベルタンのIOC会長在任期間に、嘉納から柔道を五輪種目に入れてくれとリクエストすることはあり得ない。
- ・柔道の五輪種目化に消極的だったのは、クーベルタンの考え方を知っていたことも大きな理由なのだろうか。
- ・嘉納は、IOC委員として「五輪の手伝い」をしているという感覚だったのではないか。そもそも「柔道」と「スポーツ」は違うというのが前提なので、クーベルタンに「スポーツではない」と言われても自分は柔道主義（カノウイズム）を積み上げていけばよいというスタンスだったと思われる。
- ・嘉納にとっては、柔道で一大国家を築き上げるというのが第一義であり、IOCの「スポーツ」とはイブンの関係、すなわち自他共栄の精神に立った「共存」でよいと考えていたのではないか。
- ・晩年のクーベルタンや嘉納のIOCにおけるポジションやパワーはいかほどだったのか。
- ・五輪自体は組織委員会主導で開催されており、当時のIOCは今ほどの財力・権力を保持していなかった。そのIOCのなかでも、クーベルタンはそれほどのパワーをもっていなかったと考えられる。
- ・クーベルタンは東京招致を喜んだという記録も残っているが、ラトゥールなどはどちらかといえば否定的だった。また、他の委員の多くが賛成した女性の参加やアテネでの中間オリンピック開催などにクーベルタンが反対していることなどをみても、IOCのなかでさほど信頼を得

ていなかったのではないか。

- ・クーベルタンは、「オリंपィズム」についてそれほど多く語ってはない。当時のIOC委員ほか五輪関係者も、それほど認知していなかったのではないか。大衆化と高度化の二律背反を負った拡大主義という流れの中で、戦後カールディームなどが紐解いて錦の御旗になった可能性もある。
- ・クーベルタンの「世界親善」の「世界」とはどこを指すのか。当時のIOCがイメージする「世界」とは、アジアやアフリカは含まれない「汎ヨーロッパ主義」に依拠していたと思われるが、それに対して嘉納はオリンピックをアジアでやってこそその「汎世界主義」という立場であった。この考え方は、当時のIOCにもインパクトをもたらしたのではないか。
- ・国対国の関係を意識する「インターナショナル（国際）」から「グローバル（汎世界的）」へと世界観を上げていくなかで平和や友好が出てくる。多様化する複雑な世界が差別や弊害をもたらすときに、スポーツのもつ意味や価値、そしてその役割をどう評価し、どう考察を加えていくかが重要となる。ヨーロッパ中心主義に対して、日本からのスポーツのあり方を主張することを含めて、日体協の行く末や役割を検討する必要がある。
- ・戦前のIOCには、ローカルなスポーツ文化と折り合いを付けていくという発想がみられないが、嘉納は文化多元主義を肯定している。今日的な課題に照らしていえば、文化の有り様に対する寛大さと多元的な意味と価値を意識していたと思われる。様々な歴史的な事実を少しずつ検証しながら、それらの意味について考えていきたい。

<真田班員より>

「帝都復興とスポーツ」というテーマの資料とイタリアスポーツ教育協会（AISE）での発表内容に基づき説明があった。

（議論）

- ・フランスでは学校柔道の事故がほとんどない。日本のやり方とかなり違うのではないか。
- ・そもそも指導者の考え方が違う。教育としての

柔道をかなり意識している。

- ・戦前の欧州には、階級関係をベースに柔道の広がりを受け入れていく素地があった。戦後、様々な宗教的背景をもった人間（移民）が流入してくるなかで、教育に関心を持つ人が秩序維持のために必要なものを考えたときに「柔道」を有効なものみなした。上流階級には品位品格に繋がるものとして受け入れられるなど、その応用範囲は広いと思われる。
- ・嘉納は、宗教だけでは実践に結びつかない面が大きいとして、具体的に「身体活動のなかで教育されていくこと」を理想としていた。
- ・体協 100 年（スポーツ宣言日本）の 3 つの課題の前提にあるのも身体。まず体験（経験）して、そこから自ら学び取っていくことが必要であり、外から見れば教育にもみえるが、身体経験のもつ豊かな可能性へと導いていくことが大切である。
- ・競技スポーツと生涯スポーツの関係をもう少し膨らませたい。身体経験から出てくるものが、様々な広がりや発信を可能にすることからいうと、それを契機としてトップを目指すスポーツもあれば、趣味としてスポーツに関わる人がいてもよい。
- ・システム化（制度化）されると、往々にして本来の目的から離れてしまう。現在の競技スポーツは、まさにその典型。
- ・心身二元論をとるか一元論をとるかの問題でもある。人間は分断できない。知徳体の同時経験という教育的な意味が大切であるが、競技化が進むと優勝劣敗が身体経験に優越してしまう。学校体育、況んや日体協の存在根拠・意義はまさにここにあるのではないか。

<清水班員より>

「オリンピック招致の目的と都市東京の構築：1940・1964・2016」というテーマの資料に基づき説明があった。

(議論)

- ・1940～1964～2016 の招致と東京という地学的な意味との関連をみるときに軸となるプリンシプルは「開発主義」ということか。
- ・1964～2016 に関してはそう言えるかもしれない

いが、1940～1964 の時代については正直よく分からないので詳しく調べてみたいと考えている。

- ・日体協と組織委員会、東京市と日体協との関係についてもおさえておく必要がある。嘉納自身が、招致活動のなかでの会場の選定問題をどのように考えていたのか。スポーツは国のプレゼンス向上の手段としても位置づけられているが、むしろ地政学的な意味で権力構造と開発主義が共存していたという仮説である。
- ・五輪は都市が招致するので、行政は「都市開発」を第一義とせざるを得ない。市の財政だけでは不可能なことが可能になり、さらに都市の知名度も上がることは、招致支持層を拡大するための説得材料となる。
- ・政治経済の中心となる都市において開催することの意味とは。国家的と都市の関係が同一化したモデルで考えると、負の影響が出るのではないか。今回のテーマで考えるならば、日体協が開催都市とどのように向き合っていたのかが重要である。
- ・40 年当時の東京市と日体協の関係やそこでの嘉納の構想を紐解きながら、そのプロセスを地政学的な視点で切ってみるにより、全体としてどのような切り返しができるのかを考えてみたい。
- ・政治や経済の思惑と照らし合わせたときに、日体協と JOC の関係をどう考えればよいのかなどの視点も重要である。
- ・先の招致で「レガシー」が強調されているのを見ても、基本的に発想が後ろ向きである。嘉納が目指していたのは文化の多様性であり、より積極的に日本を発信していくという矜持を持っていた。過去を振り返って「レガシー」を想うことは大切だが、それはグローバリズムではなくナショナルな発想であり、IOC 委員などには伝わりにくいと思われる。
- ・汎ヨーロッパ的なものに向き合うことで新しい汎世界的な価値観や意味が生まれる、という嘉納の考え方と五輪への関わり方には説得力がある。今日的なグローバリズムを課題とするときに、「レガシー」を謳うことでナショナリズムが前景化すると、歴史を後戻りしていくように受け止められてしまうしインパクトも弱い。こ

のことは、国民スポーツ全体を担っている組織が、オリンピックに対してどのように向き合うべきかという組織論的な問題にも関連していく。

- ・レガシーを連呼しながら、どれだけ真剣にレガシーをみつめているのかが判然としない。
- ・1000億円といわれる文化庁予算のおよそ半分は、文化財保護のために使われている。スポーツ界が「レガシー」を標榜するからには、ここでいう「レガシー」とは何であるのか、そしてそれをなぜ、どのように守るのかという問いに関わるムーブメントを起こす必要がある。

平成23年度 第3回会議記録

日 時：平成23年12月27日（火）

15：00～18：30

場 所：岸記念体育会館 理事監事室

出席者：菊班長、真田班員、田原班員、友添班員、永木班員、村田班員、山口班員、森丘主任研究員（記録者）

菊班長からの挨拶および資料確認の後、各班員から今年度の研究課題についての発表および討議。

<村田班員より>

「嘉納治五郎の教育観に関する一分析」というテーマの資料に基づき説明があった。

（議論）

- ・嘉納の教育観を決定づけたものは何なのか。それらは、全てオリジナルなものと考えてよいのか。
- ・若い頃に「道（原理）が大事」ということを掲げており、その後もぶれていない。（幸運扶翼などの表現にみられる）国家主義も、嘉納なりの理解で受け入れていたのではないか。
- ・原点にある合理主義、科学主義は揺らいでいない。嘉納の思想は、全体主義、国家主義との矛盾を止揚する「自立した個人主義」といえる。
- ・東大生時代に「精力善用」の端緒があった。明治22年（20代後半）に書いた「柔道一般ならびに教育上の価値」で、柔道に関する技術や思想はほぼ完成されている。

- ・合理の「理」は、科学的な事実や客観だけではなく「有効」という意味も含んでいる。嘉納のいう「合理」や「有効」は、広い意味を持っていると思われる。
- ・修行目的の「体育・勝負・修心」のなかの「勝負」は、嘉納の思想からは浮いているように感じる。
- ・嘉納のいう「勝負」とは、「勝敗」を重視することではなく、「肉体をもって肉体を制する」という生命のやり取りをも包含したものといえる。
- ・嘉納は、スポンサー「知育・徳育・体育（三育主義）」などから、3つの構造で物事を説明することを学んだのではないか。勝負には「知」の攻防も含んでいるのではないか。
- ・「勝負の理論を社会一般にも応用する」という件もある。「体育、武術、修心」と表現している記述もあるので、ニュアンスとしては「武術」が濃いと考えられる。
- ・真の勝負（生死）への拘りは極めてシビアなものであり、あくまでもフィクションであるスポーツの世界に血道をあげるなどというメッセージのようにもとれる。武術がスポーツ化する過程で軽佻浮薄化は避けられないが、そもそも「武道」とは生き死にであり、別のところに意味がある。
- ・大正年間に、講道館紅白試合で嘉納がラジオ放送をした記録があるが、そこには「柔道人口が増えたのは発展といえるが、姿勢が悪くなったのは退化といえよう」とある。
- ・スポーツと柔道（武術）の境界線は「武術性」と思われる。晩年に講道館内で古武術研究を推進する部門を設置している。すでに数十万の修行者が国内に存在していたときであり、スポーツと同じでよいと考えていれば、そのような動きが出るはずがない。
- ・一方で「武術も競技運動のひとつと考えて差し支えない」といいながら、他方「スポーツは遊び、非日常なので、強・健・用の用をなさない」ともいつている。時期や場所によって、メッセージを使い分けている可能性もあるが、晩年には武術再興を意識していたと思われる。
- ・強・健・用の「用」が最も重要という点は一貫している。社会に対する影響や有効性が第一義

と考えていたが、競技化によって社会から遊離していくということを危惧していたのではないか。

- ・五輪参加の理念には共感するが、競技化が突出していくと社会から離れて「用」をなさなくなる。嘉納ならば、今日の「用」をどこに想定し、どのように国民体育を継続していくだろうか。
- ・昭和5年に講道館が全日本選手権大会を行うが、戦後に行われる選手権とは全く形態が異なる。まず専門家と一般の群に分けられ、年齢別、習熟別に各群を4つに分け、合計8つのカテゴリーをつくっているが、没後直ちに今日的な選手権大会に変わっている。
- ・専門家と一般を分けるというのは、アマチュアとプロを分けたクーベルタンの発想から学んでいると思われる。戦後については、GHQの影響下でアメリカナイズされた思想を受け入れる必要が少なからずあっただろう。
- ・上流階級のスポーツは基本的に引き分けの思想であり、勝敗を決して優劣を競うというのは近代以降の産業ブルジョアジーの思想である。スポーツの思想の中にどのような価値を付与するかは時代や社会に影響される。
- ・スポーツの概念史から見ると、競争が付与されていくのは19世紀以降である。体協創立から百年が経過して再び同じ問題に直面したともいえる。
- ・没後直ちに嘉納の方針がいくつか覆されているが、晩年の嘉納の柔道や講道館における影響力はあまり高くなかったということか。
- ・嘉納の実践を継承したいと考えた弟子もいたはずだが、好戦的な気風が蔓延していた時代が許さなかったと思われる。満州事変、国家総動員法の発令など、大政翼賛的な流れの中で、柔道をやることを社会が受け入れていく気風は、嘉納の晩年（昭和13年）あたりが最後だったのではないか。
- ・一方で、制度や組織を内から見れば、個人のカリスマの頑張りに関わらず、その変化はアメーバのように広がっていく。小さな組織的規模で自分の意志が直接的に伝わる時期から、それが手を離れて拡張していく時期があり、嘉納個人の思想と離れた動きは少なからずあったはず

である。

- ・嘉納は、柔道の必修科目を「形」「乱取り」「講義」「問答」と説いているが、柔道界の現状を見ると「乱取り」以外はほとんどなされていない。武道の必修化を契機として、原点回帰する必要がある。
- ・フランスでは、いまだに「形」や「考え方（友情やフェアプレイなど）」を問うことも含めた昇段試験がなされている。日本でも、女子柔道では現代まで3段以上の昇段には筆記試験が課されていたが、競技化して五輪に組みこまれてからはなくなった。

<友添班員より>

「嘉納治五郎の体育概念に関する覚え書き～大日本体育協会の名称と関係性を視野に入れて～」というテーマの資料に基づき説明があった。

(議論)

- ・嘉納の思想のベースには、スペンサーの三育主義や心身二元論があったと思われるが、心と体を切り離して分析的にみているようで、身体形成だけなら体操でよいが面白くないといった精神的なことにも言及している。
- ・嘉納は、当時出始めていた「身体を通じた教育（身体と精神の教育が大切）」に依拠せずに、あくまでも「身体の教育」「体の形成」だといっているが、心身相関の立場から精神の徳育的な意味があるとも書いている。「遊戯」と「体育」は、そういうアウトカムが結果として身につくのか、それを予め意図してやるのかという点で大きく分かれており、「競技連合」という名称をとらなかった理由もそこにあると思われる。
- ・柔道の定義と同じように、体育も上段と下段に分けて考えていたのではないか。単に身体を強健にするというときにも、国家の発展に活かすということにも、同じ「体育」という言葉を使っている。
- ・「実用の体育」など、国民体育の中でもさらに概念分類している。体育についても、いくつかの層に分けて分類していたと考えられる。
- ・嘉納の中では、広義の「柔道」が「体育」の上位概念になっていると思われる。柔道の普及には様々な制約があるため国民体育を考案した

が、「体育」は広義の柔道に至るための方法（手段）と考えていたのではないか。

- ・常に有効性を重視していた。大衆（マス）の概念は、もともと教育を受けていない労働者階級を指す言葉であったが、それが大きな力を得るという驚異が20世紀にあり、大衆をどのように取り扱っていくかが教育の課題でもあった。教育を上と下、レベル別にわけて構造化しなければならなかったと思われる。
- ・その時代には「体育」が最も相応しいと思ったのだろうか。すべての国民に対する教育を考えるためには、結果として何かを得られるというスポーツではなく、意図的・計画的な教育として生涯体育の推奨を考えたのだろうか。
- ・高等師範では、学生達に多くのスポーツを推奨している。エリートのための運動競技と大衆に向けた国民体育を分けて考えていたと思われる。
- ・運動競技は、対社会的に弊害が大きくなっていくと考えたのではないか。何故、これほどまでに水泳を重視したのか。
- ・嘉納の水泳に関する記述に頻出するのは「精神の修養」である。
- ・貴族がなぜスポーツ概念に野外を含めるかといえば、外に出て先の読めない自然に立ち向かうために、長期間訓練することによって様々なことを学べると考えているから。もちろん退屈凌ぎという前提もある。
- ・労働者階級は困難から開放されることを「楽しさ」と捉えるが、貴族階級は取って困難を求めることで「楽しさ」を得ようとする。現代スポーツは、産業ブルジョアジーの発想のみを正しいと捉えているが、本来は上流階級とブルジョアジーとの関係で捉えていくべき。
- ・イギリスが、いかに「ゲーム」を制するかを重視する海軍（知力重視）思想であるのに対して、日本はもっぱら陸軍（体力重視）思想である。その意味でも、嘉納が水泳を重視したというのは大変興味深い。
- ・嘉納の周辺は海軍の色が濃い。陸軍に比べて海軍に受け入れられていくという流れもある。国民体育も、まず海軍から入っていく。
- ・柔道は、陸軍でも取り入れられているが、柔道史的には海軍の方が盛んだったのは事実であ

る。昭和になってから陸軍と講道館の間には確執があったともいわれている。

- ・嘉納は、今でいう生涯スポーツの原点をいっており、言葉としては「体育」を使っている。普遍的な命題、原理はあるけれども、それをどのように有効に施していくかということに腐心したのであろう。

<山口班員より>

口頭で今年度の研究テーマについて説明があった。

(議論)

- ・女性には、セーラー服のままで「柔の形」をとらせたりしているが、同じようなことを男性にはしていない。女性から国民体育を発信したいという意図があったのではないか。
- ・勝敗を決する「試合」ではなく、技を磨くための「試し合い」を奨励していた嘉納が、何故に女子にはそれをさせなかったのか。
- ・嘉納自身は女性にも試し合いをさせたかったのかもしれないが、当時の社会背景がそれを許さなかったのではないか。柔術や柔道に女性をいれることの難しさを考えて、良妻賢母的なニュアンスを前面に出して進めていこうとした可能性もある。
- ・海外では比較的早く女子の試合がスタートしているが、嘉納はそのことに対してアプローチしているのか。
- ・日露戦争の頃に、嘉納の高弟がホワイトハウスの女性達に柔道を紹介したときの写真が残っているが、そのときに指導したのは「柔の形」である。女性達は喜んで、そこから男性（の柔道）にも広まっていったといわれている。当時の女性達には、形ですら新鮮で面白いものとして受け入れられたのかもしれない。
- ・柔道だけでなく、女性のスポーツ全般が良妻賢母教育に資するものとして普及していく文脈もある。日本では1920年代から、一部に女性スポーツを抑える雰囲気がありつつも、女学校を中心にスポーツが普及していくという流れもある。その流れと柔道との関わりに興味がある。
- ・嘉納は、家庭の長は母親であり、そのためには教育（体育）が必要であると考えていたと思わ

れる。女学校の設立に尽力したことにも符合する。

- ・嘉納の女子柔道に対する思いや取り組みを、単なるジェンダー論で切るのではなく、国民スポーツの推進という今日的課題に対する様々な解釈可能性に拓かれた事例として分析してもらいたい。
- ・スポーツ自体が男性中心に考えられてきており、そのモデルで女性スポーツも振興してきたという文脈がある。単純な男女差別論ではない次元で、これからの女性のスポーツ振興について議論していく必要がある。

平成 23 年度 第 4 回会議記録

日 時：平成 24 年 2 月 20 日（月）

14：00～18：30

場 所：岸記念体育会館 理事監事室

出席者：菊班長、清水班員、田原班員、友添班員、永木班員、森丘主任研究員（記録者）

菊班長からの挨拶および資料確認の後、各班員から今年度の研究課題についての発表および討議。

<永木班員より>

「“柔道”と“スポーツ”の相克 —嘉納が求めた武術性という課題—」というテーマの資料に基づき説明があった。

(議論)

- ・岡部は柔道を「スポーツ」と考えていたが、嘉納はそうではなかったということか。
- ・体重別を取り入れるなど、戦後、柔道をスポーツ路線に向かわせたのは岡部と考えられる。
- ・嘉納の晩年、「精力善用国民体育の形」の普及に相当の思い入れと覚悟をもって臨んでいたことが窺えるが、その評価はどうだったのか。
- ・昭和 6 年の小学校における武道必修化にともない「精力善用国民体育の形」の一部が導入されたのは事実だが、どれほど根付いていたのかは不明である。
- ・今日的に言えば、五輪参加は高度化の頂点という印象を持つが、嘉納の五輪参加の動機は「オ

リンピズム」がベースにあり、複数の国の思想や考え方の交錯によって自国の主張をより明確に国際舞台に提出できる、という「実用」の観点からそれを貫こうとしているようにもみえる。そこには、ある種のイデオロギーが底流にあって、嘉納のなかで「体育」と「スポーツ」には矛盾がなかったと思われる。

- ・異種格闘を黙許した嘉納が、講道館関係者の反対意見を踏まえて試合を行った人間を処分し、それ以降の他流試合を禁じたというのは、柔道がスポーツ化していく端緒となったとも考えられる。そのスポーツ化に対抗するものとして「形」や「女子柔道」が浮かび上がってきたのではないか。
- ・嘉納は、政治的単位としての「国家（ステイト）」には蛋白だが、日本人という「民族（ネーション）」のアイデンティティにはこだわりがあるように見える。柔道によって、異文化を取り込もうとしたのか、あるいは人類文化にまで止揚しようと画策していたのか。
- ・晩年は、他国との融和という意味で外国（人）も視野に入れられていたようだが、自我（自国）あつての他者という意味での「自他共栄」がベースにあったと思われる。
- ・海外で活動する日本人柔術家との交流を見ると、外国人よりも前に日本人と面会している。根底には、柔道思想を持つ日本人を海外で活かしていくという戦略もあったのではないか。
- ・柔道の海外普及は、「護身」として重宝されたことや「エキゾチック」「神秘的」であることなどが主な理由と思われる。洋の東西を問わず、異文化に対する圧倒的な好奇心がある。
- ・フランスでのジャポニズムの流れなど、浮世絵に代表される日本文化の影響は大きかっただろう。柔道そのものというよりも、日本に対する興味関心の大きさによって、そのようなブームが起こり、それが受け入れられていく素地があったと思われる。
- ・嘉納は海外の柔道家の出自を一切問うていない。もちろん強さもなくてはならないが、優勝劣敗で終わらせずに、より高度なものを積み上げていこうという理念が窺える。
- ・欧米との差異を明確に知ることによる自国のアイデンティティの確立。自他共栄で言えば、他

- 者（他国）にもアイデンティティがある。思想的には、ヘゲモニーはなかったと思われる。
- ・嘉納は、政治的単位と民族的単位を切り分けて考えていたと思われる。政治的な単位で考えるのはインターナショナリズムであり、民族的単位で考えればこそそのグローバリズム（+ローカリズム）である。
 - ・嘉納の「武術性」には定義があるのか。
 - ・「ルールに縛られない純粋な格闘技としての柔道を武術柔道と呼ぶ」としている。
 - ・ルールを決める必要のある異種格闘をどのように活かそうとしていたのか。
 - ・耐えず柔道の武術性（技術性）の更新・発展を志向しなければならないという考えがあったように思われる。異種格闘についても、処罰問題が出てくるまでは情報収集にあてていた。
 - ・嘉納が、異種格闘を行った門人の処罰を必ずしも望んだわけではないというのは、オリジナリティの高い考察である。
 - ・思想としての「柔道」、ある種のイズムをもって世の中を導いていこうとしていたと思われる。趣意書には大衆化と高度化が併記され、それを推進したと解釈されているが、日体協が向かうべき方向性を浮かび上がらせるために、そのプロセスを逆照射してもらいたい。
 - ・高度化と大衆化を同次元で進めていくのは困難である。高度化に棹さすことで、ドーピングなどの問題もでてくるが、ある範を超えてしまうと大衆が見限るという可能性もある。嘉納は、その波に逆らうことにある意味で失敗したが、そこでの葛藤や挫折の有り様を踏まえつつ、日体協の今日的な課題へと繋げていく必要がある。

<田原班員より>

「1940年第12回オリンピック東京大会における柔道／武道の導入について」というテーマの資料に基づき説明があった。

（議論）

- ・ IOCでは「JUDO」、国内では「武道（BUDO）」が用いられているが、ここに政治的な力が働いていたとも考えられる。当時は、古武道（武術）関係者からの「武道のスポーツ化」を揶揄する発言なども盛んな時世だが、それらを慮って「武道」が採用されたという流れも想像に難くない。
- ・ 五輪で実施しようとした「武道」は、「形」だったのか、それとも「競技」だったのか。
- ・ 嘉納が、東京五輪で日本の何かを示すために、「武道」を取り入れようとしていたというのは確かなのか。すでに嘉納の力が及ばないところで、話が進んでいたということはないのか。
- ・ 嘉納は、競技種目を決定する競技委員会のメンバーではなく、その意志決定に十分に関与できていない可能性は高い。ただ、「武道」と「武術」の使い分けなどの問題はあっても、武道（武術）を五輪競技に加えたいと考えていたことは疑えないと考える。
- ・ 「番外競技」の位置づけとはどのようなものなのか。前回（ベルリン）大会では、どんな競技種目が実施されたのか。
- ・ ベルリンでは、グライダーなどが実施されている。いずれにせよ、競技種目の選定はほとんど開催国に一任されていたようである。
- ・ 嘉納は、五輪への柔道（武道）導入に深く関わっているようには見えない。なぜこの点についての発言がないのか、資料がないという意味についての考察を、永木論文との関係において少し整理してもらいたい。
- ・ ローカリティとグローバリズムの関係で言えば、嘉納自身の理想から離れてスポーツが利用されていくという文脈もあるので、彼自身の発言の有無による影響力も斟酌する必要がある。
- ・ 若いときから政治的動きを好まない性格であり、民族（ネーション）に関する思いは強いが、国家（ステイト）に関する興味は薄いと思われる。
- ・ 日体協の今日的課題との関係でいうと、国のスポーツ基本法や戦略・計画に対して、「民」の立場でどのようなスタンスをとるのか。当時からスポーツと政治は既に切り離せない関係にあったと考えられるが、嘉納自身がそれに違和感を覚えて、別の動きを志向していくことも重

なってくる。

- ・第12回大会に関して、大日本体育協会の関与についての記録もあるが、組織委員会とのメンバー重複という人的貢献と、競技力向上に力を注いだという貢献が主であることをみると、「スポーツのことに専心する」という政治との距離感だったともいえる。
- ・第12回大会は、当初文部省の管轄だったが、厚生省ができてからはそちらで扱うようになる。日本陸軍の意を受けた厚生省が、軍事力の増強に繋がる国民体力の向上に政策的に関わっていくという流れがあるが、このような国策としての五輪利用に対して、嘉納には別の考えがあったと思われる。
- ・第12回大会招致にかけた情熱と、柔道（武道）の導入に関する沈黙のコントラストが興味深い。招致以前と以降の国内動静がダイナミックに変わった可能性もある。

<清水班員より>

「なぜオリンピックを東京に招致しようとするのか：オリンピックと都市東京の1940-1964-2016」というテーマの資料に基づき説明があった。

(議論)

- ・ここで扱っている嘉納の言説は、五輪開催にこぎつけるために、日本の国内情勢に併せて敢えて発したものと捉えることもできる。
- ・新聞記事やラトゥールほかの書簡は確かにあるが、誰に対するどのようなやり取りなのかを慎重に検証する必要がある。
- ・新聞記者に語っている内容というところに、ある種のストラテジーを感じなくもない。
- ・副島の考え方はヨーロッパ的で、スポーツが帯びている文化的な価値を大切にしているが、細かく見ていくと嘉納の考え方とはかなり異なる可能性もある。当時は副島のほうが世界情勢に明るく、日本人であるがIOCサイドでものを考えていたと思われる。
- ・ベルリン五輪は、東京大会にどのような影響を及ぼしたのか。嘉納はベルリンほど盛大にやる必要はないと述べているが、一方で大会自体は立派な大会だったともいっている。

- ・「単にスポーツ競技だけの大会ではない」というコメントは二通りの解釈が可能である。ひとつは、スポーツに対する見方として、ある意味でフィクションかつ自己完結するものであり、そういう大会にはしたくないという捉え方。もうひとつは、スポーツは外交や経済などにも多分に影響を及ぼすものであるという、対外的な意味や影響を重視しているという捉え方。
- ・嘉納の言説を読み解く側のプリズムが、嘉納のそれと異なっている可能性についても配慮しておく必要があるが、彼の性格からいえば、社会的効果（ミッション）を持たせた方がよいというニュアンスではないかと思われる。
- ・オリンピズムの正当性からいうと、どこかの国で開催されたとしても、オリンピズムそのものがねじ曲げられることは許されない。IOCの立場に立てば、ベルリンで開催地の思惑が色濃く表出したという警戒心もあったと思われる。
- ・オリンピズムは、平和に対するムーブメントであり、その意味で政治的なムーブメントとの関わりがでてくるのは不可避である。
- ・IOCは、第12回大会のイニシアチブを大日本体育協会に取らせようとしたが、嘉納はオールジャパンで取り組んでいくことを志向し、IOCはそのことには批判的だった。
- ・東京五輪を、単にヨーロッパ型の五輪を継承するスポーツ大会で終わらせるのではなく、すべての国民の体育奨励をも実現したいという意図が垣間見える。趣意書にある五輪参加と国民体育推進の理念は失われていない。それを実現した形としての東京大会を、世に示したかったのではないか。
- ・これまでの五輪招致を概観すると、政治的単位としての国家、それを利用しようとするもの、そしてキーパーソンが生まれてくるという構造は一貫している。その構造を生みだすものはなんなのか、嘉納はそれに抗って異なる役割を果たそうとしたのか。
- ・単純な因果関係ではなく、そこに構造や仕組みがあればこそ歴史は繰り返す。舞台装置そのものの仕組みは、あまり変わっていないと思われる。
- ・天皇、東京、そして嘉納論を超えた日本にとっての五輪論、すなわち国の政治的原理のあり方

と日本人にとってのオリンピズムは、国家論のバリエーションといえるだろう。当然これは、IOCの考え方とは相容れないものとなる。

- ・オリンピズムは、近代欧州のセオリーとして相対化できる。嘉納はそれを乗り越えようとしていたのか。
- ・都市東京の成立過程などを調べていけば、競技施設の配置などに関する意志決定プロセスに、

単なる「開発」ではない動きも見えてくるのではないか。

- ・そのプロセスにおける大日本体育協会の動きが分かれば、分裂した日体協とJOCの関係を今後どうするべきかという根幹の部分、分裂していることによる影響なども検討することが可能になるだろう。

平成 23 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 Ⅲ

日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題－嘉納治五郎の成果と今日的課題－ 第 2 報－

◎発行日：平成 24 年 3 月 31 日

◎編集者：菊 幸一（日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題・研究班長）

◎発行者：公益財団法人日本体育協会 <http://www.japan-sports.or.jp>

（〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1）

◎印刷：日本印刷株式会社

（〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-12 第 2 ツナシマビル）



平成23年度
日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題
— 第2報 —

公益財団法人 日本体育協会
スポーツ医・科学専門委員会



平成23年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ

日本体育協会創成期における
体育・スポーツと今日的課題
— 嘉納治五郎の成果と今日的課題 —
— 第2報 —

公益財団法人 日本体育協会
スポーツ医・科学専門委員会

